

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第4回幕別町議会定例会

(平成18年12月5日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
20 野原恵子 21 永井繁樹 22 千葉幹雄
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 陳情第10号 「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情書

会 議 録

平成18年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年12月5日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月5日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保征喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 会計課長 鎌田光洋 地域振興課長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
20 野原恵子 21 永井繁樹 22 千葉幹雄

議事の経過

(平成18年12月5日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成18年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、20番野原議員、21番永井議員、22番千葉議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告及び行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月22日、第50回町村議会議長全国大会及び、第31回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加しております。
その議案の抜粋を、お手元に配付してありますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。
次に、事務局から報告をいたさせます。
○局長（堂前芳昭） 10番豊島議員より本日欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成18年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。
初めに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。
新年度予算につきましては、平成19年4月に地方統一選挙が予定されておりますことから、骨格予

算編成となりますが、例年どおりに予算編成方針並びに新町建設計画等を確認するとともに、職員が一丸となって要求原案作成作業を行い、現在のところ、各課からの要求原案の取りまとめを行っている段階にあります。

今後、年内のヒアリングを経て、編成作業が本格化いたしますのは、年明けからとなり、例年どおり2月中旬には予算原案を確定いたしたいと考えております。

現在、我が国の経済は、一部製造業などにおいて回復傾向にあり、明るい兆しが見えるとの報道等もありますけれども、地方とりわけ北海道全体といたしましては、依然として景気の低迷が続いており、厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

このような中で、国は「税源移譲・補助金削減・地方交付税の見直し」を同時に進める三位一体の改革や、平成19年度の国の予算編成を前に、経済運営と予算編成の指針となる「骨太の方針2006」を示したところでありますが、新型地方交付税の内容など詳細については不透明な部分が多く、実態の把握に苦慮している状況にあります。

また、先に総務省が示した平成19年度の地方財政収支仮試算においても、地方交付税に関しましては、出口ベースで前年度対比2.5%減となっており、地方交付税に依存する割合の高い本町にとっては、非常に厳しいものになるものと考えております。

このようなことから、平成19年度予算編成は、先に幕別町行政改革推進委員会から答申をいただきました「第3次幕別町行政改革大綱」に基づき、歳出全般においての見直しを行い、厳しい中でも職員とともに一丸となって、最小の経費で最大の効果を上げるという基本理念のもと、町民福祉の向上と魅力あるまちづくりを目指し、町民の皆さんのニーズに対応出来る予算編成となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第三次幕別町行政改革大綱及び推進計画の策定について申し上げます。

第二次幕別町行政改革大綱及び推進計画につきましては、平成16年度をもって実施期間が終了いたしましたことから、速やかに新たな計画を策定するべく、平成17年5月に庁舎内に「行政改革推進本部」を設け、新たな課題の把握とより一層の効率的な行財政運営について検討を重ねてまいりました。

その結果、一つ目に「効率的な行政運営システムの確立」、二つ目に「自立型組織への転換と組織の再編」、三つ目に「住民との協働による行政運営の実現」、四つ目に「自立可能な財政構造の構築」を推進事項とする第三次幕別町行政改革大綱及び推進計画がまとまりましたことから、本年8月に住民検討組織であります「幕別町行政改革推進委員会」に諮問をさせていただき、10月31日に大綱及び推進計画を了承する旨の答申をいただいたところであります。

慎重審議をいただきました委員の皆さんに、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本日現在、本町において交通事故死ゼロの日が、958日間続いております。

このことは、関係機関・団体の日ごろからの活動やご努力、さらには地域住民の交通安全に対する深いご理解ご協力の賜と、感謝とお礼を申し上げます。

なお、これから、冬の季節を迎え、路面状況が悪くなることが予想されますことから、交通安全に十分注意いただきますよう啓発に努めますとともに、来年1月16日には交通事故死ゼロの日1000日を迎えられるよう、関係各位と連携を図り、達成に向けて努力いたしてまいりたいと考えております。

次に、町有墓地について申し上げます。

本年9月に着工いたしました千住墓地の拡張工事が、11月末に竣工いたしましたので、12月1日から使用申し込みの受け付けを開始いたしましたところであります。

貸付にあたりましては、8平方メートル・6平方メートル・4平方メートルのそれぞれの区画ごとに、ブロックを設け、ご希望に応じて、順次、貸し付けてまいりたいと考えております。

なお、募集の詳細につきましては、11月の広報に掲載いたしましたところでありますが、今後も広報紙等により随時お知らせするほか、役場庁舎・支所等に掲示してお知らせするなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に十勝愛育園について申し上げます。

今定例会に、平成19年3月31日をもって十勝愛育園を廃止することについての条例を提案させていただいておりますが、施設廃止後の対応等について、ご報告をさせていただきます。

肢体不自由児通園施設であります十勝愛育園につきましては、10月1日から、これまでの措置制度から利用契約制度に移行しておりますが、現在、契約されている方は、帯広市、芽室町、清水町に在住の3名の方々となっております。

この3名の方々の今後の支援方策についてであります。小学校に入学されるまでの間は、帯広市の子育て支援総合センターにおいて理学療法士が実施しておりますリハビリテーションに通所させていただくことで、現在、帯広市と協議を進めているところであります。

また、これまで北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターから医師及び理学療法士等の派遣をいただき、十勝愛育園で開催しておりました巡回療育相談につきましては、平成19年度以降も引き続き、帯広市を会場として継続していただくことで、北海道及び帯広市と協議を進めているところであります。

なお、障害を持つお子さんや保護者の皆さんの交流及び相談支援につきましては、子育て支援センターを活用し、保育と保健の両面から支援していけるよう、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、11月7日に佐呂間町でおきました竜巻による災害について申し上げます。

新聞報道等でご承知のことと存じますが、国内において観測された中で、過去2番目に強い竜巻、瞬間風速が毎秒83メートルと推定されておりますが、これにより、甚大な被害が発生いたしました。

特に、死亡された方が9名にものぼり、その中には、幕別町民の方1名も含まれておりまして、大変悲惨な結果になったところであります。また、家屋等の損壊も多数にのぼったことなどから、国においては、災害救助法を適用し、各種対策を講じているところであります。

本町におきましても、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、先般、ご遺族の方に、災害弔慰金の支給をいたしたところであります。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまには、1日も早い復旧・復興を願っているところであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、雪解けは平年並みであったものの、播種時期の大雪やその後の低温・日照不足の影響により、農作物の生育遅れが続き、収穫量・品質ともに非常に心配されたところであります。その後7月下旬から8月に入ると一転して高温少雨となり、さらに9月・10月には好天が続いたことから、生育が順調に回復し秋の収穫時期を迎えることとなりました。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、収穫作業は例年より若干遅れ、収穫量も平年を下回る8俵程度であったものの、品質については全量1等のAランクと見込まれているところであります。

馬鈴薯については、定植時期の降雪により初期成育が遅れたことや7月中旬の雨不足のため小玉傾向で、収穫量も平年より若干少ない状況にあります。

豆類については、7月下旬から8月の開花期に天候に恵まれたことから、特に小豆・手亡は昨年より収量的には多くなりましたが、価格は低迷している状況であります。

てん菜については、湿害等の影響により昨年より収量が少なく全体的に小ぶり、糖度についても平年より低い16%程度と見込まれております。

野菜については、ながいもが夏場以降の好天により生育が回復し、平年並みの収量が確保されたものの、価格については低迷気味で、逆にゆり根は一部で発育不良により歩留まりは低下したものの、収量は平年並みで価格については上昇傾向となっております。

その他、葉もの野菜については、概ね平年並みの収穫量であるとお聞きをいたしているところであります。

また、牧草はほぼ平年並みの収量が確保されましたが、サイレージ用とうもろこしについては、干

ばつの影響により平年より2割ほど少ない収量となっております。

いずれにいたしましても、前半の天候不順による影響があったことにより、農作物全体としては平年を若干下回る状況ではありますが、生産者皆さんのご努力と農協等関係機関の適切なお指導、ご助言に対し敬意を表するものであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

本年11月末現在におけます公共工事の発注済額は、約24億6,700万円で、発注率にいたしますと94.4%となっており、本年度計画いたしておりましたほとんどの工事の発注を終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完了と労災事故の防止など安全管理の徹底を図るよう、受注者に対し重ねて指導してまいりますとともに、未発注工事につきましても、発注条件の整備に努め、工事遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、陳情第10号「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第10号「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休 会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月6日から12月11日までの6日間は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から、12月11日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月12日、午前10時からであります。

10：19 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第4回幕別町議会定例会

(平成18年12月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1

会議録署名議員の指名

23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男

(諸般の報告)

日程第2

一般質問

会 議 録

平成18年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親 民生部長 新屋敷清志
経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄 教育部長 水谷幸雄
札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美 総務課長 川瀬俊彦
糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博 企画室参事 羽磨知成
福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭 商工観光課長 熊谷直則
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 学校教育課長 八代芳雄
生涯学習課長 長谷 繁 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
経済課長 飯田晴義 介護支援係長 金田一宏美 忠類総合支所商工観光係長 高橋靖亨
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男

議事の経過

(平成18年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、23番坂本議員、24番古川議員、25番佐々木議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式の試行により行うことといたしますので、お間違いのないようにしていただきたいと思っております。

なお、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

○24番（古川稔） 通告に従いまして、今後の町政運営について、質問いたします。

岡田町長が、2期目の町政を担われて3年7カ月が過ぎようとしております。私は、町長の2期目に対する御自身の総括的評価と来期の町政運営に向けた所信を伺いたいと思っております。

町長は、まちづくりの基本理念として、公正で清潔な行政を基本に、刻々と変化する今日の社会情勢に的確に対応する時代感覚をもって、次代を担う子供たちに明るい未来を約束し、すべての町民の皆さんが安心して生活できる環境づくりへの取り組みを掲げ、第4期総合計画を基本として、協働のまちづくりを目指し、六つの施策を展開されてまいりました。

一つ目の生活環境では、自然と調和した快適で住みよいまちづくり。

二つ目の産業振興では、地域の特性を生かした活力あるまちづくり。

三つ目の福祉、保健衛生では、安らぎと生きがいのあるまちづくり。

四つ目の教育、文化、スポーツでは、心豊かな人と文化を育むまちづくり。

五つ目のコミュニティ、交流では、人と人が触れ合うまちづくり。

六つ目の行政運営では、町民とともに歩むまちづくりであります。

岡田町長の2期目は、より一層厳しさを増した地方財政に、その行政運営も大変苦慮されてこられたのではないかと感じております。2期目の就任に当たり、町長が掲げた施策においても、計画どおりの実施したものや、目標を達成したもの、また、財政状況の変化により、当初の計画どおり進まなかったものもあると思っておりますが、その厳しい財政状況の中にあつて、札内駅周辺整備やマスタープランによる公営住宅の建て替え、札内東コミセンの建設、老朽化した近隣センターの建て替えなどの住民の日常生活の環境整備を進められました。

また、ソフト面では、協働のまちづくりの推進事業を進められ、町民の自治意識を高め、地域と行政が共に住みよいまちづくり、地域づくりを進めることができるようになったことは、多くの町民も高く評価するところであります。

また、町長は就任以来、町財政の健全化に鋭意取り組まれており、起債の繰上償還を積極的に進め

られ、毎年5億から7億の元金を償還し、各種の町民要望に応えながらも、10年前の起債残高で財政運営をされてこられたことについても、高く評価できるものであります。

しかし、いかに努力されても、この厳しい財政状況を乗り切るためには、町民の皆さんの協力や負担も必要だったことも現実の問題であったと思います。

その一つが、家庭ごみの有料化であります。バブル景気に湧き、飽食の時代と言われたころより、各家庭からのごみの排出量が増え、その増え続けるごみの処理費用は年々増加の一途をたどり、町にとっても大きな負担となってきました。本町では、平成9年よりいち早く容器包装リサイクル法による資源ごみの収集を開始し、また、一昨年より全品目の収集、資源化を進めておりますが、ごみを多く出す家庭、環境を考え資源化、ごみ減量に努力される家庭との公平性を確保するため、また、町の財政的な負担を軽減するためには、家庭ごみの有料化はやむを得ない選択であり、このことが現在、ごみの減量化や資源化、環境保全への住民意識が高揚していることを考えますと、多くの町民の理解が得られているものと思っております。

次に、町村合併であります。今期において、特に岡田町長の最大の事業であり、実績は十勝管内で唯一であります、忠類村との合併であると思っております。

平成15年より3町村による合併を目指し、任意協議会、法定協議会への協議を重ねられました。途中、1村が自主自立の道を選択し、協議会から離脱いたしました。その後も幕別町と忠類村の2町村での合併を目指し、協議の道を決断され、短い期間の中で多くの協議を重ね、両町住民が納得のいく形での合併が本年2月6日に成就いたしました。

私どもも協議内容については、合併特別委員会にて逐一報告を受け、その合併に賛成の立場をとったところであります。

この合併協議を、誠意を持って進められました岡田町長、旧忠類村の遠藤村長をはじめとする、この合併に関係されました多くの方々のゆるぎない努力の賜物と思うところであります。深く敬意を表するものでもあります。

岡田町長は、合併が終点ではなく、新たなまちづくりのスタートであり、一つの町として共に手を携え、次の世代に自信を持って引き継ぐことができるまちづくりに取り組む決意をされました。一体感の醸成、均衡ある発展の確保、協働のまちづくりの推進、行政改革の推進、以上四つの理念のもと、平成18年の新幕別町の行政執行方針も一つの行財政では、共に考え、共につくる活力あるまちづくり。

二つ目の産業振興では、農業を核に競争力のある産業のまちづくり。

三つ目の福祉、保健では、笑顔行き交う健康と安らぎのあるまちづくり。

四つ目の教育、文化、スポーツでは、文化の香る心豊かな学びのまちづくり。

五つ目の生活環境では、自然とともに生きる環境に優しいまちづくりへと転換され、全町民に対する優しい心根をもって、合併後の行政を担われておりますが、国や道の財政状況も厳しい中で、町政執行に現在まで大変苦慮されたものと思っております。

町長就任以来、多くの施策を展開された町民の福祉増進や生活基盤の整備に鋭意取り組まれ、実績を残されましたことは多くの町民が高い評価に値すると思っております。私も心より敬意を表したいと思います。

そこで、現時点での2期目の町政を執行された総括的な評価、所見をお伺いしたいと思います。

次に、将来に向けた本町のまちづくりについて、町長の考えを伺いたいと思っております。

国は今後もさらに三位一体の改革を推し進めることと思っております。このことにより、地方自治体にとってはますます厳しさが増し、一層の財政危機が迫ってきているのではないかと感じております。行財政の中でも、自治体改革が必要でもあろうし、本町の基幹産業であります農業についても、品目的横断経営安定対策での大改革が始まろうとしておりますし、昨日も参加してまいりましたが、オーストラリアとの2国間自由貿易、FTA問題におきましても、非常に農業者の今後の経営に不安を募らせているところでもあります。

また、国の福祉施策の後退や、取り巻く環境も悪化の方向に向かっているように思います。少子高齢社会の中、町民への福祉をいかに進めるかが必要な課題であるとも思っております。さらに、国は戦後最長であったいざなぎ景気を超え、景気は回復したといっておりますが、地方や私たちの住む北海道全体では、経済状況は回復傾向を見せていないのが現状でもあります。

このような状況のもと、本町においては、本町地区、札内地区の中心市街地の活性化や、依田地区への大型店の進出問題等課題も山積している現状でもあると思います。また、来年2月には、忠類村との合併をして丸1年を迎えます。

来年度は新たな幕別町の2年目となり、合併時に掲げた一体感の醸成と均衡ある発展を着実に具体化する施策の必要があるのではないかと考えております。今後、ますます厳しさを増す社会情勢、深刻化する少子高齢化、自主財源の乏しい地方自治体の運営を担う首長としては、大変な時代ではありますが、岡田町長は将来の幕別町のあるべき姿をどう考えておられるのでしょうか。

また、来期におきましても、引き続き町政を担うお気持ちがおありになるのか、併せて所信を伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

今後の町政運営についてであります。

私は、平成15年4月、「住みよい心地よい元気なまちづくり」を目標に掲げ、二度目の町長選挙に立候補させていただき、多くの町民の皆さんのご支持を頂き、無投票当選をさせていただきました。

早いもので、私に与えられました任期も残すところ4カ月余りとなりました。

今、この4年間を振り返りますとき、山積する課題に全力で取り組み、全力で駆け抜けた4年間であったと実感いたしているところでもあります。

バブル経済が弾け、地域経済は低迷を続け、また、国家財政も大きな負債を抱え、町財政もその影響を大きく受け後退を余儀なくされるなど、非常に厳しい状況でもありました。特に、地方交付税においては、幕別町で考えますと、平成12年度に60億円ありましたものが、今、平成18年度の見込みみでは44億円となり、財源の確保に苦慮しながらの町財政運営でもありました。

しかしながら、まちづくりに停滞は許されず、しかも町民の皆さんの生活に密着した多くの課題には、誠心誠意取り組みをさせていただいたものと思っております。また、お話がありましたが、この4年間での一番の大きな課題は、忠類村との合併でありました。国が掲げる「平成の大合併」の指針のもと、町議会をはじめ、多くの町民の皆さんとともに、町の将来をしっかりと見定め、同じ志をもつ忠類村と合併に向け協議をし、十勝管内で唯一の合併町として新たなまちづくりをスタートさせることができました。合併に向けた判断への評価は、今後、町民の皆さんが行っていただけるものと考えておりますが、今、私、その判断自体は間違いではなかったものと思っております。

はじめに、2期目の総括的な評価と所見をとのことであります。

私は、平成15年4月、立候補に当たり六つの基本施策を掲げ、町民の皆さんへの公約とさせていただきました。六つの基本の施策に沿って申し上げたいと思います。

1点目は、「自然と調和した快適で住みよいまちづくり（生活環境）について」であります。

都市基盤の整備と良好な居住環境の確保、ゴミ資源化の総合的推進、高度情報通信社会への対応と行政サービスの向上などを公約として掲げました。ここでは、札内北栄土地区画整理事業や札内文京町西地区開発事業への支援を行うとともに、旭町地区公営住宅建替事業を実施し、良好な居住環境と良質な住宅地の提供に取り組みました。また、電動生ゴミ処理機購入助成制度の拡充や資源ゴミ収集回数増の増を行い、ゴミの資源化・ゴミ減量化の推進に取り組むとともに、忠類地域をはじめ町内の公共施設をインターネットで結ぶなど高度情報通信社会に向けた地域イントラネット基盤整備事業に取り組み、さらには、町のホームページの充実と議会中継システムの導入を図り、行政サービスの向上に努めました。

2点目は、「地域の特性を生かした活力のあるまちづくり（産業振興）について」であります。グリーンツーリズムの促進、担い手の確保・育成、中小企業の経営安定や新規開業などへの支援を公約として掲げました。ここでは、農村休暇法に基づく市町村計画の策定や農村アカデミー研修事業の充実、農業塾の創設などに取り組み、新規就農者3名を送り出すとともに、忠類地区道の駅の整備、町中小企業融資制度において設備資金の融資枠を1,000万円から3,000万円に引き上げるなど地場産業の振興に努めたところであります。

3点目は「安らぎと生きがいのあるまちづくり（福祉・保健・衛生）について」であります。

子育て環境の充実、高齢者保健福祉計画・障害者福祉計画の推進などを公約に掲げました。ここでは、保育所保育時間の延長や紙オムツ用ゴミ袋の支給を行うとともに、来年3月に完成予定の札内さかえ保育所の改築を行い、定員を60名から120名に、また、子育て支援センターを併設するなど子育て環境の充実に取り組みました。また、忠類地区に高規格救急車の導入を図るとともに、不妊治療費の助成、妊婦健診費の助成を拡大するなど地域福祉医療の充実に努めました。

4点目は「心豊かな人と文化を育むまちづくり（教育・文化・スポーツの振興）について」であります。

ここでは、教育委員会と連携のもと、教育環境の充実や多様な学習機会の提供を公約に掲げました。学校図書備品費の増額を図るとともに、地場産品を用いたふるさと給食の実施、ジュニア教育委員会の開催など、教育委員会との連携のもと生涯教育の推進に努めました。

5点目は「人と人がふれあうまちづくり（コミュニティ活動・地域間交流など）について」であります。

ここでは、コミュニティ活動の拠点の整備と地域に根ざしたコミュニティ活動の促進を公約に掲げております。明野地区と北栄地区の近隣センターを改築するとともに、千住西地区と幕別北地区にふれあい交流館の建設に取り組み、コミュニティ活動の拠点の整備に努めました。

最後に「町民とともに歩むまちづくり（行財政運営）」であります。

ここでは、行財政改革の推進と効果的・効率的な行財政運営及び町民と行政との協働による住民自治の推進を公約に掲げました。厳しい行財政運営の改善を図るべく、第3次行政改革大綱並びに推進計画を策定し、また、協働のまちづくり支援事業交付金制度を創設するなど行政の透明性・効率化に努めました。

以上、公約とその取り組みの一端について申し述べましたが、町民の皆さんのニーズも常に変化をいたしますし、また、時代の変化とともに新たに生ずる課題に対し、果たして十分に伝えていくことができたのかとなりますと、必ずしも十分とは言えないものもあろうかというふうにも思っているところでもあります。

次に、幕別町の将来のあるべき姿をどう考えているかのご質問であります。今年8月に北海道未来総合研究所が、道内180市町村の2030年の域内総生産を算出した「北海道市町村経済の将来推計」を発表いたしております。

域内総生産とは、地域内の生産活動で生み出される付加価値額を示し、人口・就業人口の高齢化、労働投入量、資本投入量などを基に推計されるものであります。これによりますと、幕別町は管内で唯一の増加市町村であり、全道では19位との結果となり、限りなく発展性の高い地域であると示しております。

この数値がどうなのか論ずることは別といたしまして、これまで幕別町は、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、農業を基幹産業に、帯広市に隣接していることから居住環境の整備に取り組み、「都市と農村」を併せ持つ町として発展をしてきたと思っております。この姿をこれからも堅持しつつ、「都市と農村」のそれぞれの素晴らしい機能を生かしたまちづくりが幕別町の将来のあるべき姿なのだろうと考えているところであります。

最後に、再度町政を担う気持ちがあるかのご質問であります。先日、私の連合後援会から、3期目出馬の要請を頂きました。大変有り難く、身に余る光栄と存するところであります。

私は、出馬要請を頂きましてから今日まで、これまでの2期8年間を振り返るとともに、8年前まちづくりに熱き思いを抱き立候補したときの思い、やり残していることはないか、また、私に町政を託してくださった多くの町民の皆さんのまちづくりへの願いを実現することができたのかを思いめぐらせておりました。また、私は、忠類村との合併協議の中で、一体感の醸成・均衡ある発展の確保など、多くの約束をいたしました。合併が終着点ではなくスタートであるとも述べ、一つの町として共に手を携え、次の世代に自信をもって引き継ぐことができるまちづくりを新たな課題として取り組むことが、私に課せられた責務であると考えているところであります。

多くの町民の皆さん、そして、町議会の皆さん方のご支持をいただけるのであれば、引き続き町政を担わせていただきたいと考えているところであります。

今、地方自治体を取り巻く環境は、我々がいまだかつて経験をしたことのない、非常に厳しい状況にあります。これに背を向けるのではなく、勇気をもって新たな時代を切り開くことが大事なことだろうと考えております。

議員皆さんの変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川稔議員。

○24番（古川稔） 総括的な部分では、町長の考え方と私の見方、一致するところであります。

非常に、その後につきまして、今後の将来に向けての考え方も、第一次産業をいかに大事にするかというような意見を頂きまして、非常に有り難く思っております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、厳しい情勢の中で、町長は前向きな信念を持って、新しい時代を切り開いていき、引き続き町政を担っていきたいという強いお答えを頂きました。本当にその決意には敬意を表するものでございます。多くの町民の支持を得て、町民の幸せにつながるものと確信いたします。

町長の再度のご決意がありましたら、頂きまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、多くの町民の皆さんのご支持をいただけるのであれば、引き続き町政を担わせていただきたい。そして、先ほども申し上げましたけれども、厳しい情勢であることだけは間違いないのだろうというふうに思っております。

多くの皆さん、町民の皆さんのご協力を頂く中、そして議会のお力を頂く中で、新たなまちづくりにさらに頑張らせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○14番（杉山晴夫） 通告してあります木造住宅の耐震診断及び改築に対する支援について、お伺いをいたしたいと思っております。

阪神淡路大震災から早いもので11年が過ぎました。死者6,500人の約9割が住居倒壊による圧死であると言われております。このことから、住宅の耐震化を促進することが重要なことは申すまでもありません。

近年、全国の自治体において、木造一戸建て住宅を対象に、耐震診断にかかる費用の助成、又は融資の斡旋、建物の改修の一部助成など、様々な取り組みが行われようとしています。さらに、耐震改修促進税制をつくり、所得税や固定資産税の減免を行うなど、積極的な施策の展開によって、耐震化を進めているやに伺っております。

国においても、住宅、建築物の耐震診断や改修の補助制度や融資制度を創設し、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施された事業に充当するため、交付されると言われております。したがって、国交省は、耐震改修・診断は地震対策の要として、自治体へ早急な制度づくりを求めているやにも聞き及んでおります。

町民の生命・財産を守るため、台風災害や地震災害への備えは、自治体の最大の責務であるといえます。本町におけるこれらの対策を、どう考えているか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

木造住宅の耐震診断及び改築に対する支援についてであります。

お話にありましたように、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟中越地震、さらには、平成17年に起きた耐震偽装問題の発生などを受けて、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。同法の基本方針の中では、住宅及び多数の方が利用する建築物の耐震化率について、現在75%であるものを、平成27年度までに90%にする具体的目標が示されたところでもあります。さらに、改正の内容のひとつとして、計画的な耐震化の推進のため、都道府県は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画、「耐震改修促進計画」を策定することになっており、北海道においても、平成18年度中に耐震改修促進計画を策定するため、本年11月からこれら素案に対する意見の募集を行っているところであります。また、市町村については、義務的なものではありませんけれども、耐震改修促進計画を策定するよう努めることとなっております。

現在、耐震改修等に要する費用の補助の一つとして、耐震改修促進計画の策定を要件に、住宅・建築物耐震改修等事業が制度化されておりますが、個人住宅の耐震改修費用の補助については、老朽建築物の密集地域などで、道路の閉塞地区として特定行政庁が勧告を行った地区などに限定されておまして、本町での補助採択は難しい状況となっております。

なお、ご質問にあります地域住宅計画に基づく地域住宅交付金の活用につきましても、市町村の補助が前提となりますことや、道が策定しました地域住宅計画の位置付けなどもあって、今後、道とも協議を進めながら検討をしていく必要があるものと考えております。

また、補助制度のほかに、民間金融機関と住宅金融公庫が連携して、住宅の質を確保するため、耐震の適合住宅などについては当初5年間金利0.3%を優遇する優良住宅取得支援制度、通称「フラット35」というようなことが実施されております。

さらに、耐震改修促進税制におきましても、本町に関係するものとしたしましては、個人が昭和56年以前に建設された住宅で、平成18年度から平成27年度までに耐震工事を行うことを要件に、耐震改修工事費用30万円以上、120平方メートル相当部分まで、1年間から最長で3年間、固定資産税を2分の1に減額する措置が講じられております。

いずれにいたしましても、耐震改修に当たっては、耐震性があるのかどうかという耐震診断が必要でありますことから、北海道においては、本年8月から道内14支庁で木造一戸建て住宅2階建て以下、しかも延べ床面積が500平方メートル以下の住宅を対象に無料で耐震診断を実施いたしております。

本町におきましても、耐震に不安を感じております方につきましては、まずは耐震診断を受けていただくよう広報などを通じて普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。また、個人住宅の耐震の診断及び改築の助成につきましては、北海道が本年度作成中であります耐震改修促進計画の取り組み状況や、他町村とも連携を図りながら、今後、検討をしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） 再度ご質問をさせていただきます。

耐震強度偽装問題や地震災害に対する関心の高まりを背景に、地方自治体に新たな対応を求められているようでございますが、取り組みにはばらつきがあり、全国的に整備が遅れているのではないかと感じているところでございます。

本町におきましても、学校などの町営施設への対策に予算を費やしている状況や、厳しい財政状況など、私も承知をしているところであります。しかし、災害はいつ発生するかわかりません。倒壊家屋が死

者を出し、火災の原因となり、救助活動を妨げ、仮設住宅や住宅再建の重い負担につながってくるのであります。つまり、家屋の倒壊を防ぐことが最も大切で、しかも急がれる地震対策のポイントなのであろうかと思うところがございます。

担当課にお聞きしましたところ、現在、新たに本町の防災計画を策定中とのことですが、平成11年に策定された防災計画を見ますと、主として災害が発生してからの対策が折り込まれているようでございます。こうした災害発生前の予防対策も折り込むべきと思いますが、いかがでしょうか。

他府県では、新しい耐震基準となった1981年、いわゆる昭和56年以前に建てられた一戸木造住宅を対象として支援を凶っているようであります。本町としても、先ほどのご答弁で、工事費の助成、固定資産税の減額を行っているということでございましたが、このことについては、前向きな対策であろうかと思いますが、住民に対する広報が積極的になされているのかどうか、ちょっと疑問を感じているところがございます。また、こうした基準調査を実施した上で、本町の財政に見合った支援体制を整えるべきと思うところがございます。

ご答弁では、道において無料で本年8月から耐震診断を行うということでございました。私もこれは初めて今お聞きしたところでございますが、こうしたよい制度があるのであれば、速やかに住民に周知して、診断を受けるよう働きかけを行うべきと思います。

いずれにいたしましても、前段申し上げたとおり、災害はいつ発生するかわかりません。耐震化を促進するためには、ご答弁にもありましたとおり、まず、耐震診断を受けて、耐震改修や、場合によっては建て替え誘導することが必要だと思いますので、再度お尋ねをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の防災計画にかかわってでありますけれども、ご承知のとおり、今、防災計画の見直しを進めておまして、今年度中に新たな防災計画を策定することになっておりますが、お話にありましたように、今度の防災計画の中では、地震にかかわる部分を、今までと違って別冊でつくろうというようなことで、その中では、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる公共施設も含めた、地震に強いまちづくり対策というようなことで、いろんな施策をこの計画の中に折り込んでいきたいというふうに、今、考えているところであります。さらにまた、これらによつての支援体制も考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、住民に対する周知、先ほどの道で行っている無料診断にかかわってでありますけれども、今、若干遅れておりますけれども、今回の広報を通じながら周知をしていきたいということであります。ただ、まだ全道的にはそう多くはなくて、十勝管内でも今のところ3件ほどだということでもあります。これは支庁が窓口でありますけれども、現地を見に来るのではなくて、恐らく凶面か設計書をもって申請することによつて、それをコンピュータなんかに入れて、一戸一戸の耐震性を確認するというような作業になるというふうに聞いておりますけれども、これらのついても、今、詳細をもって周知をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：43 休憩

11：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 通告に基づきまして、幕別町におけるいじめ問題に対する指針と対策について質問いたします。

いじめが社会問題化しはじめて約20年になると言われています。学校等における子供社会のいじめ、

職場や地域社会における大人社会のいじめ、家庭内のいじめ等、いじめは社会全体に広がっており、それに対していろんな対策はなされていると思いますが、多くは放置され、被害は拡大していると考えるところであります。

文部科学省では1999年以降、全国での学校でのいじめによる自殺者は0件と報告されていましたが、実際には年間100人以上であると推測されていました。この数ヶ月の間に発生した自殺事件を見ると、その現実は大変深刻な状態であると確認せずにはおれないところでもあります。

今、国においても「教育再生会議」等で議論がなされていますが、本町におけるいじめ問題全体に対する指針と対策について、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 芳滝議員のご質問にお答えをいたします。

最近のいじめ問題に関しましては、いじめを苦しめられたと思われる児童生徒の自殺が相次ぎ、文部科学大臣や北海道知事宛に匿名の自殺をほのめかす手紙が数多く届くなど、毎日のようにマスコミを賑わせ、社会問題として大きく取り上げられております。

幕別町のいじめに関する記録につきましては、国の調査事業として毎年5月に前年度のいじめの実態調査を実施し報告しており、これが全国的な集計がなされております。実態といたしましては、平成17年度に中学校で1件発生しており、その内容は「悪口を言う」や「無視する」あるいは「からかい」などでありました。平成16年度及び15年度の発生件数は0で、ここ数年では学校が把握したいじめの件数は非常に少ない数字で推移をしております。

しかし、これらの件数は学校が把握した件数であり、表面化して問題となり、解決のための対策がとられた件数でありますから、これら以外に表に表れないいじめが存在するものと思っております。平成16年度に実施された「幕別町いじめ問題等検討委員会」のアンケート調査でも、「いじめられたことがある」と答えた子どもよりも「いじめたことがある」と答えた子どもの方がはるかに少ないことが解析されており、いじめたという意識が加害者の側になくても被害者側はいじめられたと感じていることがうかがえます。

対策委員会の提言でも、一つには、教師が注意深く様子を観察し、いじめの発見に努めること。二つ目に、常に教師が、いじめが大変に卑怯な行為で絶対に許されないことであるとの毅然とした態度を生徒に示すこと。三つ目に、問題解決のため校内における支援体制を強化することなどが示されております。

教育委員会といたしましては学校との連携を強めながら、提言にある項目の実施強化に取り組むことを指示確認しているところでもあります。また、相談体制の強化を図るため、幕別町が取り組んでいる相談員やスクールカウンセラー、教育委員会に設置している相談電話などについて再度周知をするため、町の広報誌や学校便りでPRしてまいります。加えて、実態の把握につきましては、アンケートによる実態調査を北海道教育委員会とも連携をしながら早急に実施してまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） この秋ごろからの場当たりのマスコミの報道によりまして、それが一因と思うのでありますが、群発自殺、そういう悲しい出来事がありました。大変生きる力が弱くなっておるのだなというふうな思いと、また、大変生きにくい世の中になっているのだろうというふうなことを思わずにはおられませんでした。

命を損なっていく一つの世界というのが拡大をしつつある。

私、仕事柄、人の亡くなる場に立ち会うことが多ございまして、本当に自ら命を絶っていく多くの方々がいらっしゃるということを目の当たりにしてきておりました。今はもう、4万人近く1年間でいらっしゃるのだろうというふうなことがあります。

そういう意味でも、このいじめの問題につきましては、本当に深刻に教育の一つの場で議論をして

いくことが必要だなど思うことになります。

今回、一般質問でもあと二方ありますが、それぞれのお立場でご質問をされることがありますが、このいじめに関しまして、議論が深まりますことをご期待申し上げたいと思うところであります。

まず、最初に、いわゆる国の今まで行われています教育再生会議の、新聞でもありました八つの提言だとか示されてありました。また、今、教育長からのご提言にもありました対策につきましてであります。どうも起きた現象に対する対策として、それを防止をしていくということなのであります。でしょうけれども、そのいじめの本質ということが議論をされていない。その本質のところを考えていかなければならないのが、いわゆる教育の立場でないかなというふうな気がするわけであります。

例えば、社会奉仕をさせるだとか、教員に懲戒処分をそれこそ適用するだとか、いじめをした子の出席を停止させるというふうな一つのことが言われているわけですが、そういうその表面的な対策で、実はそのいじめということがなくなるのだろうかということを考えるときに、そうではないのだろうかということがあろうかと思えます。

そこで、いわゆるいじめの本質、いじめというのはどういう一つの形で行われているのか。いじめられている当事者というのはどういう子供たち、人々が多いのかということを考えますときに、やはり弱者なのだろうと思えます。精神的に弱い、また肉体的に弱い、それこそ子供たちや、また、障害を持っていらっしゃる人たち。そして、ある意味ではその生き方が周囲に受け入れられないという形で孤立をしている子供たち。例えば、成績がいいからといじめられる。成績が悪いからといっていじめられる。そういうふうな一つの世界を見るときに、これはその本質のところ、いわゆる差別というふうな世界があるのであろうと。それは排除をしていく論理、蔑視をしていく論理。それはある意味で差別ということがあるのであろうというふうに、私は踏まえておるわけであります。

そのところで、その人間の尊厳、命の尊厳というものを失っていく世界が実はあろうかと思うわけであります。

その辺のその一つの内いじめの本質論に対する教育長の一つのご見解がありましたら、まずお伺いをさせていただきますかと思えます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） いじめの本質についてというご質問でありますけれども、確かにいじめている側というのは、先ほども申し上げましたけれども、本人が全く意識しない。例えば、その言動一つをとっても意識をしないで、言った言葉が、受け止める方としてはこれがもう本当に自分にとっては精神的な負担になると。いわゆるいじめを感じているという。こういうことについてはアンケート調査でも十分把握をしております。

それでは、やっぱり弱い子供を強く育てるのが学校の中での一つの教育の方法だろうという思いもあります。つい先日でありますけれども、この今般のいじめ問題に対する新聞報道等、これを授業の題材といたしまして、ある町内の小学校ですけれども、取り上げて授業を行っております。その授業を私も見させていただきましたけれども、子供たちが本当にいじめられることの重要性といいますか、いじめることの辛さ、こういったものを、その授業の中で感じ取っていたなという思いもあります。実際に子供たちは、からかいということがいじめにつながるというふうに思っていない部分もあります。そういった部分について、今般の新聞報道の記事の中を授業でやりましたけれども、いろんな観点から先生が示して、かなりいい授業を受けて、子供たちも納得をできたという授業でもありました。

こういったものを、私の方では各学校にお示しをして、そういったところも取り上げをしてほしいというふうにお伝えをしているところでもあります。

いじめそのものが、これは根絶しなければいけないというふうに思っておりますけれども、それぞれの受け止め方ですから個人の感性になります。そういったものについても受け止める方、あるいは受け止めて流す方法、こういったものについても、いろんな場面を捉えて、授業の中で捉えてほしいという思いを伝えているところでもあります。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番(芳滝仁) 町内の小学校で、授業がされたということは聞かせていただいております。大変いいことだなと思っております。

弱い子供というそういうようなお話があったのでありますが、恐らくこれは全体的に弱くなっているのだろうと。例えば、いじめておる子供がいて、それを傍観している子供たちがいる。それはやはり弱さだと僕は思うのですね。

何が育っていないのかという、本当にその辺のところは教育の根幹のところであってこないとならないのではないかなと、私は感じているところであります。そのところで、ある意味での人権、子供の人権、そういう一つの視野でもって、一つのそういう教育をしていく。1951年に児童憲章ができておりますし、1989年に国連によりまして、子供の権利条約というのが批准をされています。これは、子供の権利を考える。そういうところでは多少は議論をされているのでありますけれども、広くそういう子供の権利、尊厳ということを教育の場で踏み込んで議論をしていく。そして討論をして考えていくというところで、いわゆる自主自立、人として自立をしていく。そして、善悪の判断をきちっとしていくという形の、そういう一つの教育のアプローチということが必要でないかと思うわけですが、その辺の人権ということに関してのお考えがあればお伺いしたいと。

○議長(本保証喜) 高橋教育長。

○教育長(高橋平明) 子供たちが弱くなっているというご指摘でありますけれども、ある意味でそういった部分も確かに見受けられると思います。ただ、こういった問題が起きたときに、子供たちが連鎖的に反応するということが、一番私どもが恐れております。そういったいろんな事件、事故が起こりますけれども、そういったものに、子供たちがどのように理解をできるか。そういった子供たちをまず育てていきたいというふうに思っています。

このいじめに関してだけでなく、こういった問題が起こった場合に、当然、担任の先生をはじめ、校内体制で連携をして対処していくわけでありまして、それでも必ずしも十分と言い切れないところがあります。こういった問題が、これはいじめに関してだけでなく、いろんな問題が起こったときに、それぞれの保護者、あるいは地域とも連携、情報の共有をしながら対処していきたいというふうに思っています。

今、議員がおっしゃいました子供の権利条例につきましては、私どもの方でも十分検討しております。この子供の権利について、まず条文をつくることよりも、条文の大切さを子供たち自身がその思いをその条文の中に反映されているのだという、そういったものの積み重ねの中でつくっていききたいというふうに思っております。

○議長(本保証喜) 芳滝議員。

○2番(芳滝仁) 教育、社会全体で子供を大切にするのだという。宝物なのだという一つの形が、そういう児童憲章であり、子供の権利条約だと思っております。教育長のご答弁でおっしゃったように、その中身を子供が、子供自身が自分自身のこととして受け止めていくというふうな機会、そういう一つの教育の場があればなご期待を申し上げます。

ご答弁の中にも、いわゆる教師、先生方の責任が大変重たいという形でご答弁なさっていらっしゃいます。それにつきまして、先生方の中で、いわゆる具体的な研修会であるとか、勉強であるとか。これは、例えば、幼稚園の中で行われるいじめの形は、例えば、おもちゃの取り合いであるとか、砂場の場所の取り合いであるとかという、そういう単純な世界だと思っております。小学校になりましたら、服装のことであるとか、その家庭の環境のことであるとか、いろんなそういう一つのことで、いわゆる小学校の中で起きてくる形のいじめの形。そして、中学校になりましたら、もうこれは暴力、恐喝であるとか、深刻化していく形があるかと思っております。高校になりましたら大分減るのでありますけれども、そのいわゆる各年代ですね。

そういうところでの先生方に対する一つの教育、そういう研修の形は、とられていらっしゃるのだろうか。研鑽をされていらっしゃるのだろうかということをお伺いしたいと思います。

○議長(本保証喜) 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 教員に対する研修ということではありますけれども、これらは当然担任の先生が一番子供たちは身近に見ているわけですから、そういったものの把握に努めなければならないのは、一番、最初は先生方です。ですから、そういった意味で、常日ごろからその学校の研修体制の中で、あるいは教師間の連携のもとで、そういった子供たちがどういう行動をとっているか、あるいは、日ごろの行動と違う行動をとっていないか、そういった見守りは、今は続けてもらう。そういった部分についての研修を行っております。

この研修に関しては、当然先生方だけではやれない部分もありますので、これも町内のPTA連合会が主催をしまして、PTAと、要するに保護者と教師が一体となった研修会の席も、いじめに関しての研修を行っております。

いじめそのものは、一つの形ではないですね。千差万別といいますか、決して同じ形がないと言い切れるぐらい違う形で表れます。そういったものをしっかり見とれるような形で研修をこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 札幌中学校なんかでも伺いましたときに、よく先生方が会議でいろんな子供たちのことを全体で話し合い、そして対策を講じるというふうなそのことがなされていると聞かせていただいております。これはやはりその先生間同士の情報の交換。そして、自分の担任だけではなくて、担当する子供たちだけではなくて、その自分の担任をする子供たちもそうなのでしょうけれども、全体として先生方が心一つにしまして、いろんな子供たちの姿を見ていくという形で、それは取り組まれていらっしゃることであります。

そういう一つの形を、奨励をして進めていただきたいなと、こう思うわけであります。

もう1点、私たちのこの人間の脳の問題が、この一つのいじめということに関して結構影響を与えているのだという、そういうことが今言われております。大脳のいわゆる欲望を司るところの、これは生存欲もあれば物欲もそうでありますけれども、そういう司るところの脳の部分と、そしてそれを制御する部分があるのだそうであります。結構、今言われてありますのは、ゲームをずっとやり続ける、テレビをずっと見続けるというふうな、そういうところでは、欲求をコントロールする部分の脳が育たないのだと、こういうふうなことが一応今言われているわけであります。

やはり人が人の中でやっぱり育つのだろうし、いわゆる子供だけの世界でなくて、いろんな一つの地域社会だとか家庭だとか、その人が人の中で育っていくという形が、幕別町はいろんな形で取り組んで、いい地域ができあがっていると思うのであります。その辺のことに対する一つの警鐘を申し上げますか、そういうそのお考えはあるのかどうか。一つお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 子供たちがゲームをするということではありますけれども、このゲームに関しては、アンケート調査等がありまして、子供たちのゲーム時間数が確かに長いということも把握をしております。ただ、これは学校教育の中で、それを禁止するですとか、制限するとかという部分では当然ないというふうに理解をしております。この問題につきましては、その例えば、ゲームを行うことによる影響、そういったものについては、学校だけではなくて、教育委員会が、これは保護者向けあるいはその地域向けに対して情報を発信していきたいというふうに考えております。

そういった取り組みが、毎月19日の幕別教育の日の中で行えればというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） この前、札幌である小説家の講演を聞かせていただいたときに、道内の100名でありましたか、小学校6年生の子供に、いわゆる尋ねた、アンケートをした中で、死んだらどうなるかということを探ねたときに、80%の子供たちが生き返るとこう言ったそうであります。

大変本人は驚いたというお話をされていらっしゃいました。

どうしてかという、ゲームをやっておってもすぐ生き返る。

テレビドラマを見ておっても、昨日死んだ人がまた出ている。

この前も子供が一人、必ず生き返るのだとって死んでいったということがありました。そういう、いわゆる今おっしゃった保護者に対する啓蒙、できるだけ人が人として触れ合っていく世界というものを啓蒙していくということは非常に大切だと、こう思うわけでありまして、是非、前向きにその件につきましては、取り組まれることをご期待を申し上げるところであります。

いろいろあるわけではありますが、学校の一つの教育の場面で、いわゆる管理職だけでなく先生方と、そして子供たちと、そして保護者とが集まって、そしていわゆる学び舎の場というふうなものを、一つアプローチをされていかれたらどうだろうか。

以前、私、札中のPTA会長やっておりましたときに、札内中学校でいじめの問題があったときに、2年ほどかけてお願いをして、やっとそのことを実現していただいたときがありました。それは非常にともかく子供たちの思いを聞こうという、自分の考えを言って押し付けていくのではなくて、その思いを聞いていこうというところで、まず子供たちの思いを先生方と保護者が聞かせていただいたことがありました。そして、いじめはありますと。それは自分たちで、私の場合は解決をしたと。親に話してもそれは仕方がないと思う。先生は見えていなかったと。そういう一つの子供たちの生の声を聞かせていただきました。

そのときに、親がどうして親に相談しないのかと詰め寄った場面がありました。でも、それは、それよりも親が自分たちが子供に相談してもらえない親なのだということをやっぱり自覚していく場になったのであります。それは非常に大事な場面であったなど、私は考えておるわけでありまして。自分たちは、そういう命にかかわる話でも、子供たちに相談もされることができない親なのだということの自覚。そういうところがやはり、そういう最初の一つの真摯な、共に学びあう場ということが、具体的にこれからやっぱり必要になってくるのではないかとというふうに考えるわけでありまして、一つの提言としてどうでございますでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 大変貴重なご提言だというふうに受け止めたいと思います。

私どもの方でも、毎月19日の先ほど申し上げましたけども、幕別教育の日という取り組みでありますけども、これは地域と保護者、家庭と学校が一体となって子供たちを育てていこうという考え方から始めたものであります。

この取り組みの中で、やはり家庭が果たす役割というのはかなり重要な部分だというのが、また認識が新たになってきたというふうに思っております。そういった思いがありますので、それぞれのPTA連合会ですとか、そういったところに相談をさせていただきながら、取り組んでいけるものは取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 最後に、子供から大人まで、全体としての一つのそういういじめ、人権の問題を町民が、住民が目で見られる形で、啓蒙をしていくという人権教育と申しますか、啓蒙活動というのを余り私は見たことがないのであります。

これは、新宮市、これは私の家内の実家の方から送られてきたものでありますけども、新宮市と、そして、人権尊重委員会ということで、全市のその家に分かれている啓蒙紙であります。

明るいまちづくりを目指して、人権文化を創造するために、みんなで一緒に考えようという、そういう一つの形があります。

その中に、本当に知らず、知らず、日常の中で人権を侵してしまっていることの点検をしていきましようとか、あと、人権という視点から生活というものを考えていきましようとか。そして、ほかの人が皆そうしているのだからというふうな形で流れてしまうことは、これは本当に人権を損なっていく世界であるとか。そして、自分と同じ同質のものばかりで社会が構成されているのではなくて、様々な違いを認め合って、その違いを互いに尊重し合うことが、人権を普遍的文化として根付かせる第一歩でありますとか、非常にわかりやすく啓蒙紙が、これは定期的に出されているものでありまして、こういう一つの、いわゆる人権の啓蒙の取り組みということが、ある意味の広く今は必要に

なってきたことだとか思うわけでありませう。

やはり、そういうそのいわゆる意識の持ち方、そういう一つの教育の形が、いわゆるそのいじめの本質というところで、実は、大きな役割を果たしていく世界があるのではないかと思うわけですが、その辺のところを最後にお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 確かにいじめの本質については、子供たちだけの問題ではないというふうに、私も理解しております。今、議員がおっしゃいましたように、人権に対する教育、学校における教育、これは継続してやってまいりたいと思いますし、また、生涯学習という大きな流れの中で、人権についてのテーマも取り上げてみたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○21番（永井繁樹） それでは、通告に従いまして、コスト削減対策について、大きく2点にかかわりまして、質問をさせていただきます。

厳しい財政運営を迫られている自治体では、行財政改革の一環として、指定管理者をはじめとする民間委託やアウトソーシングが導入されています。また、自治体の市場化テストへの試みも始まってきています。

事務事業提案制度は、自治体の全事務事業を対象に、民間から民間委託・民営化の提案を募集し、自治体が行うより効果的・効率的な提案の場合には、可能なものから委託化・民営化するという、いわゆる「市場化テスト」的な手法といえるものであります。この提案募集は、民間開放、アウトソーシングの促進を図ることだけが目的ではなく、「公共」における官民の役割を見直し、「協働のまちづくり」をしていくための制度と位置付けられます。自治体は今までずっと、これは委託できるとか、民間に任せていいとか、行政内部だけで検討し、判断してきたように思います。むしろこれからは、民の側からもどんどん提案してもらって、官民の両側から考えていかなければ根本的な見直しには結び付いていけないのではないのでしょうか。

幕別町の全事務事業を対象に民間委託や民営化の提案募集を行うことで、「住民自治」という視点からの新しい公共サービスの在り方をもう一度検討することが必要ではないのでしょうか。町長の考え方を伺います。

次に、指定管理者制度の活用について、お伺いをいたします。

指定管理者制度は、公の施設を民間開放することによって、サービスの向上とコスト削減を図ることが狙いでありませう。この制度は、3年の移行期間を終え、本年9月から完全実施に入りました。全国的に見ると、制度導入に至る経過については、必ずしも上手くいっているとは言えませう。民間の参入が約1割にとどまり、公募率も低いなど課題も浮き彫りになっています。

今回は制度移行期間が3年間という短期間だったことに加え、自治体財政のひっ迫を反映して、自治体側がこれまでの施設の役割や運営効率をきちんと評価する以前に、コスト削減優先でこの制度を性急に導入する傾向が強かったのではないかと分析されています。今後においては、制度を導入した施設の事業評価や指定管理者の更新をどうするかなどが焦点になります。公募の流れは拡大すると見られますが、管理者選定については従来の指定管理者が再延長されるか、それとも新たな公募になるのかは施設運営の事業評価が決め手となっていくと言われていませう。こうした全国の動向の中で、幕別町の「公の施設」に対する今後の指定管理者制度の活用について、お伺いをいたします。

はじめに、公の施設である小中学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、図書館、ふるさと館、公民館、老人福祉センター、百年記念ホール、あるいは体育館、野球場、陸上競技場といった各種の運動施設、公園などが指定管理者制度の対象となりますが、これらについて現在までどのような調査・研究・検討をしてきたのかを伺うものであります。

次に、忠類地区にあるアルコ236と忠類物産センターに指定管理者制度を導入し、その期間を平成18

年4月1日から翌年平成19年3月31日までとしました。制度を導入して今後どれだけのコスト削減を図ることができるのか、管理者選定も含めてその計画を伺います。また、現在移転建設中の道の駅の施設内にアイスクリーム製造室やミニベーカリー厨房が予定されていますが、これらの設備の規模や運営は、今度どのように考えておられるのかも併せてお伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、事務事業提案の募集についてであります。

現在、戦後最長の景気回復が続いていると言われておりますが、それらにもかかわらず、地方への波及効果が見られないため、本町においても町税が伸び悩み、地方交付税制度の改革も先行き不透明で判断を許さないことなどから、町の財政運営は今後とも厳しい状況が続くものと予測されているところであります。

厳しい財政状況のもと、町民のニーズは年々増大するとともに、多種多様化、そして高度化しており、住民サービスの質及び量を低下させないようにするには、歳入面における自主財源の確保、そして歳出面における行政経費の縮減化に努めていかなければならないものと考えているところであります。そこで、本町におきましては、より一層の効率的な行政運営を行い、住民サービスの向上に努めることを趣旨として、先般、第3次の行政改革大綱及び推進計画を策定し、引き続き行政改革に取り組んでいるところであります。

特に、行政改革大綱の4本柱の一つであります「効率的な行政運営システムの確立」に向けて、民間活力の導入を一つの方策として位置付けており、さらに具体的な推進項目といたしましては、各種業務の民間委託や指定管理者制度の導入を掲げ、「民」でやれることは「民」の力に委ねて官民の役割分担を明確にしていく考えであります。

永井議員のご提案であります町の全事務事業を対象に提案募集することにつきましては、平成18年7月に施行されました「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく官民競争入札制度、いわゆる市場化テストの応用版というふうを考えられます。これは、民間活力の導入に係る一つの方策であり、民間から工夫を凝らした提案を受けることにより、行政サービスの改善、そして「官」と「民」の役割分担が進むことにより官民協働の促進、さらに事務の民間開放により規制緩和の促進などの効果が期待できるものと理解し、協働のまちづくりにもつながるものと考えているところであります。

したがいまして、民間からの提案募集につきましては、その手法等も含め、今後、検討をさせていただきたいというふうを考えているところであります。

次に、指定管理者制度の活用についてであります。

公の施設における指定管理者制度は、平成15年9月施行の改正地方自治法により創設されたものであり、これにより株式会社など民間事業者が公の施設の管理を行わせることが可能になりました。この制度を導入するメリットは、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活用することにより、住民サービスの向上や行政経費の節減を図ることが期待できることにあります。このことから、本町では第3次の行政改革におきまして、大綱及び推進計画の中でも指定管理者制度の導入を掲げているところであります。

一方、この制度の導入に当たりましては、条例等の整備をはじめとして、対象施設ごとに指定管理者の公募・選定・指定の議決などの事務事務に一定の時間を要することや町職員の人事管理も考慮しなければならないという課題もあります。また、この制度が導入されましてから、まだ3年の経過ということで、先進事例の事業効果を検証するに至っていないということもありまして、本町におきましては、指定管理者制度の導入につきまして、慎重かつ計画的に調査・検討を進めている段階であります。ただし、今お話がありましたように、幕別町アルコ236及び幕別町忠類物産センターの2施設につきましては、改正前の地方自治法に基づく管理委託制度を導入していた施設でありましたため、経過措置期間である法施行後3年以内ということで、本年4月1日から指定管理者制度に移行をいたし

ております。

ご質問の1点目の指定管理者制度の対象施設に係る現在までの調査・研究・検討の状況についてありますが、第1段階といたしましては、これまで公の施設すべてを対象にして、この制度の導入の適否を判断するための資料作成と先進事例の情報収集・分析等を行ったところであります。次に、第2段階といたしまして、現在、庁舎内に部長職を中心に指定管理者制度導入検討委員会を設置し、公の施設すべてを対象にして、この制度の適否等につきまして、鋭意検討をしているところであります。

なお、適否の判断に当たりましては、利用者サービスの向上が期待できるかどうか、管理運営コストの削減が可能かどうか、そして、施設の利用促進が期待できるかどうかなどの点を分析しつつ、前段で述べましたように、諸課題なども考慮しながら検討委員会の中で十分協議を重ねていくことといたしております。この検討委員会の結論を基にいたしまして、指定管理者制度の導入に関する基本的な方針を、本年度末までに決定していきたいというふうに考えているところであります。

次に、アルコ236と忠類物産センターにかかわる指定管理者制度に関するご質問であります。これらの施設につきましては、先に申し上げましたように、本年3月の第1回町議会定例会におきまして、株式会社忠類振興公社を指定の相手方とする議決を頂きまして、本年4月1日から1年間の指定期間をもって、従来の公の施設の管理委託制度から指定管理者制度に移行したところであります。

ご質問のコスト削減についてであります。アルコ236については平成6年度から、物産センターについては平成7年度から、それぞれ旧法に基づく公の施設の管理委託を行ってまいりましたことから、今回の指定管理者制度の移行に伴う大幅な経費の削減は生じておりません。具体的には、指定管理者と町との経費負担において、1件30万円以下の修繕料、年間総額150万円を超えるまでは指定管理者の負担としていることにより、最大で150万円の削減が見込まれるということはあるかと思っております。今後におきましては、独自のノウハウを生かすとともに、利用者ニーズに応じた事業展開により、収益の向上、指定管理料の低減を期待いたすところであります。なお、制度移行に伴う削減効果とは言えませんが、公募によるとした場合に町が調達することになる備品類につきましては、地域振興公社所有のものを従来どおり使用することによりまして、取得価格にして約4,600万円の経費を掛けなくて済んだということが言えるかと思っております。

次に、候補者の選定につきましては、コストの削減もさることながら、指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に規定されております「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき」に該当するものと考えられますことから、公募によらず、地域振興公社を候補者として選定したところであります。今後におきましても、引き続き、仕入れ等の地元調達、社員の地元雇用・地元居住など地域に及ぼす経済効果を重視いたしまして、選定に当たってまいりたいと考えているところであります。

次に、アイスクリーム製造室、ミニベーカリー厨房内の設備の規模及びその運営についてであります。設備の規模というのは、機械器具、あるいは備品の製造能力を指して言うておられるものと思われまので、そういった観点からお答えをさせていただきたいと思っております。

アイスクリーム製造室につきましては、アイスクリーム製造機、冷凍ストッカー（貯蔵庫）など、すべて地域振興公社所有の備品を移設して使用することとしておりますことから、新たに購入するものはありませんが、製造能力といたしましては、24時間稼働で最大60リットル、アイスクリームにして600個分の製造を可能とするものであります。

また、ミニベーカリー厨房につきましては、初めての取り組みでありますので、すべての備品を取り揃えることとなります。主なものとしていたしましては、作業順に、ミキサー、分割まるめ機、ドウコンデショナー、日本語に訳しますと、解凍発酵機ということになりますけれども、これらのほか、オーブンなどを購入することとなりますが、オーブンの能力といたしましては、1度に、菓子パンであれば60個、1斤の食パンであれば32個を焼き上げることができる能力を有するものであります。最後に、これらの製造・販売及び機器の管理等運営についてであります。テイクアウトコーナーや地場産品コーナーなども含めた施設全体の管理運営につきまして、本年度同様、指定管理者が行うものとして

考えているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 今回の二つの質問については、新町誕生後、大きな柱の一つとなっております協働のまちづくりの推進、これに大きくかかわるといふことで、私は今回質問をしております。ですから、今後、これに取り組むか取り組まないかによっては、住民総参加のまちづくりができるかできないかという大きな要因にもなってくると私は考えます。

その点では、ただいま、町長がご答弁された考え方に、大きな私はずれは持っておりません。ただ、今までこういった内容の質問は、議会で幾度となく出ておりますが、具体化してきていないということで、今回、あえてこの時期に質問させていただきました。

それで、事務事業提案の募集についてでございますが、方針としては、私の提案につきましては、手法も含めて検討をしていただけたというお答えですので、強く期待をするところでございますが、今までこういった形で行政は内部的には職員同士の中で、それぞれの課の中で考えられてきてはいるのだらうと思ひます。しかし、その域を出なければ、協働のまちづくりの状態にはなかなか近づいていかないだらうといふところで、私は強くここで提案を申し上げているわけでございます。

町がこういった連携をしてくれれば、完全な民間事業として、町よりもずっとこういったいいサービスが提供できるかもしれないといふ、こういったことを募集する、私の提案制度ですから、これについては早急な形の中で、徹底した形で実現にいつていただきたいと、そう思ひます。これらについては、特にこれ以上は申し上げませんが、とにかく町自体の地元の活性化につながっていくような事務事業に提案に結びついてくれれば一番いいわけですから、それぞれいろんな法律の問題もあつて、難しいことを処理していかなければいけないと思ひますが、特区制度もございしますので、これらについては、さらに研究を深めた中で、次年度でも早急に取り組んでいただければいいのかなと思ひます。

この問題についてはこの程度にさせていただきますが、次の指定管理者制度について移らせていただきます。

指定管理者制度につきましては、この議会でも2、3年前から取り上げられているところでございます。私の今回の質問の中にあります、幕別町の抱えている公の施設である、これは小中学校から、今、公園まで、多々申し上げておりますが、答弁の中では、委員会の中で、研究・検討、いろいろな分析をされていることはわかりましたが、それでは、その中で、どういう方向性になっていつているのかが、ちょっとお答えがないのですね。それで、できましたら、現状の中で結構ですから、幕別町の公の施設で、指定管理者制度を活用でき得る可能性があるかと、現在まず判断しているものがあればお答えいただきたい。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目については、ご提案を頂きましたこれらの制度について、さらに検討をさせていただきますといふふうに思ひしております。

指定管理者制度にかかわつて、今、先ほど申し上げましたように、内部で検討委員会を立ち上げて、すべての施設について、その是非、適否を検討しております。対象としては、約300施設、298施設を対象に、これらのうちどれが指定管理者制度として一番適当であるかといふようなことで進めておりますけれども、ご案内のように、今、委託制度でかなりの施設、あるいは事務の委託を進めております。これらの契約が19年度をもって終了する予定でありますので、私どもも指定管理者制度の導入につきましては、これらの委託業務の契約が切れる20年度をめどに進めていければといふふうに思ひしております。

学校ですとか、道路だとかといふものを除けば、ほとんどが対象になるわけでありまして、その中でもやはり大きなものは、保育所ですとか、百年記念ホールですとか、あるいは給食センターですとか、いろんなことが検討の対象になっておりますけれども、今の段階で、具体的にこれとこれとこの部

分だけを来年度から、再来年度からやるというところまで入っておりませんが、すべてのものを対象にしながら、どこまでやれるかということ、現在、検討させていただいているところであります。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 町長もご存じかと思いますが、全国的に今回行われた指定管理者制度の中身を見てもみますと、公募率が非常に低いという現状がまずございます。これは各自治体それぞれ抱えている事情から、指定管理者の制度を導入するときのいろんな検討の結果、こういう形になったのだらうということもあります。また、一方では、力のある民間企業がありますから、当然幕別町辺りを想定しますと、指定管理者制度を用いるときに、民間ベースだけで考えたときには、力のあるところは当然入ってきます。しかし、これでは地元における協働のまちづくりというのは遠くなっていくところで、いろんな結論に至っていない現況が幕別町にもあるのだと思うのですね。

それで、端的にお聞きします。指定管理者制度の中で、民間企業については今回はやめておきますが、NPOの活用について、特にご質問をさせていただきます。

NPOを活用している自治体というのは、やはりそのまちづくりにとって地元から発生しているNPOを使う方が、管理者に選定する方が、非常にまちづくりの活性化になるということで、これはどこの自治体の首長もかなり意識をしているところであります。それで、幕別町にあって、このNPOの活用について、現況、数はそんなにたくさんはないですが、NPOというのは育ててつくっていくことも大事ですから、その辺も踏まえた中で、町長のそのNPOの活用についてはどう考えになっておられますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） NPO、この間もちょっと内部で話しましたが、今は町内にどのぐらいNPOがあるのかというようなことが話題になったわけでありまして、今一番NPOでお願いしているのが、ひまわりの家の運営にかかわって、これは委託という形で今お願いをしております。

さらに、今年の8月でしたでしょうか。幕別の町民芸術劇場がNPOの資格をとりまして、これらが今後、例えば、百年記念ホールの管理運営等に参加できるのかどうか。これらも含めて、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、我々の立場からすると、NPOの資格をとって、どんどん協働のまちづくり、あるいは幕別のいろんな面での活動に、あるいは行政に参加していただくことは望むところでもありますし、あるいは育成という意味の我々の役割もあるのかなというふうに思っておりますので、積極的な活用も含めて、これからも十分協議をさせていただきながら、取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 町長のご答弁にもあったように、体力のある民間企業が公の施設の管理者委託を幅広く勝ち取るということになると、やはりNPOというのは経営的に脆弱なところがございまして、それが結局はNPOの指定管理者としてのチャンスを失っていく結果になって、かつ、それが住民不在の地域経営が、悪く言えば悪化していくような形につながっていくという可能性があると思いますので、この辺は十分注意をされていると思いますので、引き続きそのことを十分踏まえた上で検討していただきたいと。

それと、NPOにかかわっても、民間にかかわっても言えることですが、業者選定にかかわったときに、その施設ごとの課題ですとか、もちろん実情、それぞれいろいろありまして、評価基準を定めること。また、その選定後の管理運営についても、経営状況はどうだとかということがあります。そうすると、かなりNPOの実態、民間の実態を調査研究しなければいけないところになっていくと思うのですが、かつ顧客の満足度なども測定しなければいけないという、そういった形で目標数値をきちっと設定している自治体もございまして。

今後の導入を検討していくときに、こういった目標設定をきちっとすることが私は大事だと思うのですが、現況ではこれらについてどのような考えをお持ちですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） NPOにしても民間にしても、いわゆる指定管理者制度を導入して契約を結ぶと。今までもそうですけれども、まずはこういう施設、こういう物件について、町の考え方を十分説明させていただく。そして、その中から、今までの形式では、やはりプロポーザル方式。いわゆる提案をしていただいた中で、それと町が考えるもの。いわゆる目標の数値も上げられるものは上げていかなければならないのでしょけれども、それらとプロポーザルされた提案とが、一番合う、マッチするところが業者として選定されていくということが、これからもいくのだろうというふうに思いますから、当然、町の方も直営でやった場合はこういう目標があって、これに近いところ、そして、先ほどの答弁書でも申しあげましたように、何ととっても最大は住民の皆さんの利用促進につながるものでなければならない。そういった観念を大事にしながら、これからも指定管理者制度を採用していかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけども。

永井議員。

○21番（永井繁樹） 指定管理者制度については、今期中に方向が出るということですので、その場でまた改めて、私の方が、チャンスがあれば質問したいと思います。

最後に、アルコ236と忠類物産センターのことについてお伺いをいたしますが、過日の議会の中で、資料が出ました。これは株式会社忠類振興公社の概要ということで、63年6月に設置されて、資本金3,950万、売上げ1億7,382万と。役員8名、社員21名、こうなっております。それで、今後のことにつきましてですが、指定管理としての選定を、多分私は受けていくのだろうと思いますが、これらを含めた中で、コスト削減という観点から、今のお答えの中では、方向性が少し示されていないのかなと。ということはどういうふうに考えておられるのかと。

まずそれからお聞きします。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけど、この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問のアルコ236、そして物産センターの指定管理につきましては、今の段階では、私どもも引き続き忠類の振興公社にお願いしていきたいというふうに思っておりますけれども、ご案内のとおり、物産センターも新しくなりました。さらにまた、アルコ236をはじめ、物産センターについても私どもの町にとっては大変貴重な観光資源でもあり、大事な施設でもあろうというふうに思います。

引き続き、振興公社の企業努力も頂きながら、我々としては意向も十分受け止めていただく中で協議を進め、あるいは来年で期間が切れるわけありますので、議決等の所定の事務手続をこれから進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 今のお答えの中で、一つ安心したのは、引き続きということで、今の状況を継続できる旨のお話です。私も、合併をしてから制度が導入されております。今までの在り方については、多々問題点もあるでしょうし改良点もあると思います。しかし、制度導入ということになれば、当然最低でも1年程度、どのような形で運営されるのかを見ながら、その施設の事業評価をきちっとしていくということでなければ、合併をした後の新しい町における新しい制度導入の新しい施設ということの観点からすれば、今町長言われるように、そういう形に、公募という形にはせず、引き続き継続できるような方法をとっていただくことが、私は一番いいと思います。

ただ、これは当然それを受ける側の企業努力というものがなければならないと思いますので、今ま

での在り方がどうであったかは、ここでは詳しく私も話す状況にはございませんけれども、かなりのコスト削減をした中での利益を出す施設ということになりますから、ある意味では。当然、今後に向けて、行政側のやはりある程度の指導といいますか、協力といいますか、そういう中で育てた過程の後に、評価をきちっとして、それが公募に移っていくのであれば、私はいいのかなと思います。

是非、その辺は、今後、選定を受けるときの提出書類の問題もいろいろありますから、会社側としてはそれ相応の中身をきちっと精査して出していかなければいけない。それが幕別町の側にきちっと理解をされて納得される方向でなければ、私は業者の評価というのは上がっていかないと思いますので、これから新年度に向かって、そういう指定管理という本格的な道を歩む会社に対して、強くここで要望しておきたいと思います。

それと、最後の道の駅にかかわっての厨房設備の規模、運営についてですが、これは今申し上げたアルコ、物産センターと当然兼ね合いがございますが、これは議会、3月、それから、工事では6月に議会では認められておりますので、私はもちろん賛成をする立場からお聞きするのですけれども、このアイスクリーム製造室、それからミニベーカリーとかという施設を当然つくるわけですけれども、この答弁の中では、生産能力はもちろんわかるのですね。問題は、生産したものをどうやって運営につなげていくかということですから、当然、商行為も出てくるでしょうし、経費的なものもかなり重要な状態になっていくと思うのですけれども、これらについて、現況の中で、当然これはやる側が考えるのですけれども、受ける側は考えますよね。管理者として指定される方がもちろん考えるのですけれども、現在までのやり方があったと思いますが、それがあって、かつそこにミニベーカリーという厨房が足さざるわけですけれども、これはもちろん資本が伴うものですが、これらについて、アイスクリームの方は継続の意向ですからいいですが、ミニベーカリーについては、どれぐらいの資本投資がここでされるのか。そこをまずお聞きをしたいと。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） アイスクリーム、あるいは初めて実施するミニベーカリーについてであります。

今、お話がありましたとおり、アイスクリームの販売については、今までの実績もありますからある程度の予測というものは当然たつのだらうと思いますけれども、恐らくパンの方は実際どのぐらいが出るのかということは、なかなか今の段階では難しい面もあるのだらうというふうに思いますけれども、しかし、そうかといって全く試算しないで示すということにはなりませんので、町の試算もこれからやって、恐らく受ける方との協議もしながら、今の予定ではきっと1月の中過ぎぐらいに、いわゆる町が示したものを公社の方がどのような売り方をするか。そこで、いわゆる指定管理者に向けての協議が進められていくのだらうと思いますけれども、ここで大変厳しい見方、あるいは期待を込めて、これでどうするのでないか。いろいろな考え方はあるのだらうと思いますけれども、これからこれらについては、十分地域の意向や担当の方で、内部の意見を集約した中で、公社との方との協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 併せまして、このミニベーカリーの厨房につきましては、受ける側の考え方もあるでしょうけど、現況としては、受ける側で直接携われるのか。それとも、どこかの業者に委託するのかという問題も当然発生してくるのですが、現況ではどういう状況にあるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） ミニベーカリーの運営ということになりますけれども、そこで、他の道の駅においても、2、3、道の駅を受けた指定管理者が運営をしているという実態がございます。私も、今のところは、地域振興公社がその運営をしていただくというようなことを前提に協議を進めているところでございます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） それでは、先ほどの質問と今の質問と抱き合わせになりますが、アルコ236、そして忠類物産センター、それが道の駅とダブるところがございますが、基本的にこのおおまかに言えば

二つから三つの施設機能があって、それが、指定管理が1社ということで、スタッフが同一ということになりますね。そうした方法をとる場合、そこに専門的な能力がどこまで培っていいのかというところは私ちょっと心配をしているのです。本来であれば、これを別々にきちっとやる方が効率もいいですし、専門的に営利を追求するものはしていけるだろうと。採算ベースも合っていくのだろうとは思いますが、行政側として、これもスタートしている制度ですから、この中でそういった一つにまとめて運営することのメリット、デメリットもごさいます。だから、それをどういうふう to 今後考えられておられるのか、現状の中でお答えられる範囲でお願いをしたい。

○議長（本保証喜） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） アルコ236と物産センターにつきましては、それぞれ地域振興公社の中で担当というものを設けております。これは、フロントでありますとか、レストラン部門、あるいは物産センター部門、あるいは厨房部門といった担当職員が、専任の職員がおります。これらの職員、専門でありますけれども、お互いの部門をカバーし合うというような形も現実にとられております。

物産センターにつきましては、今までは170メートルほど離れておりましたけれども、今度は50～60メートルというようなこともありますので、その辺、人の使いまわしといいますか、カバーの仕方がよりスムーズになっていくだろうというふうに思っておりますので、そういう点ではより経費の削減といいますか、人件費の効率的な使用と、支出というようなことについてもつながっていくのかなというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 是非、これらについてはどのやり方が一番いいのかは、十分今後検討していただきたいと思ひます。

最後になりますが、先ほど、町長も述べられました。この施設については、「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事務効果が相当期待できると思慮するときに」という形で延べられております。

公募をしないということは、決して甘えではなくて、やはりかなり厳しい状況の中で、これを新たな1年として、次年度きちっとやっていただくということを強くここに期待を申し上げて、質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして質問いたします。

高齢者福祉対策について。

わが国の高齢化は、世界に類を見ない速さで進んでいると言われております。2015年には4人に一人が65歳の高齢者ということで、あと、数年でやってくるのです。誰もが思い描くことは、年をとっても健康で明るく、幸せをかみしめながら過ごすことができれば最高だとの思いを強く持っていることだと思います。

現在、多くの企業が60歳定年制をしいていますが、仮に65歳に定年を延長したとしても、その後の15年から20年は大方の人に与えられた自由な時間であります。有意義な人生を送るためにも、健康で文化的な人生に生きがいを持つことの大切さを痛感するところでごさいます。

このような社会環境構造の中で、多くの高齢者が何かに携わり、そこに生きがいを感じ、生きがいを見出し、楽しく有意義な人生が送れるように導いていくことも行政の役割と考えます。

そこで、次の3点についてお伺ひいたします。

まず第1に、（仮称）福祉農園の開設について。

農園は高齢者や障害者が土に接し作物を育てる喜びという趣味活動を通して、お互いの交流、親睦を深め、健康増進を図る目的で希望者に貸与するものです。痴呆症の療養にも園芸療法として利用され大きな効果を上げておるのです。無理をしないで個人の体力にあわせて作業をすることによって、

病院にいく回数が減ったり、足腰の動きがよくなるなど、家族が驚くほど健康になっている例もあるのです。また、丹精込めてつくった作物を家族や知り合いに食べてもらって、喜ぶ顔を見るのが生きがいになっているのです。介護予防や高齢者の健康維持増進と生きがい活動のために、福祉農園を開設してはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。

2点目に、シニア・ピア・カウンセラー養成講座の実施について。

この語源となっているのが「シニア・ピア・カウンセリング」。日本では、まだ耳新しいですが、アメリカでは、30年ほど前から既に行われているというのです。カリフォルニア州のある診療所で始められたのが最初で、高齢者の健康診断をしているうちに、高齢者の健康は肉体だけでなく、心の悩みが大きく影響していることがわかり、カウンセリングの手法を取り入れて、シニア・ピア・カウンセリングが生まれたのです。その後全米に広がり、今日に至り多くの実績を上げているのです。

シニア・ピア・カウンセリングとは、元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みを持つお年寄りの話し相手として相談にのるのです。「ピア」とは仲間、同士という意味で、同じ世代、同じ時代を生きてきたからこそ分かり合える仲間意識があります。だから悩みを打ち明けるには最適の相手になる訳です。お年寄りの最大の悩みは孤独、寂しさだそうです。一人暮らしになれば、話す機会も少なく孤独になるのは当然です。家族と同居していても、世代の違いがあれば、必ずしも高齢者の悩みを理解してもらえとは限りません。むしろ、家族の中において、話が通じないで余計に孤独感を感じるケースも少なくないのです。

そんな時にこそピア・カウンセラーの役割が必要となるのです。

シニア・ピア・カウンセリングは共通の社会的経験持つ同世代のものが、相手の嘆きや悩みをきちんと聞くことによって、相手の心の不安を軽減し、かつ、その人なりの判断や納得を促すという意味から社会的にも重要なことと考えられます。高齢者は、支えられるのみで、支えるのは若い世代となっていますが、これから迎える超高齢化社会、元気な高齢者同士が支えあえる場所も必要と考えます。元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みを持つ同世代の仲間の相談相手になるという活動で、社会に貢献しているという充実感を得ることもできます。高齢者の新たな分野としてシニア・ピア・カウンセラー養成講座を実施してはどうでしょうか、お伺いいたします。

三つ目に、高齢者向けの健康遊具の設置について。

少子高齢化を反映してか、公園の遊具が様変わりをしているようです。子供向け遊具から高齢者向けの健康遊具を設置する公園が増えているとのこと。これらの遊具は健康維持、増進のために高齢者の利用が著しく増えているとのこと。子供向け遊具のある公園の片隅に設置してはとを考えます。また、公園ばかりではなく、団地周辺の空き地などにも設置することによって、高齢者の閉じこもり防止、介護予防にも役に立つものと考えます。冬期間の利用は難しいですが、夏場は多くの利用があるものと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

高齢者福祉対策についてであります。

はじめに、「（仮称）福祉農園の開設」についてであります。本町の高齢化率は本年10月1日の時点で22.5%となり、5年前と比較して4ポイントの増となっております。高齢化の速度は本町においても例外ではなく、今後さらに加速していくものと考えております。

このため本年3月に、高齢者の皆さんが健康で生きがいを持って生活していただくことを目指して「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、四つの柱を基本目標として設定した上で、その実現に向け取り組んでいるところであります。その基本目標の一つに、「健やかに楽しく生活することのできる地域社会の創造」を掲げておりまして、高齢者の方が、心身の健康をいつまでも維持し続けられますよう、健康の増進や疾病予防、リハビリテーションなど、きめ細かなサービスがいつでも受けられるシステムづくりを推進いたしております。高齢者の多くが、地域の中で健やかに、生き生きとした生活を送ることを望んでおられることから、生きがい活動支援通所事業によりまして、自宅に

閉じこもりがちな高齢者に対し、陶芸教室、料理教室、絵手紙教室をはじめ、健康体操やカルタとりなどの各種コースを取り入れた「いきいきエンジョイ教室」を開設し、多様な交流機会の提供によって、高齢者自らが生きがいを持って健康で文化的な生活を送ることができるよう努めているところであります。

中野議員ご提案の福祉農園の開設につきましては、農作業の持つリハビリテーションと授産、交流等の福祉的効用を踏まえながら、参加者が農作物の収穫に喜びを共感し、収穫物の消費・販売・加工活動等を通じて、健康の増進と生きがいを感じるなど、情操教育や福祉を目的とした役割も期待されるものと考えております。高齢者と農業の関わりにつきましては、農家出身者が都会での定年退職後に故郷へUターンし、第2の人生として農業を始める「定年帰農」や「定年就農」と称して、都会人が定年後Iターンして農業に従事するなど、農業の中に身を置いて充実した老後を過ごされている方が、近年は増加しつつあるというふうに向っております。しかしながら、福祉農園を町単独の施設として開設することになりますと、当然のことながら、必要な用地の確保をはじめ、運営面においても相当数の職員配置等について考えていかなければなりません。また、農業を基幹産業とし、身近に田園風景が広がる環境の中で、どれだけの方々にご利用いただけるかといった懸念や、さらには、一過性のブームで終わるのではないかという点が危惧され、現在、このような状況にありますことから、これら福祉農園の開設につきましては、町内に農業生産法人等が運営する市民農園等があります。興味を持たれた方々には、まずはこうした農園をご利用いただいて、それらの利用状況や利用効果等の情勢を勘案した上で、町としてどのような支援をできるのか、利用者の皆さんとともに見出してみたいというふうを考えております。

なお、市民農園の利用を希望される高齢者の方には、老人クラブ活動等を通じ、また、障害をお持ちの方には、地域活動支援センター事業の中でのご利用を検討いただきながら、需要の状況等を見極めてみたいというふう考えております。

次に、シニア・ピア・カウンセラー養成講座の実施についてであります。

お元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、不安や悩みを持つお年寄りの話し相手として相談にのる「シニア・ピア・カウンセリング」につきましては、日本ではNPO法人の認定制度により、平成14年度から実施されておまして、ご質問にありますように、高齢者が気軽に相談できるというだけではなく、カウンセラー役の高齢者にとっても、自分の生きがいづくりに役立つと言われております。

この活動の基本は、高齢者の豊かな人生経験によって支えられておりますが、高齢者特有の悩みや不安を相手の気持ちに沿って解決するためには、専門的な知識や技術の習得が必要になるものと思われれます。現在、本町の高齢者相談支援の体制は、保健師の日常業務として行っております訪問業務をはじめ、介護保険の補完事業であります「お元気ですか訪問」、民生委員・児童委員の方々によります訪問相談、社会福祉協議会において実施されております心配事相談、人権擁護委員の皆さんの活動として実施されております毎月の特設人権相談所の開設、そのほか、町職員の日常業務におけます各種相談の対応となっております。さらに昨年度より老人クラブ連合会が事業実施主体となり、財団法人北海道老人クラブ連合会の「高齢者相互支援推進・啓発事業」を導入し、「在宅福祉を支える友愛活動」によりまして、「よき話し相手」となることを基本とした友愛訪問活動を行なっており、高齢者相互が日ごろの訪問活動によって支えあう事業の実践に取り組んでいただいているところであります。

シニア・ピア・カウンセラー養成講座の実施ということでご提案であったわけではあります。先進の事例等を調査いたしましたところによりますと、やはり多いのは首都圏及び関西の大都市圏で、幾つかの自治体がこうした養成講座を導入し、カウンセリング技術向上等の効果を上げているようですが、一方ではカウンセラーの増加と利用の実績が伴わず、さらなる活動の場を広げることができないため、開設後2、3年での養成講座休止を検討している状況もあるというふうに向っております。

これらのことから、本町におきましては、現在持ち合わせている社会資源等への支援を図り、より

充実した高齢者相談支援体制の確立を推進するよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者向け健康遊具の設置についてであります。

高齢者の方々が元気で生き生きと活動できる環境づくりが求められており、健康づくりの場として公園などに寄せられる期待は大きいものと考えております。

ご質問の高齢者向け健康遊具につきましては、日常生活に必要な体力の回復、維持、あるいは柔軟性を養う目的のために様々な健康遊具が開発されております。例えば、転倒防止のバランス運動を行うもの、体をしなやかに強くする運動を補助する器具などがありますが、これらは、高齢者ばかりではなく、中年層の運動不足の解消、幼児・児童の発育・発達にも有効であるというふうに言われております。

ご質問の高齢者向け健康遊具の設置することにつきましては、高齢者等の健康づくりに有効であると考えておりますことから、既に依田公園及び幕別南コミセン東側広場に、背伸ばしベンチ等を設置しております。また、今後整備されます北栄地区の公園整備におきましても、具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。将来的な設置拡大につきましては、こうした利用状況などを見極めた上、遊具の更新時などにおいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 1番目の福祉農園の件ですけれども、今、答弁を頂きますと、町独自でこの施設として開設することになりますと、必要な用地の確保をはじめ、運営面においても相当な職員の配置が必要だというようなことを言われておりますけれども、職員の配置をされる前に、利用される方の責任というか、そういうものが当然必要になると思います。ルールを決め、責任を持たせて活用させるというようなことができると思います。

町には、これらの遊休地というか、そういうものはないものでしょうか。ないのであれば、民間等に遊休地を探せば見つかるものと思います。遊休地というのは活用しなければ、雑草が生えて草刈作業に労力がかかるわけです。そういうところがあれば、そういうものを活用することもあるのではないかとこのように思います。農園として利用することによって、草刈作業の手間も省け、家庭菜園も楽しめる。一石二鳥ではないかとこのように思います。それらを活用できるように、住民に積極的に働きかけることによって、利用があるものと思います。

私も個人的でありますけれども、知人の空き地を利用して家庭菜園を楽しんでいるわけですが、面積が広いために、4軒ほどで利用しております。過去に体調が悪い、体調が崩された方も、現在は体調がよくなって、孫まで連れてきて楽しみ、自然体験の場として活用しているところです。

このようなことから、町も積極的に進めるべきと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 市民農園については、一時かなりブーム的に流行ったと申しますか、ブームになったと申しますか、町内にも民間等で市民農園的なものが広がりまして、私も記憶しておりますのは、ちょうど稲志別の中間駅の辺りでは、帯広辺りからも毎週バスで来て通って、みんなしてつくられていた。

ただ、これも先ほどちょっと申し上げましたように、一過性の部分がありまして、何年か経ってしまると、バタバタとブームが消えると、今はもう草地になってしまっているようなところがある。

それと、もう一つ、そう住民の皆さん、高齢者の皆さんから多くの要望がないのは、やはり幕別地区的では、どこを見ても田園風景で、隣近所、あるいは自分の庭辺りでも、本当に自分がやろう、好きでやろうとする方については、かなりそれらの何坪かの菜園というものが確保できているのが実情でないのかなというふうな思いもしているわけでありまして、そうしたことから、町が改めて農園を求め、そしてそれを住民の皆さんに開放するというようなことまでは、今までも現実には対応してきてなかったわけでありまして、これらのような今お話がありましたように、その効果が、効率だ

ということについては、これは当然誰もが認めることだと思いますけども、今言う需要の面ではどうなのかというようなことがあって、今まで余り検討されてきていない原因があるのだらうと思いますけども。

そうした方がこれからもどんどん増えてくるというようなことがあれば、またいろいろ相談をしていかなければならないのだらうと思いますし、ただ、本来的には町が農地を持つということはないのでしょうけども、市民農園にかかってはそういった法律的にも可能だというような話も聞いておりますので、そうした問題もあるとは思いますが、十分やはりニーズといいますか、高齢者の皆さんのニーズの把握の中で対応していくことが、これからも大事であらうというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 1番目の部分について了解いたしました。

シニア・ピアのカウンセラーの部分ですけれども、北海道の老人クラブ連合会と、よき話し相手となる基本、友愛訪問活動というようなこともあるのですけれども、こういうところに養成講座を設けてあげるというようなことはできないものかということなのです。それと、老人クラブそのものに入っている方はいいのですけれども、加入されていない方も結構いるわけですね。こういうところにも広げていければというふうに思うわけです。

当然、拡大をしていって、そういう一人暮らしのところとかそういうところに話し相手として進めていくことが必要でないかというふうに思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） このカウンセラーについては、その今中野議員の質問にあるシニア・ピア・カウンセラー、これはある程度のやはり基礎知識を持った方。資格を持った方がこうした仕事に従事されるということなので、友愛訪問ですとか、今、一般の老人の家庭を訪問する保健師や民生委員さんの活動とはまたちょっと違うものがあるのかなというふうに思っておりますし、少なくともこのいろんなNPO法人が行う講習を受けて、何日間かの講習を受けて、そして資格を受けて、その人がカウンセラーとして認定されて、こういう活動をするということですから、ちょっと一般的な友愛訪問とはまた違う面もあるのかなと思いますし、それとこの制度自体がまだできて非常に新しいということなので、北海道でもまだ数えるほどしかそういう資格を持った人がいないというのが現状のようでありまして、正直私もこの認定制度がどのような内容で、果たして誰がどういう資格を与え、付与するのかということまでわからないようなものもたくさんあるものですから、先ほど申し上げましたように、少し調査検討をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、それらのことを踏まえながらも、なおかつ先ほど言いましたように、老人クラブの活動ですとか、民生委員や保健師の活動の中でも、孤独にならないような、老人の一人暮らしの訪問活動は、もてる資源を生かした中で、これからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 是非、研究をして検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

3点目の高齢者向けの遊具の件ですけれども、高齢者が気軽に近くの公園に出かけて、筋力トレーニングとかストレッチ、それから、運動に励む高齢者が非常に増えてきているということで、この答弁にもありましたけれども、ちょっと離れたところの公園というか、そういうところに、背伸ばしベンチ、これを設置してあるというようなことであります。こういうものは非常に効果があるということでも言われております。できれば、歩いて通えるというか、そういうようなところにどんどん設置をしていっていただきたい。一遍に代えていくのは非常に難しいものがあると思いますけれども、徐々に取り入れていっていただきたいというふうに思います。

参考までに、資料ですけれども、国土交通省では3年ごとにこういう調査をしているようですが、2001年から2004年の間に、子供向けのゆりかごぶらんとか、吊り輪、回転塔など、大幅に減少しているのですね。そして、その反面、健康遊具、これがどんどん増えてきているということなわ

けです。費用がかかると思いますが、方針に合わせて検討していくということでありませうけれども、もっと近くの部分に設置をしていただきたい。例えば、公営住宅の周りにも結構子供の遊具があるわけですが、そういうところにも設置していただきたいというふうに思いますが、この辺を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお話しさせていただきましたように、公園の利活用も、子供、お母さんのみならず、高齢者の方の利用も多くなってきているということから、この遊具の設置についても、先ほど申し上げましたように実態を把握しながら、そしてまた、利用度合いを見ながら、できる限り更新時に合わせた中で、そういった遊具を取り入れていくことがいいのではないかとということで、内部では検討をさせていただいているところであります。

身近なところといいますと、かなりな範囲に広がっていくのだろうというふうに思いますが、本来的に言えば、前でいえば、保健福祉センター、あるいは今ではトレーニングセンターとか、スポーツセンターには、当然のことながら、こうした遊具が置いてあるわけですが、これらなんか住宅の周りまで広げて設置していくとなると、お金もさることながら、ある意味では時間的にももう少しかかるのではないかと思いますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、公園遊具の更新時期等と合わせながら、これからも対応してまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○16番（堀川貴庸） 通告に基づきまして、次のとおり質問をさせていただきます。

まず、はじめに、子ども行政についてであります。

出生率低下になかなか歯止めがかからず、この先の日本に不安を抱いている住民も多いと思われまう。第4期幕別町総合計画の中でも「家族や地域社会の子どもたちを育てる機能の低下が危惧される」と、これは一部抜粋ですが、このようにあるように出生数の減少傾向とあわせて育児に対する環境づくり対策に率先して取り組んでおられると思いますが、なかなか思うように効果が上がっていないということに難しい事情が窺えます。一段上の効果を望む声が多い中で、今後の子育て支援等の対策をどのように考え、我が町の活気につなげていくのか。町の見解を伺います。

次に、庁舎内コンプライアンスについてであります。

そもそもコンプライアンスとは、企業や個人がそれぞれの活動を行う中で、法律・法令や規則を守っていくこと。また、その中には、近年、社会的規範、さらには倫理・道徳も包含するというふうに分解されているところであります。そのいわゆる法令遵守という姿勢については、企業のみならず、今や法の分身である公務員に対し高度に求められるようになっております。とりわけ本年8月の福岡市職員が起こした事故により「危険運転致死傷罪」の適用の可否には、これも国民全体が大きく注目しているところでありますけれども、そういった状況のもとで、我が町の職員の間では法令遵守の意識が根付いていると言えるか。また、服務規定等の内容改正及び懲罰の在り方の方向性について、考え方を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、子ども行政についてであります。

お話にありましたように、我が国の年間出生数は、昭和48年以降減少傾向が続いており、合計特殊出生率で見ても、昭和46年の2.16から、平成17年には4割以上減少する1.26と過去最低の数値となり、特に北海道は1.13と、都道府県では低い方から3番目となっております。

今年の高齢社会白書によりまして、65歳以上の人口は初めて2割を超え、少子・高齢化と人口減は、ますますその勢いを増すばかりで、人口が多い第2次ベビーブーム世代の女性は、30代半ばに差しか

かっており、この方たちが出産適齢期を過ぎてゆく日も遠くはなく、出産適齢期の女性が減少していけば、出生率が変わらなくても、生まれてくる子どもの数は減ってしまうことになります。

出生率の低下の原因は、企業経営が厳しい時期に就職できなかったり、不安定な仕事に就いた若者たちが、子どもを持ちにくくなったことに起因すると考えられており、最近の国民生活白書も、子どもを産まない理由について、生活が苦しくなったり、働き続けられなくなるなどの懸念が大きいというように分析されております。

一連のリストラは企業業績を回復させましたが、子育て適齢期の世代は、しわ寄せをまともに受け、職場ではパートや派遣などの非正社員化が進み、賃金水準が全体として低下するなど、いわゆる格差社会の不安が広がりをみせております。

本町の次世代育成支援行動計画におけるニーズ調査結果をみましても、核家族化の進展や近隣住民との交流が希薄化したことなどの要因により、子育てに対する不安や負担を感じている方が増加していることから、それらの対策といたしまして、子育て支援センターを核とした相談支援事業の充実を図りながら、子育てに関する各種情報を提供するとともに、子育て支援センターの開放により、年齢に応じて親子と子ども同士が触れ合う交流の場を提供し、育児不安の解消に努めてまいりたいというふうを考えているところであります。

また、昨年9月に結成されました「幕別町せわすき・せわやき隊」通称すきやき隊のご協力によりまして、近隣に住む子育て家庭に対する日常的な目配りと声かけを推進するなど、地域社会資源の活用を図り、家族やコミュニティのつながりが維持できるよう、地域全体における支援活動の浸透を図ってまいりたいというふうにも考えております。

さらに、子育て支援にかかわる各専門分野の取り組みについて、全体の調整と連携を図ることを目的として、町の保健課長、福祉課長をはじめ、保健課の保健予防係長、あるいは福祉課児童福祉係長、常設保育所長、子育て支援センター所長、幼児ことばの教室所長並びに教育委員会学校教育課の幼稚園教諭長などのメンバーで構成する「幕別町乳幼児ネットワーク会議」を平成17年6月に設置いたしまして、育児に対する環境づくりや各種支援方策の実施について、総合的な連絡調整と情報交換に努めているところであります。

少子化対策に特効薬はないと言われておりますけれども、若い夫婦は子どもを欲しがっており、理想とする子どもの数は2.5人だという政府の調査もありますので、少子化を食い止める希望は、まだまだ消えてはいないものというふうに思っております。

子どもを持ったら暮らせないといった不安を少しでも解消できるよう、子育て支援対策に今後とも精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、町職員のコンプライアンスについてであります。

最近、飲酒運転等の悪質な交通違反など公務員の不祥事が続いていることから、公務員に対する不信や批判の声が高まり社会問題化していることを受けて、公務員には全体の奉仕者としての高い倫理観と信頼性の確保が強く求められていることの認識は、私も堀川議員と同じくするものであります。

はじめに法令遵守に関してであります。公務員の服務につきましては、地方公務員法の中で、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという服務の根本基準を始めとし、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止義務、秘密を守る義務などの責務が規定されているところであります。

職員は、町職員として採用時に服務の根本基準や責務などを自覚した上で、服務に関する宣誓をしておりますので、公務員としての一定の倫理観あるいは法令遵守の意識を持って、日々職務に精励しているものと認識いたしております。

ただ、こうしたことが、その意識が時とともに風化することのないように、私どもも日ごろから職員に対して、年頭における訓示や必要に応じて文書等によって、綱紀の保持に努めるように、職員の意識の喚起に努めているところでもあります。

次に服務規程等の内容改正に関してであります。本町における職員の服務につきましては、地方

公務員法等に定められているものを除く、他のことに関しまして、「幕別町職員服務規程」に定められており、主な内容は休暇や出張命令などの服務上の手続等に係るものとなっております。

従いまして、服務の基本的な理念等は、法令に基づくこととなっておりますことから、町の服務規程につきましても、現時点におきまして、特に改正の予定はありません。

また、懲罰の在り方に関してであります。地方公務員法の中で、法律、条例、規則等に違反した場合、職務上の義務違反をした場合、そして全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに、懲戒処分をすることができることとされております。

従いまして、そのようなケースが生じた場合は、非違行為の動機や態様はどのようなものであったのか、故意又は過失の度合いはどの程度であったのか、そして他の職員あるいは社会に与える影響はどのようなものであったのかなどを十分に検証し総合的に考慮の上、個別の事案ごとに適性かつ厳正な処分をする考えであります。

なお、最近、特に社会問題化している悪質な交通違反等に関しましては、先般、従前の処分基準を見直し、より明確な処分基準を定めたところであります。

いずれにいたしても、町民の皆さんの信頼を損ねることのないよう、今後とも綱紀の保持に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけれども、この際、14時5分まで休憩をいたします。

13：51 休憩

14：05 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀川議員。

○16番（堀川貴庸） これまでも大きく少子化対策として、出産育児に対する支援についても何度か一般質問等で取り上げてきました。

先ほど町長の方からも、出生率等の現状と、それから、町が行ってきた一部の施策について答弁があったというふうに思います。いろんな子供がいる中であって、本当に職員の皆さんには、日夜努力しておられる。敬意を本当に表したいというふうに思っております。

ただ、やはりこの問題を何度も質問させてもらうということは、つまり単純な問題行動ではなくて、いろんな角度からアプローチしなくてはならないものだというふうにも思っていますし、町長もそのように認識をしているものというふうに私も思っています。

子育てにかかわる業務としては児童福祉ですとか、また、乳幼児医療、保健衛生、保育、一人親の家庭支援、あるいは乳幼児教育等々、非常に多岐に亘っていると思います。地域住民、町民の、また、とりわけ子供たちの健やかな成長を願う親たちにとって、より効果的な施策が講じられるよう、来年度、今、予算編成作業に当たられているでしょうから、骨格予算ということではあると思いますけれども、来年度予算、その辺を意をより一層汲んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子育て支援にかかわっては、今、堀川議員もお話ありましたように、いろんな角度にかかわって、いろんな支援策があるのだろうというふうに思っております。今年から、18年度から新たに取り上げて施策もありますけれども、これらも十分検証をしながら、さらに新しいものに取り組めるかどうか、これら、今お話がありましたように、骨格編成でありますから、すぐ当初からいけるかどうかはまた別にしましても、いわゆる担当を含め、幅広い中で検討しながら、新たな支援策等についても十分検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） 今回、子供に関する質問をさせてもらっていますので取り上げたいと思いますけれども、先月の6日の地元の新聞の方で、十勝教育を考える集いが開かれて、高橋教育長もパネリストと参加されていました。

カラーの写真でも載っていたのですが、その中で、子供の自立を見守るため、子供条例の制定に結び付けたいという発言もされていたと思います。先ほど芳滝議員の質問の中でも、一部触れられたかと思いますが、この条例の制定について、現状、どのように進めているというか、議論の進め方も含めて、若干説明をもらいたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 午前中の芳滝議員の中でも一部触れさせていただきましたけども、前々回の一般質問の中でお答えをしております。子供の権利条例、仮称でありますけども、私としては子供に関する条例ということで、今、検討を進めているところでもありますけれども、今の状況で言いますと、まず、これは教育委員会だけでつくれるものでもないですし、町の部局ともお互いに連携をしながら、さらに、当然子供たちの思いもその中に含めなければいけないと思っておりますし、子供たちもまたその条例づくりに参加する中で、自分たちの権利ですとか、そういったものに対する思いとか、そういうものを理解しながらやっていけるようなものだというふうに思っております。

現状として、今の段階ではまだ検討段階でありますけども、これから本格的な作業に向けて、さらに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） せっかくの機会でしたので質問をさせていただきました。

先ほども町長の答弁の中でも、また、触れられて、子育て支援にかかわる各専門分野の取り組みについては、全体の町政と連携を図ることを目的として、様々な部署、担当の持ち場の方で構成されている幕別町の乳幼児ネットワーク会議を昨年から設置されていると。

そしてまた、今の教育長の答弁にもあったように、子供の条例についても、部や室を横断的に、やはりいろんな角度から議論されていく必要があるだろうというふうなお話でしたので、子供を育てる環境といいますか、取り巻く環境というのはやはり大きく変化した中で、それぞれの部や室だけで予算を決めて施策を遂行していくのではなくて、部・室横断的に、あるいは子供に関する行政部門を統一した中で、政策の企画立案から施策の遂行まで、一つのネットワーク会議とはまた異なると思えますけれども、専門的な部署を設置して、少子化対策に当たっていただけないかなというふうに考えています。

今回、くしくも隣の帯広市では、教育の一部まで含めてあったと思いますが、こども未来部を創設されているようです。

たまたま3年前にも道外研修の方で、福岡市に研修で訪問させていただいたときも、こども部が設置されていました。これは当時の、福岡市の場合は市長の選挙公約だったというふうに聞いています。

たまたまこれは来年、いよいよ選挙の年であって、先ほども町長の方から支持をいただけるならばという前置きがありましたけれども、立候補の決意があったというふうに、私は理解していますが、岡田町政の3期目に当たって、やはりこの最重要項目の一つとして、子供行政を司るような組織編制の考え方について、是非一考を頂きたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話にありましたように、児童生徒、そして乳幼児からいわゆる子供にかかっている、いろんな担当部署があって、それぞれが行っている。いわゆる町の仕事、縦割りの中での仕事であります。帯広市のこども未来部、北海道も何かこども推進室でしたか、そういうのあるわけですけども、ただ、難しいのはその課をつくる、その部をつくったときに、住民の皆さんがそこへ行ったときに、すべてそこで用が足せるかというとなかなか難しい面もある。

当然のことながら、学校にかかわる教育の部分は、これは教育委員会行かなければならないというような問題もあって、大きな世帯の方がいい場合と、小さく分かれた方がいい場合、いろんな事例が

あるのだろうというふうに思います。そうした中で、今までせっかくそこへ言ったのに、またあつちの係へ行け、こっちの係へ行けというのでは、また意味もないというようなこともあります。

そういう意味では、今、帯広市がスタートしようとしていることも未来部の動向、そして、私どもが今、平成20年4月に向けて機構改革をいたしたいというようなこと、今、考えています。今度の行政改革推進要綱の中で、20年度を目指してのスリムな、あるいは効率的な機構改革というようなことを目指しております。

そうした中で、今、お話がありましたようなことも、十分検討させていただく中で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） 是非、専門的な部署については柔軟な考え方で取り組んでいただければなというふうに思います。

そして、続いてはコンプライアンスについて、お伺いします。

これは先ほども詳しくは触れられておりませんでしたけれども、先般の町内中学校の先生お一人が、事故を起こす、起こさないは別として、飲酒運転そのものの事実があったというふうなことには、私も非常に残念に受け止めたところでした。再発防止に向けても、やはり努めていただけるということでしたので、周囲を心配させることのないように、きちんとした対応を求めていきたいというふうに思います。

特に今回の件は、新聞報道にもあったように、飲酒運転について、注意していた矢先のできごとだったというふうに記憶しておりますが、これも一事が万事ということもありますように、職員の皆さん全体の規範意識について、しっかりそのことが浸透していたかどうか。どうしても疑問に感じてしまいます。採用時には、サービスの根本基準や責務なども自覚した上で、サービスに関する宣誓をしておられるということでしたが、やはりこれも風化することのないように、喚起されているということもあるようですけれども、その辺の意識の徹底についてはどのようにされているのか、また、考えているのか、お尋ねします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたとおり、全体の奉仕者であるということの自覚を絶えず持って行動をしていただきたいということが何よりであります。私も先ほども言いましたように、これからですと年末あるいは年頭年始の挨拶、あるいは4月1日の異動による新年度を迎えたときの集会、機会あるごとに職員には、綱紀の肅正、さらには、我が町のみならず、他町村、あるいは他の職種のあっても、先ほどの飲酒運転を始め、いろいろな事故が起きた際には、部長通達なり、あるいは町長名をもって、職員保護に綱紀肅正に向けての通達を出す、文書を回すというようなことで、絶えず職員が自ら意識のもとに、本当に公務員としての意識を持ちながら、綱紀肅正に当たってもらいたいというようなことであります。あるいは、こうしたことももちろん研修制度の中でも、当然のことながら、こういったことは言っていかなければならない、訴え続けていかなければならない問題だろうというふうに思っておりますし、また、交通安全もそうでありますし、今、いろいろな公務員を取り巻く情勢、いろいろ指摘もあつたり、現に事故が、あるいは事件になっているというような状況がありますので、今一度私どもも職員に身を引き締めた中で、全体の奉仕者としてふさわしくない態度をとらないように、奉仕者として活躍していただくようにといったことを、再三申し上げているところであります。引き続き、機会があれば、そのようなことで、これからもお話をしていきたいというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） 今回のコンプライアンス、法令遵守という思想も、ただ世の中に出てきたわけではないというふうに私は思います。ただ、今の時代、何といたしましようか、公務員の皆さんにとっては風当たりがきついとか、逆風のような状況の中で、たまたま公務員さんの違法行為が目立っている。それも公務員という立場故なのでしょうか、マスコミを大きく取り上げてしまう。

そんな時代になってしまったのかなというふうに思いますけれども、服務規程というのは職務の遂行中の、先ほどは答弁で、こうしなさい、ああしなさいということはないよということだったのですが、どうなのでしょう。

例えば、日常生活といいますか、時間外のそれぞれの行動に対して、これも職務に準じたような形で通達なり何なりされていると思いますけれども、そういったことに関しては、例えば、規範を改めてつくるというか、それぞれの部や室や何かで決めていくようなことはあるのかなのか。

いずれにしても、それぞれの悪い出来事の予防が大切だと思いますけれども、どのように考えられますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 職員の服務、もちろん根幹は地方公務員法にあります。そして、それを受けて、幕別町の職員の服務規程というのがあります。そして、その服務規程にふさわしくない、いわゆる全体の奉仕者としてふさわしくないような行為があった場合は、それぞれの事案に対して、要綱等で定めるいわゆる罰則規定を適用していく。

例えば、飲酒運転を起こした場合、こういうような罰則があります。スピード違反を起こした場合はこうですと。

あるいは、公務員としてふさわしくない信用失墜行為があった場合には、あなたは免職ですよ、戒告ですよというようなことの処分がされていくわけでありまして、これは別に勤務時間中であろうが、勤務時間外であろうが、そういった行為が現実に出てくれば、それに合わせていろんな処分ということがされていきますので。特に勤務時間と勤務時間外で罰が変わるというようなことはありません。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16番（堀川貴庸） 町政全体の執行に当たっては、やはり住民との信頼関係が一番重要だというふうに思います。答弁の方にも、町民の皆さんに損ねることのないよう努めてまいりたいというふうなフレーズもありましたが、仮に信頼関係を損ね兼ねない状況になったとしても、やはり迅速かつ真摯に対応していただきたいというふうにも思いますし、そのことを真っ先に認識されているのは誰でもない、やはり協働のまちづくりを掲げる町長御自身だろうというふうに思います。今一度確認をさせていただきたいと最後に思いますけれども、地域住民、町民との信頼関係向上のための諸条件について、どういうふうにお考えなのか、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行政を進める上で、仕事を進める上で、住民の皆さんとの信頼関係、職員と住民の皆さんの信頼関係というのが大事であることは、今、堀川議員が言われたとおりで、私も一番必要とする部分だろうというふうに思います。それだけに、やはり日ごろの勤務態度、あるいは生活態度というものが住民に評価されてくるのだろうというふうに思っております。

私も含めて、職員一人ひとりが、先ほども申し上げましたように、公務員である、全体の奉仕者であるということの自覚のもとに、これからもそれらの方、大事にしながら仕事に当たっていきたく、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 通告に従いまして、2点について質問させていただきたいと思います。

はじめに、広告収入を町の財源に、について伺います。

住民サービスの質を落とすことなく行政を執行するためには、町として財源を得る方法を考えていくべきだと考えます。このほど示されました幕別町行政改革大綱推進計画の中で、広告料収入の検討が19年度から実施することが盛り込まれました。いよいよ町として、新たな自主財源を確保する方法の検討が始まることに、敬意を表すとともに、今後に期待いたしたいと思います。

そこで、改めて以下について伺います。

町広報誌・町ホームページに広告を掲載することにより収入を得ることができます。また、町内企業の振興策として効果的であると考えます。導入を求めますが、見解を伺います。

町で使う封筒などに広告を入れ収入を得ることができます。また、本町にとって大きな収入源になるとは思いますが、見解を伺います。

国内の他の自治体では、近年、多くの野球場やサッカー場に、企業の名前をつけ、広告料収入を得ています。最近では、帯広市の屋内スピードスケート場建設に向け、会場内の看板広告のほかに、ネーミングライツの導入に向け、具体的に話が進んでいるようにお聞きします。本町においても、同じように百年記念ホール・野球場・パークゴルフ場等にネーミングライツを導入することにより収入を得ることができます。また、収入面だけではなく、幕別町の新たなPRとして効果的であると考えます。特にパークゴルフ場は、パークゴルフ発祥の地として全国から多くのプレーヤーが集まってきます。スポンサーとなっただけの企業があるならば、その企業にとってもPR効果が高いものとなるものではないでしょうか。導入を求めますが、見解を伺います。

次に、活力あるまちづくりについて伺います。

活力あるまちづくりを進めるには、生活環境・産業・福祉・教育等の充実が考えられますが、財政に直接的に影響する土地利用について伺います。変化することが良いこととは考えませんが、余りにも変化しない清柳大橋以东、札内大橋を渡って幕別町への入り口は、本町にとってマイナスイメージではないかと常々思うところあります。以下について伺います。

平成16年に清柳大橋以东の開発について、一般質問をさせていただきましたが、そのときの町長の答弁は、地域との協議を進めながら、新たな土地利用に向けた努力をしていきたいということでした。あれから2年以上経ちましたが、清柳大橋以东に具体的な開発の予定があるのか伺います。

北海道にとって、厳しい経済状況の中ではありますが、他の町村では大きな企業が工場を建設したり、新たな事業を始める企業などがあります。幕別町として企業誘致を積極的に行っているのか伺います。

中心市街地や国道沿線を中心に空き店舗が多くなってきています。特に帯広から国道38号線で札内に入ると、大きな三つの空き店舗が、幕別町にお越しの皆さまをお迎えします。町民だけではなく、他の市町村の方々からもすっかり寂れてしまっているように思われ、イメージダウンにつながっているものとなっています。また、中心市街地においても、シャッターを閉めている店舗が増えてきました。中心市街地の役割は、さまざまあると思いますが、地域コミュニティの再構築を図るためにも、早急に解決しなくてはいけない課題だと思えます。今後、町としてどのような対策をお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、広告収入を町の財源として導入することについてであります。

本町の歳入予算の約4割を占める地方交付税が、平成19年度当初予算では現時点において出口ベースで全国平均2.5%の減と示されておりますことや好景気の動向がなかなか地方まで十分に波及していない現状を考えますときに、町税の伸び悩みはもとより、町財政の歳入面は、今後ともますます厳しい状況が続くものと予測されるところであります。

このような状況のもとで、住民サービスの質及び量の確保を図りつつ行政を執行していくためには、新たな自主財源の確保に知恵を出していく必要があると考えているところであります。

前川議員と意を同じくするものでありますが、また、本町では、先般、第3次の幕別町行政改革大綱及び推進計画を策定したところであります。

その大綱の中で、趣旨といたしまして、「より一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めなければならない。」と規定しており、それを具現化する方策として推進計画の中で、推進項目の一つとして、「広告料収入を得ること。」を掲げております。

その実施年度といたしましては、本年度から検討をスタートし、平成19年度以降においてできる事

から取り組んでいこうということを基本にしているところであります。

ご質問の1点目の町広報紙・町ホームページへの広告掲載の導入についてであります。町ホームページにつきましては、平成19年度から実施する方向で、現在検討を進めております。

また、町広報紙につきましては、費用対効果、紙面の割り付けなど諸々の課題がありますので、今後、先進事例などを調査研究しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目の封筒などへの広告の導入についてであります。封筒の規格、印刷のレイアウト、取扱い枚数、使用期間、企業等の需要動向などの課題がありますので、今後、同様に先進事例などを調査研究しながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の公共施設へのネーミングライツについてであります。大都市などで有名な施設、あるいは利用者の多い施設、人目につきやすい施設などで企業などにおいてPR効果が期待できますことから、取り組まれているというような形で、今も紹介ありました。

ただ、幕別町あたりの規模で、これが企業等に需要があるかということになりますと、まだまだ課題もあって、私としては現状難しいものがあるのではないかとこのように思っているところであります。

次に、活力あるまちづくりについてのご質問の1点目、清柳大橋等の開発についてであります。

道道幕別帯広芽室線のいわゆる札内新道沿いの土地利用につきましては、清柳大橋開通前から、都市的土地利用が期待されていたところでありまして、町といたしましても、第4期総合計画の中では、「企業ニーズ、立地動向などを考慮しながら、交通アクセス環境などを踏まえ、新たな立地基盤づくりを進める」と定義いたしております。

また、都市計画マスタープランにおいても、「札内新道沿いに商業地を配置し、住民生活の利便性確保と沿道サービス機能の向上を図る」と定義するなど、いずれも開発を主眼とした位置付けをいたしているところであります。

この地区におけます具体的な開発計画としては、地権者の方々によりますショッピングセンターを核とした集合型商業施設の建設計画がありますが、これまでもご説明させていただいておりますとおり、本町の総合計画などから逸脱したものではないというふうには考えておりますが、都市計画法、農地法など関係する法律の調整のために、北海道と協議を重ねているところであります。

この開発計画以外には、依田にあります依田地域総合開発促進期成会によりますリバーサイド幕別工業団地の拡充に向けた要望などがあり、協議をさせていただいておりますが、都市計画マスタープランの中では、市街地外縁部へは住居系の土地利用、札内新道沿線には工業系の土地利用の位置付けをいたしておりますことから、経済動向や土地利用の需要を見据えながら、適切な開発に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

次に、「企業誘致について」であります。これまで本町の経済の活性化や雇用創出のため工業団地を造成し企業誘致活動を進めてきております。町内の工業団地は、明野工業団地、札内東工業団地、リバーサイド幕別工業団地の3カ所があり、そのうち明野工業団地においては既に完売しており、札内東工業団地については88%、リバーサイド工業団地につきましては71%の分譲率となっております。

全国的には、平成14年ころから始まった景気の上昇傾向は、昭和40年から5年近く続いた「いざなぎ景気」を超え、今も「景気は上向き基調」にあると言われており、大企業では設備投資が行われ、業績が向上してふうに伺っております。

しかし、中小企業の多い北海道においては、景気が良いという実感はほとんど感じられない。

また、企業においても設備投資を控えているのが現状でありますことから、新たな企業進出は非常に厳しい状況にあるものと思っております。

このような中、関東地区や札幌市の製造業者を中心に、500社にアンケート調査を実施し、少しでも設備投資の意向がある企業に対し企業訪問を実施しているところであります。

このほかにも、帯広市内の企業を訪問したり、あるいは金融機関の融資担当者や設計会社等にも情報提供等の協力をお願いしているところであります。

このような活動により、リバーサイド幕別工業団地におきましては、現在、数件のお話がきておりまして、12月末には1件、3月末までには2件の企業から用地の購入についての返事を頂くこととなっております。

前段申し上げましたように、非常に厳しい経済状況下ではありますが、今後とも積極的に企業訪問等を実施し企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、中心商店街や国道沿線の空き店舗対策についてであります。

幕別市街や札幌市街等においては、現在、十数件の空き店舗がありますが、こうした空き店舗の状況については様々な理由があります。

経営不振や倒産によるもののほか、後継者の問題があって閉められているといったものもあるわけでありまして。

また、店舗の状況も老朽化したものや狭隘で設備が不十分なものがある一方、すぐにも入居できる店舗もあるわけでありまして。

これら空き店舗の活用は活力ある商店街の形成にもつながり、住居の確保など利便性やサービス向上にもつながることからも少しでも活用していただけるよう、「空き地及び空き家に関する情報提供サービス事業実施要綱」を定め、これら情報の収集を行っているところであります。

また、商工会におきましても、ホームページに掲載し、空き店舗の情報提供を行っているところであり、ご承知のように、本年春には、本町商店街の空き店舗を活用した新たな取り組みの出店もあったところであります。

いずれにいたしましても、所有者等の意向もありますことから、今後とも商工会とも連携を図りながら、空き店舗対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） はじめに、広告収入を町の財源にについて、再質問をさせていただきたいと思っております。ホームページについては、私の調べたところでは、十勝管内において、先進的な取り組みになっていくのかなというふうに思っております。現在、検討中ということではあります、ホームページに広告料収入を得る方法として、どのようなことを現在お考えなのか、お聞かせさせていただきたいと思っております。

次の広報誌の方ではありますが、本来の広報誌としての役割というものとは十分踏まえた上でお話しさせていただきたいと思うのですが、先ほど町長がお話しいただきました費用対効果、紙面の割り付けが課題となっているというお話だったのですが、何を指しておっしゃっているのか、理解ができないものでありますので、そこについて、ご説明を頂きたいと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ホームページについては、先ほども言いましたように、来年度から実施できるように検討を進めているわけではありますけれども、これもいろいろ課題はあります。例えば、町内の企業だけに限って載せるのか、あるいは、広告料、町にすれば広告収入をどのぐらいのみのことがいいのかといった問題など、さらに今内部で検討を進めているところでありますし、原稿はその申込者が書いたものを交付させるのか、あるいは、その期間はどのぐらいにしたらいいのかというようなことなど、それらも含め、何とか来年度からホームページの無料広告が掲載できるように、検討させていただきたい。

あと、広報誌の費用対効果、これは印刷してどれだけのスペースにどれだけの広告を出すか。これは何と言っても相手方が何万円か何千円かの広告料を出すことによって、どれだけの効果が上がるかというのが一番広告の大きな課題だろうというふうに思っております。

ですから、広告収入、言葉では大きなことを言うようではありますけれども、現実的にはそう大きな広告収入としてはなかなか厳しいのだらうと思っておりますけれども、それらを何とかクリアしながら、なお、広報誌の広告掲載ということにも踏み込んでいきたいということで、今、帯広ですとか、芽室町でも現実に

事例があるようでありますけども、帯広市辺りで1件3万円ですとかという広告もあれば、もっと何千円という料金もあるというふうに聞いていますが、そういった状況も踏まえながら、今、これらについての検討をさせていただいているという状況にありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 理解をさせていただきまして、次に、封筒への広告ということで、これも検討していただけるということですので、封筒だけではなく、書面となるものに対して、何かできるものがあれば、幅広く検討をしていっていただきたいというふうに思っております。答弁はいりません。

ネーミングライツについて、お話を聞きたいと思うのですが、行政改革大綱の中で、公共施設に広告を掲載し、広告料収入をとという中に、ネーミングライツというものが含まれているのかなと期待をしていたところでありましたが、今回の答弁では、そういうことではなく、現状では難しいというお話でありました。

町長がおっしゃるような有名な施設と比較しますと、本町におかれまます施設については規模的には非常に難しいものとなっているのかもしれませんが、幕別町の規模に合わせた価格設定などをさせてもらった中で、その有名な野球場、広告料何十億、サッカー場、何億、そういうお話ではなくて、もう少し具体的なこの町の規模にあった金額などを想定して募集してみる方法などもあると思いますが、いかがでしょうか。特に、パークゴルフ場などは、有名な施設に負けず劣らず、年間の集客量があるわけでありますから、大手企業にとっては、もしかしたら絶好のPRの機会と捉えていただけることもありますので、そういったことも考えながら検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公共施設のネーミングについては、私も言葉だけききますと、例えば、札幌のドームが月寒グリーンドームだとか、そうすると年間何百万とか何前万の広告収入に、こういったことは現実に幕別町では難しいのだろうというようなことで、全体的な答弁の中では難しいというふうに申し上げたわけです。

ただ、例えば、野球場のフェンスといいますか、野球場のバックスクリーンの下辺りの看板等に広告を入れるというのは、どこの球場でもやっている部分があって、そういったことは逆に考えられるのかなというふうには思ったりもしているわけであります。

ただ、パークゴルフ場を、今、例えば、やまびこコースですとか、何々コースとかと言っているところに、業者の名前を入れるということが、この辺は逆に果たして住民の皆さんの理解が得られるのかどうかという問題もあるのでないかというふうに思っております。実は、そこまではもちろん研究もした経緯はないのですけども、今、ご提言がありましたことについても、内部でまた相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 次に進みたいと思います。

次に、活力あるまちづくりについて、再度質問をさせていただきたいと思います。

最近、町民の不満の声として、歳出を抑えるだけでは町の発展はない。財政は厳しいことは理解する。我慢もする。しかし、何か収入を増やす努力を欲しいと最近よく言われるわけであります。

清柳大橋以東の開発については、以前、質問させていただきましたときから、若干お話が進んでいるかに聞こえましたので、今後も相手等もあることではありますが、引き続き努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

企業誘致についてですが、先ほど、ご答弁いただきました企業誘致の考え方は、行政の当たり前の業務だと感じました。とても積極的に活動されているようには聞き取れませんでした。例えば、国に大型プロジェクトなどは、道の施策ということもありますが、苦東に集中するですとか、そういったところが見受けられます。そういったものもアンテナを高く情報収集することによって、この町にとって有益であるものなのかどうかという判断のもとに誘致する活動を行ってみたりとか、そういったことを積極的にやっていただきたいと思います。

そういった考え方がおありかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもの町の工業団地のリバーサイド等の規模の中で、企業誘致をどこまでやれるかとなると、今、お話ありましたように、苦東に誘致するような企業の誘致ということまではなかなか現実には難しいのだろうというふうに思っております。

もちろん、全く私どもも関心がないとか、興味がないとかということではありませんけれども、当然アンテナを高くしながら、そういった動向や今後の動きという、企業誘致にかかわってのいろいろな動きを把握し、それが我が町にとってどうであるかということの情報把握は大事なことなのだろうというふうに思いますから、そういった面に、なお意を用いていくことは当然であろうかと思いますが、なかなか現実には厳しい厳しいと言っていれば、今言ったように進まないということになるのかもしれませんが、やっぱり今の私どもの与えられた基盤の中での企業誘致ということになっていくのだろうというふうに思いますので、引き続き意を用いていきたい。努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 今、リバーサイドなどというお話を町長のご答弁から頂きまして、私が思うところ、企業誘致というものは話があってからそれに対して対応するというのではなくて、様々な情報を敏感に捉え、積極的に行っていただきたいなと思います。

間違っても、そのリバーサイドの土地に合わない面積を求められたからということだけで返すということがなくて、どういった企業がそういった土地を必要としているかということも調査研究しながら、そういったことを、土地利用に対する検討をしていっていただきたいと思いが、要望に応えられるような仕組みなどを、体制、仕組みを構築していくことも大切なのではないかなというふうに思いますので、そういったところについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 通常の企業誘致という中では、先ほど言ったリバーサイドを中心とした企業誘致をする。あるいは、非常に大きなプロジェクト的なものを誘致する。これは別にリバーサイドでなくても、町内いろんなところにそういう用地、適地はきっとあるのだろうというふうに思いますから、今、お話ありましたことも十分受け止めながら、今後の企業誘致に当たってまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 次にいかせていただきたいと思うのですが、空き店舗の問題であります。

以前、倒産した店舗等の固定資産税の免除といいますが、50万円とするようなことが議会に上げられていた経過がありましたが、資産の流動化を図るものとして理解をしていたところなのでありますが、それ以降、どのようなことになっているのか、お聞かせください。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） そういう条件下の中で、町の抵当権を外して売却ができれば、町にとっても有り難いということでご説明をさせていただきましたが、結果として、その後、相手間との協議が整わず、町としては受入れの体制をとったのでありますが、成就しなかったということでございます。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 先ほどお話しさせていただきましたように、帯広から入ってくることにあります大きな三つの空き店舗というものが、やはり非常にイメージの悪いものとなっていて、得に夜などはすごく寂れたイメージで、来ていただける皆さんをお迎えするというに、常々思うわけがありますが、こういったものもいつまでも放っておくことではなくて、民間で買手がつかないということであれば、行政として何か解決に向けて動きを始める時期にきているのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 遊技場3店が空いていますけども、一つは、隣の同業種が買ったというふう聞いておりますので、今後どう活用されるかわかりませんが、一応、税制的な面からいくと決着していると。問題は、幕別へ入った北南の二つの店舗で、一つが先ほど助役が説明した例の50万云々という話だったので、なかなかこれは所有者も、実は店舗と駐車場部分というのは別れて、あるいは当然差押え物件になっているというようなことで、民間同士の譲渡も進まない。ただ、これに町が入っていくとなると、あの建物をきれいに壊して更地にして、さあそこで町として何に利用していくかということが最大の課題であり、当然、それができなければ買いにもいけない。交渉もできないということでもあります。

そういったことから、町が介入することが良い悪いは別にして、まず、町が介入することは、町としてどんな土地利用をするかということが、最大の課題であろうというふうに思っております。それがあって相手があり、値段があってということになっていくのだろうと思いますけども、私としては、今、お話にありましたように、何とか早くあそこが明かりがついて、幕別の入り口になってほしいという思いはもちろん思いますが、なかなか町が介入すること自体も難しい課題はあるのだろうなというふうに実は思っているところであります。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 次に、中心街の方に移らせていただきたいのですが、中心街は町の顔であると表しております。また、これから迎えようとしています高齢者社会におかれまして、その役割は非常に大きなものとなると思います。そういった意味からも、早急に解決していかなければならない課題ではないかというふうに思っております。

商工会など、関係団体と協議するということはもちろんではありますが、町として施策を打って政策誘導をしていくという、これも先ほどと同じなのですが、そういったことを中心市街地並びに商店街が持つ、先ほど申し上げましたような多目的な機能を引き出すことができないかというふうに、常々思っております。お考えを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中心市街地の空き店舗対策、これは本町のみならず、どこも一番大きな課題なのだろうというふうに思っております。私も商工会といろいろ協議を、相談をさせていただきますけども、なかなか商工会としてもこれといった特効薬といえますか、これぐらいの施策をやればいいのかということはないのだろうというふうに思います。

ただ、盛んに今言われておりますのは、新規の開店する企業に対する低金利の融資ですとか、そういった施策については、これからも当然考えていかなければならないし、特にやろうとすればやれることだろうと思っておりますが、なかなかそれだけで解決できることになるのかどうかとなりますと、なかなか難しい問題もある。いわゆる空き店舗の後継が入るという抜本的な策というのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

例えば、歩行者天国をやれば中心街に人が集まってくると言ったって、なかなか幕別の町、札内駅前ということでは難しいのだろうというふうにも思いますし、そういった中で、税制面ですとか、融資だとかという、行政がやれる分が、そうした部分があるのか。これは引き続き協議もしていかなければならないと思いますけども、やはり、商店街の皆さんや地域の皆さんの意見も、あるいはご提言等も頂く中で、私どももこれからも対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 国の方も本年6月に、中心市街地活性化法というものを抜本的に改正いたしまして、中心市街地の活性化に意欲的な取り組みの地域に対して、重点的な支援をするということを述べております。また、北海道としても、積極的に取り組んでいくというところであれば、支援していきたいというお話をされています。

幕別町におかれまして、是非、意欲的な取り組みと言われるような取り組みを導いていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、おっしゃったことは、もう日本全国、恐らく共通してそういう問題に、それぞれが取り組んでいるのだらうというふうに思います。私ももちろん、そういったことで、具体的にこういうものがこういうふうになっていくことによって、活性化につながる、空き店舗対策につながるというようなことがあれば、取り組んでいかなければならないと思いますし、そのために、アンテナを高くしたり、あるいは商工会長と協議をしたり、内部でも十分話し合いを進める中で、検討を進める中で、これからも対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○1番（前川雅志） 最後の質問とさせていただきます。

私が幕別町に生まれ育ちまして、隣町であります音更町と比較を、現在の幕別町と音更町を簡単に比較をさせていただきますと、子供のころはそんなに差がなかったかのように思っております。現在においては、人口の面でも商店だとか企業の数において、圧倒的に差をつけられているのではないかと思っております。これまでの行政がどうだったかということはあれなのですが、そういった意味も含めまして、先ほど、町長は次期に向けての所信というお話がありました。

ここで改めてお話を伺いたいのですが、将来の幕別町に向けて、活力あるまちづくりについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） なかなか町を発展させるために、具体的に地域をこうやれば、それでこの地域が発展するのだという特効薬はなかなか難しいのだらうというふうに思っております。

音更町と幕別町で差が出た。何が一番原因か。直感的に思うのは、やはり音更と木野市街が4キロから6キロぐらいの間のまちづくりが進められる。うちは、幕別、札内で約10キロ近い距離があったと。そういったことも一つはあるのかなというようなこともありますけども、私は今ここへ来て、まちづくりを進めるには、それぞれのやはり地域の特性を生かした中でのまちづくりということがやっぱり求められてくるのだらうというふうに思います。

だから、幕別町の今、空き店舗がある。大変私としても残念なことではありますけども、何とかそれらが解決できる新たな方策を皆さんとともに考えながら、まちづくりを進めていきたいと、そんなふうな思いでおります。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14:56 休憩

15:10 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本偉議員の質問を許します。

坂本偉議員。

○23番（坂本偉） それでは、通告に従いまして、小中高生の国内、海外研修派遣事業について、質問をいたします。

少年期は豊かな感性を育て、社会性、公共心、自主性を身につける大切な時期である。そのためには多くの体験学習等を通して人と人とのふれあいや、自然との共生等を自らの体験の中で育み培っていく必要があると考えます。

今日まで教育委員会が主催し、実施してきた国内研修派遣事業の派遣先、東郷町であります、日向市に合併され、事業開始が平成7年から、また、平成15年からの事業開始ということで、神奈川県開成町、また、旧忠類村で地域子供会育成連絡協議会が主体で実施してきた平成50年からの大変歴史のある30年かなる埼玉県上尾市、また、海外研修派遣先であります、これも平成4年から実施して

おります、派遣先につきましてはオーストラリアのキャンベラ市と多くの児童生徒が参加し、国内研修事業においては、事業の目的である団体生活、ホームステイ等を体験するとともに、派遣先の歴史・生活・文化等を学び、派遣先の児童生徒との交流を通しての視野を広げ、児童生徒の資質の向上が図られ、また、海外研修では異文化に接することで、語学はもちろん国際的視野を広めるなど、本事業は今まで参加した児童生徒の将来への思い出としての財産、そして今後の学校生活での自信につながるものと考えます。

そこで、今までこの研修派遣事業の効果、評価について、そして、今後の研修派遣先を含めた事業の在り方について、教育長にお伺いします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、合併前における小中高生の研修派遣の状況であります。従来の幕別町は宮崎県東郷町、神奈川県開成町、オーストラリアキャンベラ市のカンバーハイスクールの3カ所と、旧忠類村は埼玉県上尾市と、それぞれ交流事業を行ってまいりました。

これらの研修派遣事業の効果、評価につきましては、大きく三つ挙げられるかと思えます。

一つには、同じ日本の中においても、そして外国においても、様々な文化が息づいていることを実感として学んでくることです。文化や暮らしの違いを優劣ではなく、互いに尊重するという見方が身につくこと、これが最大の研修効果であると考えております。

二つ目には、ふだんはふれる機会のない体験を通じ、視野が広がることがあります。接する人々の人情であったり、行く先々で出会う物事、さらにはその土地に流れる時間など、これらを新鮮なこととして記憶することは、瑞々しい感性が育まれる時期に極めて重要であります。参加した児童生徒の感想文にもこれらのことが多くつづられております。

三つ目には、帰町後のことではありますが、自分の経験を家族や友達に伝えることを重視しております。町の代表として参加する意味を、事前研修、研修途上でも再三伝えており、伝えるという行為の中から豊かな表現力を育むことをねらいとしております。

また、団体生活、団体行動の中から、同じ町の他校の児童生徒とのつながり、友情も生まれてまいります。特に合併後、同じ町民として、より一体感を醸成するという点でこのことは重要と考えております。

次に、派遣先を含めた今後の事業の在り方についてであります。

合併に伴う事務事業の調整方針では、「交流事業全般にわたり、合併後に再編」することとしておりました。約半年かけまして、先ほど申し上げました四つの交流事業の再編について検討し、さらには交流先との協議をさせていただいているところであります。

はじめに、派遣先についてであります。小学生は国内研修で宮崎県東郷町と埼玉県上尾市へ、中・高校生は海外研修でオーストラリアキャンベラ市のカンバーハイスクールへ、交流先を再編させていただきました。

埼玉県上尾市につきましては、30年余にわたるこれまでの経緯から、子ども会育成連絡協議会忠類支部を中心に幕別町全体として交流を継続してまいります。

宮崎県東郷町、現在は合併により日向市となりましたが、地域自治区の事業として継続の意向をお示しいただきましたので、引き続き交流を続けてまいります。

なお、東郷町の受入れ事情から、上尾市との交流同様1年おきの相互訪問に変わることとなります。

神奈川県開成町との交流につきましては、派遣は本年度をもって派遣を取りやめたいと考えているところであります。

なお、受入れについては従前同様の対応を続けさせていただきたいと開成町の方にもお伝えをしているところであります。

参加する児童につきましては、いずれも小学校5年生並びに6年生とし、東郷町へは20名、上尾市へは15名を、町内の全小学校から募ってまいりたいと考えております。

次に中・高校生の海外研修であります。交流方式は従前同様とし、合併に伴い、参加枠を中学生分で2名増としたところでもあります。

以上で、坂本議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 坂本議員。

○23番（坂本偉） 今、ご答弁いただきましたけど、私も研修派遣事業の効果、評価につきましては、今、教育長のご答弁のとおり、意を同じにするものでございます。

その中で、派遣先の今後の事業の在り方でございますが、今、ご答弁の中で、神奈川県の開成町が今まで交流があったわけでございますが、今年度で廃止するというご答弁がありました。その現状についての今言った協議した中で、とりやめになったまですその理由というのがあれば、生かさせていただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 開成町との交流事業につきましては、現状では中学1年生を派遣をしております。8名の派遣予定で実施をしましてまいりましたけれども、この数年、希望者数が極端に少ないという実態にあります。ちなみに、昨年度は4名の参加でありました。今年度、もう既に募集を完了しておりますけれども、応募されたのは3名という実態にあります。

この辺の事情を、中学校の先生あるいは保護者の方にもお聞きをしたところですが、やはり中学校1年生ということであって、なかなかそのまだ中学校生活になじんでいない。そういった面からも、なかなか子供たちが手を挙げにくいちょうど時期であるというようなこともあります。

そういった点から、中学生については、海外派遣の研修事業に一本化させていただきたいという思いから、今回、開成町との交流は今年度をもって中止したい。なお、この現在まで行っていました開成町との中身でありますけれども、これも実はホームステイが入っていない。向こうに行って、いわゆる公共の宿に泊まらざるを得ない。この中身でありますは、なかなか子供同士の交流自体もなかなか進まない実態にあるというふうに思っているところでもあります。

○議長（本保証喜） 坂本議員。

○23番（坂本偉） 理解をいたしました。

それで、今、派遣先の今後の事業に在り方でございますが、今までと開成町の交流がなくなるわけでございますが、ご答弁のとおり、今まで毎年行っていた東郷町が、隔年ということで1年おきということで。上尾市については、旧忠類村が実施している中では、隔年ということで1年おきということでございます。

そういう中で、予算面のことを少しお聞きしたいのですが、隔年ということで、派遣人数総体の、国内、海外含めた中の派遣人数がどのように変わるのか。まず、その点をお聞きしたいと思います。また、予算的な金額もどの程度変動するのか。その辺を聞かせていただければ、ご答弁を頂きたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 現在の日向市と東郷町でありますけれども、日向市と上尾市については、隔年ということになります。従来、東郷町には10名の派遣があったのが、隔年でありますので20名ということをお願いをしております。上尾市については15名。上尾市の従来の参加人数が、忠類村のみということもありまして、さほど多くなかった。さらには、忠類村では小中学生を対象としていたこともありまして、これを小学生のみとすると、さほど多くない人数であったというふうにお聞きをしております。

こういった面から、隔年にする、隔年というのは相手方の都合もあることですから仕方のないことなのでありますけれども、隔年にするることによって、派遣する人数に、毎年の中が余り差が出ないようということ、今、東郷町とも上尾市さんとも、この人数で受入れが可能かどうかということ、協議をさせていただいているところでもあります。

なお、予算につきましては、生涯学習課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 今まで幕別が行ってきた交流事業は毎年、それから、忠類さんが行っていたのは隔年の相互訪問というふうにサイクルに違いがありますので、それを同じような条件に置き換えたということで、ご説明をしたいと思います。

派遣費用の総額では、1年度当たりなのですが45万増えてまいります。今の試算では、この再編後の総額というのは、45万増えて750万弱ぐらいになるかと思えます。すべての研修事業を合わせたの数字です。それから、受入れの費用もございますので、そういったものが逆に減ってまいります。

トータルでは、全体事業では20万弱ぐらいの増になるかなというふうに試算をしております。

○議長（本保証喜） 坂本議員。

○23番（坂本偉） 私のこの事業については、将来の幕別町を背負って立つということの子供たちのために、必要不可欠な事業でないかと思っております。

そういう中で、国内研修においては、5、6年生の児童を対象ということで、町内小学校10校あるのですか、その中で、5、6年生対象ということになれば、今、ご答弁の中で、東郷町20名、上尾市15名ということで、隔年ということで実際の町内の児童数の総体からみれば、ここに参加される方はいろんな条件がありますが、本当に数少ない人数でないかと思っております。

しかし、やはりこの事業を成功するにも、組み立てていくにも、やはりベースには、土台にはやっぱり地域の、地元の学校間の交流があって、この事業が私は成り立つのではないかと思っております。

そういう中で、現在までこの事業とは別に、交流事業というものは庁内でどのような形の中で勉強を続けてきたのか。その点をお聞きして、私の質問に代えさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 合併に伴いまして、小学校数が10校、中学校数が5校になりました。

当然、学校間の交流、従来の幕別町では交流事業という形、名目的にはその交流事業ということはやっておりませんでしたけども、例えば、複式校であれば、共同で学習の時間を設けたり、そういった事業があります。

合併後にまず今年度実施をさせていただきましたのは、子供会事業として行っておりますこどもまつりというものがございます。これに今年は忠類からの子供たちも大勢の子供たちが参加をしていただきました。さらに、来年度に向けて、それぞれの地域ごとにいろいろな特色があり、様々な文化の違いが、これは同じ町内での話ですけれども、そういったものについても、学校同士で目を向けてもらいたいという思いがありますので、来年度の小学校、中学校の、これは従来の幕別町と旧忠類村という意味ではなく、全幕別町の中で、そういった取り組みができるような取り組みをしたいというふうに考えております。具体的にはこれから煮詰めていくことになると思っておりますけれども、そのような思いでいるところであります。

○議長（本保証喜） 以上で、坂本議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○19番（増田武夫） 通告に出しました3点につきまして、町長及び教育長の答弁を求めます。

一つ目は、改定されました介護保険制度の実施状況と問題点についてであります。

小泉前内閣の国民に痛みを伴う改革によって、高齢者や障害者を取り巻く環境は大変厳しいものになっています。定率減税、各種控除の縮小・廃止による税金の負担増をはじめ、医療制度の改定による一部負担の引上げなど、また、後期高齢者医療制度の創設も決定され、将来不安は増大するばかりであります。

そのような状況の中で、本年4月から改定介護保険法が全面実施されましたが、当初から指摘されていたように多くの問題点が明らかになってきています。

今回の制度改定によって、既に昨年10月からホテルコストが導入され、特別養護老人ホームなどの施設から退所せざるを得ない事態が発生していますけれども、4月からの全面実施による影響も大き

く、日本共産党議員団にも困難を抱える利用者から多くの意見が寄せられています。4月実施には「新予防給付」の導入によって、軽い区分に認定された利用者のサービスが大幅に制限されました。認定区分を細分化して、要介護1から要支援1、2に振り分けることによって、利用限度額が引き下げられると同時に、要介護1以下の軽度の高齢者は、車いす、介護ベッドなどの貸与は特定の場合を除き受けられなくなりました。

このような制度改定によって、介護保険利用者に戸惑いや困難が生じており、こうした問題点に対する自治体の対応は、介護保険利用者にとって大変重要になってくると思います。

この介護保険制度には、介護報酬の引下げ、基盤整備の遅れ、利用料の高負担などなどたくさん問題点があるわけでありましてけれども、今回の改定によって、利用者が当面困難となります問題点二つについて、保険者としての町の考え方を伺いたいと思います。

一つは、認定を受ける高齢者にとって、認定審査の結果は大きな意味を持ってまいります、要介護1から要支援1、2に判定変更になった人たちが54%にも上っておりますけれども、利用者から介護認定結果に対する異議申立て、あるいは苦情がないかどうか、伺いたいと思います。介護度が下がったことによって、日常生活が困難になったという声も私どもに寄せられていますけれども、異議申立ての制度があることを周知しているのかも併せて伺います。

二つ目は、6月定例会で「福祉用具の機械的な取上げとならないよう配慮すべき」との質問に、「機械的な対応はしない」との答弁でありましたけれども、実際はそういう指導になっていなかったのではありませんか。また、10月からは経過措置がなくなり、車いす、介護ベッドなどは特別な場合を除き貸与しないことになりましたけれども、全国の自治体で行うところが増えてきているのにならって、どうしても必要な福祉用具を購入、レンタルしなければならない利用者に対して、助成をするなど対策をとるべきだと思いますけれども、その考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

二つ目の問題であります。

いじめの問題克服のため責任ある対応をとってほしいという問題であります。

全国各地でいじめによる自殺が相次いでおります。この問題の難しさは、いじめの行為そのものが表面に出にくいことにあります。また、どんな地域でも起こり得ることであって、教育委員会を中心に、児童生徒の状況をしっかりと把握することに努めて、真剣に対応することが求められています。教育委員会として、この問題についての認識と対策について、お伺いいたします。

一つ、本町の小・中学校におけるいじめの実態について、どのように把握しておられるか。実態調査をしたことがあるか。全児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

二つ目、いじめによる自殺等が起こったときに、教育委員会がいじめの事実を認めず対応が混乱する場合があります。教育委員会はこの問題に対処するためにどのような体制をとっているのか伺いたい。いじめが発生したとき、教師個人の問題にせず、集団の力で解決に当たらなければならないと思いますけれども、学校との協力体制はどのようになっているのでしょうか。

三つ目、この問題に対する文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会などの隠ぺい体質が問題となっておりますけれども、事実を隠すなどの姿勢となっていないか。現在までに公表すべきものがあれば伺いたい。

四つ目、安倍内閣の直属機関であります教育再生会議は、いじめ問題の緊急提言をまとめましたけれども、中間報告いたしましたけれども、いじめを生み出す温床には触れずに、いじめた側の子供や見て見ぬ振りをする者や教員に対する厳罰主義をもって臨むものとなっております、問題解決にはならず、返って事態を複雑化、陰湿化させることになると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

五つ目、安倍内閣が急ごうとしております教育基本法の改悪は、教育振興基本計画の策定を義務付けて、全国一斉学力テストの実施を計画するなど、いじめの温床の一つとなっております競争教育をさらに激しくして、教育の荒廃を進めるものとなるのではないかと考えます。教育基本法の改定は行

うべきではないと思いますけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

三つ目の問題であります。

オーストラリアとのFTA交渉についてであります。

政府は5日、オーストラリアとの経済連携協定、EPAの交渉入りを正式閣議決定して、安倍内閣は、農産物輸出大国のオーストラリアとの自由貿易協定FTAを急ごうとしています。道内の農業関係者はもちろん、農民全体に衝撃と動揺を与えています。オーストラリアは、WTOではほぼ完全な貿易自由化を主張し、実際FTA締結を終えたタイとの協定では関税を完全撤廃しています。日本は、メキシコ、マレーシア、フィリピンとのFTAに合意していますけれども、米、麦、乳製品、砂糖などの重要品目と位置づける農産物は除外してまいりました。日豪FTAによって、これらの品目を含めて、関税を完全撤廃することになれば、北海道庁試算では麦や砂糖、乳製品、牛肉の生産額4,456億円の減、流通業などの関連産業を含めて1兆3,716億円の影響と、北海道全体で2万1,000戸が離農に追い込まれると見込んでいるところであります。

町長は、本町への影響はどの程度になると考えるかお伺いいたします。また、安倍内閣にオーストラリアとの交渉開始を絶対しないよう方針の撤回を求めていくべきと思いますが、決意をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

私の方から、1番目と3番目のご質問について、答弁をさせていただきます。

はじめに、改定された介護保険制度の実施状況と問題点についてであります。

平成18年4月から、介護保険制度が大幅に改正されましたが、主な内容といたしましては、予防重視型システムへの転換を図るもので、軽度の要介護者が大幅に増加している状況を踏まえ、要介護状態等の軽減や悪化防止に効果的な新たな予防給付を創設し、そのマネジメントは、市町村が主体となって運営する「地域包括支援センター」が行うこととされたところであります。

ご質問の1点目の「介護認定結果に対する異議申立てについて」であります。認定調査の段階で要介護1から要支援2になる可能性のある方など、新予防給付に変わる可能性のある方には、混乱を招くことのないよう、調査員がパンフレットを用い、制度改正点について説明し、ご理解を頂いているところであります。また担当ケアマネジャーからも、該当しそうな方には制度改正について説明をしていただき、周知に努めてきたところであります。

このようなことから、介護認定に対する問い合わせは数件程度にとどまり、その方たちにも、電話、あるいは訪問等で、改正点について説明し、ご理解を頂いたところであり、異議申立てをした方はいらっしゃいません。

また、異議申立ての制度につきましては、認定結果の通知書にもその旨が記載されておりますので周知が図られているものと考えております。

次に、2点目の「福祉用具について」のご質問ですが、今回の改正により、要介護1以下の方については、その状態像から、車いす・介護ベッド等の福祉用具の利用が想定しにくいいため、原則的に保険給付の対象外とされたところであります。

しかしながら、福祉用具なしでは移動などの動作が困難な方については、主治医から得た情報や要介護認定の認定調査結果を踏まえ、ケアマネジャーが主催するサービス担当者会議において、利用者の心身の状況に応じた判断を行い、2名の方については、引き続き利用していただいているところであり、軽度者の利用を一律にカットしているものではないことをご理解いただきたいと思います。

また、福祉用具の助成についてのご質問ですが、福祉用具の購入や貸与につきましては、介護保険制度の基本理念であります高齢者の自立支援を実現するための制度と考えており、軽度の利用者の状態像からは、その福祉用具の利用が想定しにくいいため、また介護保険における福祉用具がより適正に利用される観点からも、新たな助成制度を設けることは考えていないところであります。

なお、前段申し上げましたように、真に必要な方には、引き続きご利用いただけるように配慮して

まいりたいというふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

次に、ご質問の3点目、オーストラリアとのFTA交渉についてであります。

昨今の農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いているところでありますが、先ごろ制度改正された品目横断的経営安定対策が今年の秋まき小麦からいよいよスタートをし、また酪農家にとっても生乳の生産調整が行われる中、農業生産者にとりましては大変なご苦労があるものと思っております。

このような状況の中で、国はオーストラリアとの関税撤廃などを柱とした経済連携協定、いわゆるEPAに関し本格的な交渉を始めることになり、12月5日に交渉に向けた閣議決定がなされたところであります。

このEPAの中でも、特に注目されるのは、FTAといわれる自由貿易協定であり、政府としては農産物を除外あるいは再協議という方向での決着に向けた取り組みを検討しているとのこととあります。

先ごろ、北海道は主要農産物4品目の関税が完全撤廃された場合の影響額を試算し、新聞などで報道されたところでありますが、これにつきましては、農業関係者などから極めて深刻であるとの受け止め方がなされております。

ご質問の幕別町への影響ということではありますが、道が試算した数字につきましては、全道の市町村からの数字を取りまとめたものではなく、生産額、関連産業、地域経済・雇用という枠での推計であります。

従いまして、町としては、これらの指標により影響額を推計することについては、大変難しいものがありますことから、お示しできないことをご理解賜りたいと思います。

現在、FTAに係わる交渉については、北海道やJA中央会、ホクレン、さらには道の消費者協会、道経済連合会などが政府に対して中央要請行動を行っておりますが、いずれにいたしましても、もし仮にFTA交渉において農産物に係わる関税が完全撤廃されれば、幕別町や北海道はもちろんのこと、日本全体の農業や経済に相当な影響があることは間違いのないものであり、私としても、町村会や議長会などと足並みをそろえ、本交渉における農産物の除外あるいは再協議という方向に向けて強く働きかけをしてまいりたいというふう考えております。

この後、昨日でしょうか、帯広で集会があり、さらに今日私のところでは、十勝活性化推進期成会でも21、22に上京して要請活動をするというような施策がありまして、引き続き、私どももその一員として頑張らせていただきたいというふうに思います。

以上で、増田議員のご質問に対する私からの答弁を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 増田議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、いじめ問題克服の責任ある対応についてであります。

はじめに、先に芳滝議員にもお答えをいたしたところでありますが、幕別町における児童生徒に対するいじめにつきましては、平成17年度1件、16年度、15年度は0件であります。

また、アンケート調査につきましては平成16年度に「幕別町いじめ問題等対策委員会」が実施しており、その傾向と対策についてご提言を頂いているところであります。

さらに、全児童生徒に対するアンケート調査については、現在、早急に実施することで検討をしているところであります。

次に、問題解決のための体制についてですが、学校内では発生を確認するための見守り、全校で対応する対策会議などの機能強化を図り、いじめの早期発見や早期対策、さらには未然防止の活動の実施強化を図ります。

また、教育委員会といたしましては学校との連携を強め、事故などの対応をしている危機管理同様にいじめの発生が確認されたときは速やかな報告を受け、保護者への対応なども含め、解決のための協力体制をさらに強化しているところであります。

次に、いじめに関して公表すべきものがないかのご質問ではありますが、幕別町内の小中学校にお

けるいじめについて、本年度現時点で報告を受けているものはありません。

また、公表すべき事案が発生した時には、保護者や児童生徒などの関係者に対しては速やかに対処する方針ですが、個々の事案によっては個人情報保護の観点などに細心の注意を払うべきではと考えており、全ての事案が同じ扱いによる公表とはならないのではとも考えているところであります。

次に、教育再生会議の緊急提言についてであります。いじめの画期的な解決手段が見出せない中、あらゆる手法を検討することが必要であり、教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」の8項目にわたる提言も参考としながら、あくまでも幕別町の現状に合わせた対応をしてみたいと考えております。

また、教育基本法の改定についてのご質問ですが、第3回定例議会での豊島議員からのご質問にもお答えいたしましたように、法改正の是非については、国会などで多くの国民の声が反映されるような十分な議論を踏まえた中で、その方向性が決められていくべきものと考えており、私の立場でこれらについて意見を申し上げることは差し控えたいと思います。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） それでは、1点目の質問から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

4月に改定されました介護保険制度が全面実施されて以来、様々な声が私たちにも寄せられています。幾つかの問題点があるわけでありまして、一つは、要介護認定の在り方の問題であります。

政府は今度の改定によって、新しく設けました要支援1、2のこの細分化された認定区分に要介護1の人たちをもってくることに大きな改定のねらいを定めました。これにつきましては、先ごろ担当の課長さんのところにいきまして、幕別の要介護認定の実態がどうなっているのかお聞きしてみました。

国は、この改定によって、要介護1の人たちの7割から8割をこの要支援1、2に移したいという考えを持っていただいております。本町の要介護認定審査の4月から10月までの結果を見ますと、要介護1から要支援1、2に移動した人たちは約54%おられます。この人たちは、自分のその介護を受けなければならない状態が、好転したわけではないわけでありまして、これが要支援に移された、という形であります。54%が移っております。

私たち、旧忠類村は南十勝の認定審査会に属しておりまして、どのような状況になっているのか、大樹、広尾にも聞いてみました。その結果、広尾では31%、大樹では約30%が移っている状況であります。本町の54%に比べますと、相当の開きがあるわけでありまして。

なぜこの要支援1、要支援2に移った人たちが困難を生じているかといいますと、要支援1の利用限度額というのは、大体1万2,340円、要支援2が2万4,680円、要介護1になりますと6万円台の利用限度額と、このようになっているわけでありまして、当然、その利用できる介護が大幅に制限されるわけでありまして、ここに大きな問題がありまして、要支援1、要支援2は家事援助のみというような状況になります。このような状況になりますと、今まで受けていたいろいろなサービス、訪問介護、訪問ヘルパーの居宅介護のあれにつきましても、それから、デイサービスの行く回数にいたしましても制限されるわけでありまして、このようになりますと、先ほど、町長はいろんな苦情はきていないと、このようにも言っておられましたけれども、しかしながら、減らされて困ったという声は、私どものところにも多く寄せられているのが現実であります。

もう1点の福祉用具のとりあげの問題でありますけれども、要介護1以下の、最初の質問でも申し上げましたように、特別な理由がない限り、要介護1以下の人たちの介護ベッドでありますとか、車いすは取り上げられてしまうと、こういう状況で、実際、買わざるを得なくなった人たちも実際いますし、非常に困難になっている。介護ベッドなどは1台10万から20万ぐらいするものでありまして、これをいきなり買わなければならないということになれば、大変な問題であります。必要な人には与えられるという特例といいますか、決まりがあるということをお話しされましたけれども、しかしな

がら、どういう条件があるかといいますと、起き上がれないこと、寝返りがうてないこと。この二つに該当しなければ取り上げられてしまうと。しかしながら、現実を見てみますと、ベッドがあることによって日常生活がスムーズにいくという場合がたくさんあるわけです。

ベッドの手すりにつかまったら立てるといような人もたくさんおられます。それが、いきなり下に寝てしまいますと、今まで自分で起きていたのも起きることができなくなってしまうというような状況も生まれるわけであります。

そのような状況を心配しまして、今、全国のいろいろな自治体でレンタル料の9割を助成したりせざるを得なくなっているというのが現実であります。

しかしながら、これは自治体の負担になるわけでありますけれども、せざるを得ない。これは本来、国が行ってきたものを自治体の助成という形で負担を増やしていることになるわけでありますけれども、そういう状況を考えますと、2点目でも要望しましたように、助成をするような姿勢も見せるべきではないかと。

1点目の介護認定審査の在り方の問題では、町の職員も介護認定審査会に入っておりますし、やっぱりそれは町の姿勢がその介護を必要とする人たちの立場に寄り添って、そして、なるべく今までどおり、介護の必要な人を救っていきこうという、そういう立場に立てば、もう少し要介護1から要支援1、2に下がらなければならぬ人をもっと救ってやる道があるのではないかと。それは、やっぱり町の姿勢にもかかわってくるのではないかと思いますけれども、再度、お聞かせ願いたい。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろお話を聞かせていただきました。

ただ、私どもの観点からすると、いわゆる今回の介護保険の法律改正の根幹が、いわゆる予防重視型、軽度の介護者が増えているので、それらを重度にしないために、早い時期にこうした人たちの対応をするという、そこに今回の介護保険の改正の大きなものがあつたのだろう。

反面、私どもからすると、何か国の負担を減らすために、こうした制度改正があつたのではないかと。このような見方もされているようでもありますけれども、ただ、私どもはそうした法律改正の趣旨からすると、今言われたように、要介護から介護支援に変わる。これらの判定区分、認定区分なんかについても、当然、審査会の中で十分検討された中で、変更になつた。ただ、私から見ますと、ほかの町村とうちの審査会とで、どうしてそういう差が出たかということについて、正直言って中身まではわかりませんし、私の方から、特にどうこうと指示をするようなことはもちろんないわけでありますから、それぞれの現状の中で、そういう審査結果が出たのだろうというふうに思っております。

ただ、そうしたことによって、多くの方が国による、私は60%ぐらいと聞いたのですが、それからみると若干少ないなと思っていた中に、ほかの町村いくと30%以下だというような実態も、今、お話を聞いたわけでありますけれども、そうしたことについては、私は町村ごとではなくて、せつかくのやはり認定審査会ですから、公平であるべきだということは、やっぱり私どもとしては思うところでもあります。

それから、レンタルだとかいわゆる購入助成であります。これはおっしゃるとおり、今まで受けていた人が、認定外によって受けられなくなる。大変厳しいものがあるのだろうというふうに思います。ただ、私どもからしますと、国が法改正して、そして、そのしわ寄せが町村が持つということについては、幾分ちょっと厳しいものがあるのかな。介護を受けられる方にすれば、国の負担であろうが町の負担であろうが、今までどおりベッドなり車いすなりの支給を受けられることが当然なのだという考えに立つのでしょうか、私どもとしては、国がこういう改正をして、少なくとも要支援になつた人たちは、そういう器具がいらぬのだという中で、町がそれに助成をするということは、果たして本来的なものなのかどうかというものに、若干疑義を持たざるを得ないというふうに思っております。

そういった意味で、今回、障害者自立支援法もそうですけれども、かなり受益者の皆さん、あるいは私ども地方からの声で、国も見直しをしようというようなことも言われております。私どもとして

は、引き続きやはり国の責任の中で、介護者が困らないような制度に、よりいい方に、また、改善、改革をしてもらうような方向での運動は運動として、また続けていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） これ、要介護の認定の問題ですけれども、決して介護を利用する人たちが、介護をしなくてもいいような方向に、軽度になったから要支援に移っていったという状況ではないというのは、いきなり60%の人が要支援に移ってしまうなんていうことはあり得ないわけで、そうした点では、確かに自立していけるように、いろいろな訓練などをしていくことも必要ではありますけれども、しかしながら、そういう人たちからベッドを取り上げたり、車いすを取り上げたりすることが、返ってその自立を妨げていく。先ほども申し上げましたように、ベッドがあれば自分でも起き上がったり、いろいろできる人たちのベッドさえも、先ほど言ったような二つに丸がないと、取り上げざるを得ないような仕組みにしてしまったわけなのです。国のその判定基準の同じ通りにやっていると、どうしても要支援1だとか2に行かざるを得ないような基準になっているというふうに思います。

しかしながら、そこで保険者として努力していかなければならないのは、本町の介護認定のその聞き取り調査の人たちも、一生懸命特記事項などを書いて、そしてなるべく下がるような努力も確かにしていると思います。そういう努力を、介護の利用者の立場に立って、さらに徹底してほしいということなのです。特に認知症を抱えた人たちの判定などには、そうした努力があるかないかでは、雲泥の差が認定結果に出てきてしまうと。そういうこともありますので、これは確かに認定審査会に介入することはできませんけれども、しかしながら、そうした町の姿勢というものが、そういう判定結果に表れてくる場面が多いというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、しっかりとその要介護の人たちの介護利用者の立場に立った認定を、しっかりと進めていっていただきたい。これは国のとおりにやっているとわれればそれまでなのですが、しかしながら、一方では30%台の要支援にいく割合だと。片一方は50%、60%の要支援になってしまう割合だと。こういう優位の差が出てくるということは、やはり町の姿勢そのものも反映しているのではないかと、ちょっと厳しい言い方もしれないですけれども、言わざるを得ないその状況だというふうに思います。

福祉用具の引上げの問題でありますけれども、これも東京とその他の区などでは、相当助成も始められています。そうせざるを得ないような現場の状況というものを、よくつぶさに調査していただきたい。これは1回目の質問でそういう苦情は来ていないというお話でしたけれども、やはり利用者にとしっかりと寄り添えば、そういう声が聞こえてくるはずだというふうに思います。実際、高いものを買わざるを得なくなったという人も出てきておりますので、その辺、今後もしっかりと検討していただけるかどうか。もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われましたように、たまたま大樹と広尾の例で30%というようなことで、幕別町が五十何パーセントという例がありました。これは果たして管内的にほかはどうなっているかというようなことも、担当者の方でもこれからまた聞いてみたいと思いますし、そういう思いを大事にしながら、私ども、介護の受ける方の気持ちも大事にしながら、これからも当たっていききたいというふうに思います。

もう一つの助成の関係、いわゆる福祉器具の関係。これは一方ではなるべくそうした器具を使わないでやる方がいい方向にいくという考え方と、今、増田議員が言われるように、それがなければ現実に生活ができない、大変だという考えと、これはいろいろあるのだろうと思いますから、そういったこともやはり実態を掴む中で、これからの対応を考えていく必要があるのだろうというふうにも思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 最初も申し上げましたけれども、非常にお年寄りを取り巻く状況というものは厳しくなっているのははっきり読み取れると思うのですよね。そういうこともあります。先ほども障害者の支援の関係でも、今、見直しの方向が全国からの声で行われようとしています。国に対しても、いろいろ意見を述べていただいて、こうした保険あって介護なしと言われるような、そういう状況が起こってこないように、是非とも努力していただきたいと思います。ちょっと時間が過ぎますので、次に移りたいというふうに思います。

では、次に、3番目の問題について、先にお伺いいたします。

町長さんも申しておられましたように、非常に大変な問題でありまして、北海道の農家総戸数は平成17年で5万9,000戸であります。道の試算では、そのうちの2万1,000戸が離農に追い込まれるだろうと。これは35.6%でありまして、十勝などはこの主要品目の主要な生産地でありますので、この十勝の影響というのは、この率以上に大きくなるのではないかとこのように思います。

農業の算出額でいいますと、平成17年度で、全道で1兆663億円でありまして、そのうちの4,456億円が減ってしまうということになれば、41.9%、40%以上の減産になってしまうと、こういうことで、十勝の影響は計り知れないと思います。

品目横断的な経営安定対策のことも問題にしておりましたけれども、これを問題にすること自身が、そんなものはみんなどこかへ吹っ飛んでしまうと。農業が基幹産業である幕別町にとってもその影響というものは非常に大きいということで、しかも問題なのは、その安倍首相自身がこの交渉を急ごうとしていることだということに思うのですよね。経済界などが石炭でありますとか、鉄鋼だとか、こういう資源の確保というようなこともあって、経済界などは熱心にこれを進めようとしております。

しかしながら、これをやることによって、日本の食料の自給率というものは大幅に下がらざるを得ない。これは大変な問題でありまして、食料を支えている農業が崩壊してしまうような、北海道は農業の主要な生産地でありますけれども、この地域が崩壊してしまうようなものを、そうした鉄鋼や石炭の代償としてやられるのでは、これはたまったものではないと。来年の3月までオーストラリアと日本が共同研究していたこうした問題をどうやっていくかという、そういうものを早めさせて、そして今度の閣議決定に持って行ってしまったと、こういうようなことでありまして、これはやはりとても今の内閣のやることに賛同していくわけにはいかないと、そう思うのですよね。

是非とも、そうした点で、これはもう町の存亡にかかわってくるような非常に大きなものであります。そして、オーストラリアと結ぶのだということになると、アメリカやカナダは黙っていませんので、当然そことも結んでいくということになりますので、非常に被害はさらに大きくなるということでもあります。

これは、町長自身も積極的に町村会だとか、そういうのに付いて行くというのではなくて、やはり積極的に役割を果たして、是非ともこうした農業を破壊させてしまうようなやり方に是非とも取り組んでいただきたいと思います、そう思いますが、もう一度。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたFTAの関係につきましても、全く意を同じくするものでありますので、お話ありましたように、機会があれば、あるいは機会をつくりながら、そういった活動に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） これは全体が心一つにして取り組んでいかなければ、この品目横断がどうのこうのって、その助成をどうするかと言っているレベルの話ではありませんので、是非ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後に、いじめの問題克服ということでお伺いしたいと思います。

午前中も議論されていたところでありまして、その中には、子供の権利をきちっと守っていくことが大事だと、そういうようなお話もあったわけでありましてけれども、この問題の一つ目の平成16年度に行ったアンケート調査というものが、どういう規模のものでどんな調査だったのか。それは一つお

聞きしておきたいわけでありますけれども、これは今、道教委も生徒に対するアンケート調査を実施するということで動きだしているようでありますけれども、こういうアンケート調査も、やり方も非常にデリケートな問題でありますので、工夫してやっていかなければならないと思いますので、そうした点は十分配慮していただきたいというふうに思いますけれども、本町のいじめは、平成17年度1件であとはなかったと、こういうお話でありますけれども、しかしながら、埋もれたといえますか、表面に出てきたもの意外のいろんな状況も現実にはあるのではないかというふうに思います。

そうした点で、16年度の調査の内容も含めて、1点お伺いしておきたいと思います。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけれども、この際、16時20分まで休憩いたします。

16：07 休憩

16：20 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 平成16年度に実施したアンケート調査といたしますか、実態調査でありますけれども、これは全児童生徒ではありません。小学校の4年生と6年生、中学校の2年生を対象として行ったものであります。

質問項目については、先ほども申しましたけれども、いじめられたことがあるか。それと、いじめたことがあるか。この2点であります。

結果を申し上げます。小学校4年生では、いじめられたことがあると答えたのが33%、いじめたことがあると答えたのは19%。6年生では、いじめられたことがあるのが16%、いじめたことがあるのが7%。中学校2年生では、いじめられたことがあると答えたのが2%、いじめたことがあると答えたのが4%であります。

この結果を受けまして、子供たちの受け止め方という実態がある程度見えたようなところがあります。中学校2年生になったときには、いじめられたことがあると答えた方が少ないという実態です。小学校のうちは、低学年になればなるほど、いじめたことがあるという方が少ないという状態になっております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） ちょっと時間もありませんのであれなのですが、やはり表面に表れてきたものが一見ゼロであっても、こういう実態が現実にあると。これをもう少し丁寧に調査して対処しなければならないと思うのですけれども、そこで、教育委員会が果たさなければならない役割というものもしっかり押さえておかなければならないのではないかと思います。やはり、今、先生方が子どもたちに丁寧に接していかれるかどうかというのが非常に大きな問題だと思うのですよね。町でも教育委員会でも、30人学級など少人数学級に向けての努力はいろいろされているわけでありますけれども、これをそういう少人数学級に徹底した努力をすること、これも一つでありますし、それから、教師が最近の、その教師はいろいろな雑用で、非常に忙しくなって、子供に真摯に向かっている時間がなかなかとれないというのが、全国いろんなところから聞かれてくる一つの現象だというふうに思います。そうした点で、教師の過重労働を解消して、丁寧に子供たちに接する時間を持てるような配慮を、やはり教育委員会としていく必要があるのではないかというののもう一つ。

それからもう一つは、それこそいじめはゼロだという方向がどんどん上がってくるような状況というのは、いじめがあるかないかを教師なり学校の評価基準にしていると。したがって、なるべく出たくないというようなことで、これが潜っていくというような、そういう状況が生まれてくるわけで、いじめがあるかないかというような、そういう評価をしないような態度を教育委員会はしっかりと取らなければならないと。業績主義に陥るような教育委員会の立場というものをしっかりと改めて、やはり教師手段、学校、それから教育委員会との良好な関係をつくりながら、しっかりと対処していく

ことが必要だというふうに思います。そうした点での努力をお願いしたいと覆います。

それから、もう一つ、教育再生会議の中間報告のようなものが出されて、8点にわたる提言がなされたわけでありますけれども、これを見てみますと、懲罰主義、厳罰主義が主流になっているわけですね。今、こういういじめが潜行している中で、子どもたちはいじめる側にもなるし、いじめられる側にもなる、そういう状況が広範にあるようでもあります。特定の人だけがいじめられているという状況よりも、そういう立場は常に流動的に動いているというような状況の中で、いじめた人間、それから見ている人間までも罰するというような、そういうやり方では、これは決して解決していかないのでないかというふうに思います。そうした点でも、やはり十分な、当然、そういう中間報告でない、本報告が来年出てくるわけですが、そういう形でやれということになると、教育委員会としてそれに対応せざるを得なくなるという状況があると思うのですよね。そういう点での、教育委員会の対応というものも、また問題になってくるのではないかというふうに思います。

もう1点でありますけれども、いじめの温床といいますか、いじめが起こってくる原因というものを、しっかりと見つめていかなければならないというふうに思うのですよね。今、全国の、例えば、北海道大学の助教授の調査でありますと、小中学生の中で、うつ病になる危険がある、抑うつ傾向がある人たちが、平均13%もあると。それで、中学3年生に至っては三十数パーセントがその抑うつ状態というか、うつ病のちょっと手前のような状況になると。それが自殺にもつながっていくのだと思うのですけれども、これがどういうところからきているかといいますと、競争主義の教育といいますか、点数だけとればいいのか。そういう形で差別、選別、競争の、そういう教育内容に次第になってきているというところに一番大きな問題があるのでないかというのが、今、多くのところで言われていることなわけですね。

そこで問題になるのが、教育基本法を変えていくという問題でありますけれども、教育基本法では、その中で、教育基本法の中で、教育の振興計画というものをつくるように義務付けて、国に義務づけるようになっていて、それにならった計画が、都道府県でありますとか、できてくるわけでありますけれども、その教育振興計画の中では、全国一斉学力テストをやって、そして、学校の序列をつけたり、子供たちの中の序列もつけるというようなことで、ペーパーテストだけが尊重されるような教育が、今度の教育基本法が成立することによって、さらにひどくなると。

こういうことになりますと、いじめを解決するというよりも、いじめがより深刻な状況になっていく。そういう競争主義の教育の中で、子供たちのストレスというのは年々高まった中で、そういう中学3年生に至っては、抑うつの傾向の子供たちが三十数パーセントもいるというような、そういう研究結果もあるというような状況を踏まえますと、やはり今の教育基本法、子供たちの全人格を形成していくのだと。育てていくのだと。そういうような教育から、競争主義が中心の教育、しかも、教育基本法10条の改定では、その法律によって国家が教育に介入できるようなことになっていくわけなのですよね。そうなりますと、幕別町に責任を持っている教育委員会そのものが、それに従っていかざるを得ないような状況が生まれてくる。これは非常に大変なことでありまして、やはりそうした愛国心教育もそうでありますけれども、戦前の教育勅語が良かったというような、そういう教育情勢になっていくことは、決して子供の幸せにならないと。いじめの問題解決にもならないと、そういうふうに思いますけれども、何点かについてお答えしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、学校の評価に、いじめにつながるから学校から報告が来ないのでないかということでありますけれども、そういったことは全くありません。もちろん教育委員会でいじめがあったとか、なかったとかで、学校あるいは先生のことを評価することは当然ありません。学校から、国に対する報告というのを、いじめに関してのいろんな条件の中で合致するものということで上げますけれども、それ以下という言い方はおかしいのですけれども、細かい部分でいじめに、あるいはいじめらしいという問題は、学校ではこれは起こり得ることであるというふうに、私も理解をしております。實際上、学校の先生方にお話を聞くと、そういったことはかなりままあるというふうにもお聞き

をしております。ただ、先生方が努力をされて、当事者間で解決をみたり、先生が仲介の労をとったり、あるいは、場合によっては保護者とも相談をしながら、そういう問題解決に当たっていく。さらには、学校全体でもそういった問題解決に向けて努力をされているという実態であります。ですから、そのことに関して、決して教育委員会としては、いじめのあるなしにかかわらず、その評価の基準にすることはありえません。

それから、再生会議のご提言、8項目の提言ですか、これについてでありますけれども、これはあくまでも私の理解としては、これは首相の私的な諮問機関であるというふうに理解しております。

これらのご提言、確かに私もうなずける部分もあります。また、うなずけない部分もあります。ただ、それらの中で、私どもの地域、幕別町としては地域に合った、地域の実態に合った、提言については、それらも取り入れていかなければならないと思います。ただ、出席停止を含めて、そういった問題も提言されたようでもありますけれども、それらについては、現状としては、私はその適用というのはまだならないだろうと。私どもの教育委員会としてはならない。さらに、北海道の教育委員会がこれらについての指導する立場にありますけれども、そちらからの方も、そんなような話は来ておりません。さらに、いじめの原因のまずこのもとをなくすのが大事だと、これは私も大変重要なことだというふうに思っております。

先ほどの中で、まず子供たちがいじめられたと感じる子供たちが多い。いじめたというよりいじめられたと感じる子供たちが多いと。これがやはり一番の子供たちの弱さにつながっているのだろうというふうに思っております。私どもの町で、これからできることとしては、当然学校の中でいろんないじめに関する子供たちと話し合ったり、先生の中で父兄を交えて話し合ったりはしていくことではありますけれども、やはり必要なのは、子供たちに豊かな経験をさせることだというふうに思っております。その豊かな経験というのは、当然、学校だけで終わるものではないというふうに思っておりますので、そういった部分についての自然体験なり社会体験なりを、教育委員会全体の事業として、これらについても取り組んでいきたいと。要するに、子供たちの心の強さにつながってくれるような事業展開をしてみたいというふうにも考えております。

それから、基本法については、前段申し上げたとおりでありますけれども、学力テストについて、議員おっしゃってございましたけど、私の方で学力テスト、これは実際来年度に実施されますけれども、これは学校を評価する、あるいは子供たちを評価するというものではないというふうに、私は理解しております。これの実施に当たって国が示した方針は、それぞれの地域における、これは全国調査をしてみなければわからない、それぞれの地域における、どこの学力が不足しているか、どの部分の学習面が不足しているか、そういったことのために実施するものであって、決して公表はしないというふうに言っております。そのそれぞれの地域に合った不足する面の補うための方策を考えるために実施するのが学力テストだというふうに、私は理解しております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 先ほども教育委員会の立場として、少人数学級をはじめとしてきちんと丁寧に子供たちと接することができるような環境をつくると。ここに大きな役割があるということで、それをもう一度答弁願いたいと思っておりますけれども、今、学力テストはそういう使われ方をしないのだと、こう言われましたけれども、しかしながら、東京都などのいろんな区で行われております学力テストは、そういう使われ方、私が言ったような使われ方をして、そして学校の序列がつくられて、そして、生徒が全然来ない学校もできてしまうと、こういうことが現実には起きているのですよね。

そういうことを考えますと、やはり国がこういうことでやっていくのだということの方針に盛られますと、市町村の教育委員会、これがなかなかそれに逆らっていけないようなことになっていく。

昔は、教育委員なんかは準公選制の時代があって、そして、準公選で選ばれる教育委員がその市町村の教育に責任を持つのだと。そういうことで、戦後スタートした時期があったわけでもありますけれども、そうした点を考えますと、やはり今度の教育基本法が変えられることによって、そうした市町村が独自のしっかりとした子供に、そして、その町民に責任を持った教育をやっていくことがなかな

かできないような自体が生まれやしないかという、そういう心配をしているわけであります。

そうした点で、教育長は教育基本法のことについては何も語られませんが、しかしながら、これは非常に重要な、今、国会でも重要な局面にきていますけれども、その成立については、非常に憂慮しております。最後にお願いします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 前段答弁が漏れました。少人数の教育についてでありますけれども、これは当然国が行う事業だというふうに、私も認識しております。先駆けて、私どもの町では、小学校1年生に対する少人数教育、あるいはTTという形で臨時的に教師を配置しております。これらの形が、私どもの町が大変うまくいっているというふうに思っておりますし、また、これらの成果が北海道が実施しました35人学級、低学年の35人学級につながっているのだというふうに思っております。それをさらにということでもありますけれども、なかなかそういう場面ではかなり難しい部分もあるのかなというのをお考えしております。

それから、教師の余裕がないというご指摘でありますけれども、確かにいまの教師は忙しいというふうに思います。ただ、忙しいから子供にかまわないということは絶対ありえません。今の教師はみんな子どもたちに一生懸命にかかわってくれております。

確かに目が届かない部分があります。それらの部分は、一人の担任教師がすべての子供たちを見るのではなく、学校全体で見るのだという気持ち、これを私は常に校長会議などで発言をさせていただいております。そういった部分に関して、私の方で指導できる部分は指導をしていきたいというふうに思っております。

基本法については、前段申し上げたとおりでありまして、法律をつくるのも人であり、また、動かすのも人であるというふうに考えております。この法律ができる、できないということは、国会で決めることだというふうに理解をしておりますので、できた後、またそれらについて、できた後の動きを見守りたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○4番（牧野茂敏） 通告に従いまして、次の3点について質問をいたしたいと思っております。

最初に、超高齢社会に向けての対応について。

新町まちづくり計画によると、本町の人口の将来見通しでは、総人口に対する老年人口、いわゆる65歳以上の構成比を平成17年では21%、平成22年では22.6%、団塊の世代が65歳以上になる平成27年では26%、さらに平成32年では28.1%と推計されています。おおよそ30%の人口が老年人口ということになります。平成27年には現在より老年人口で約2,000人増加することになり、超高齢化社会を迎えると予想されます。

高齢者を取り巻く社会状況の変化や状況、課題に対応した福祉対策を確立しなければなりません。

本町では、本年3月に「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、計画、実施に向けて取り組んでいることは、高齢化社会に向けての施策として高く評価する所であります。しかしながら一方では、地方交付税の減額などによる財政状況が厳しいことから福祉に係る予算も従来の施策を画一的に継続していけるのかどうなのか。また、予算の効率化も検討されなければならないと考えます。来るべき超高齢化社会に向けて、どのように対応をしていくのか、町長の所信をお伺いいたします。

次に、特別支援教育についてでございます。

特別支援教育に関しては、本年6月成立、来年4月施行の「学校教育法等の一部を改正する法律案」で現在の「特殊学級」を「特別支援学級」に変更するものとされています。

また、この改正でこれまで通常学級に在籍していて対象とされなかった軽度発育障害といわれる子供達が対象に含まれ、特別な支援が受けることが予定されています。

本町では現在は特殊学級で障害児教育を行っているところですが、新しく「特別支援学級」につい

てはどのような取り組みをされるのか。また、現状と内容、今後の方針について伺いをいたします。

次に、教員住宅の空き住宅についてであります。

本町では、学校の統合やマイカーで通勤する教員が増えたため、教員住宅が空き住宅になっているのがかなり見受けられます。特に農村部においては数多いと思われます。空き住宅の中には古く危険なものもあるでしょうし、防犯上の問題や景観上大変みにくいような住宅もございます。本町の教員住宅の現状、及び空き住宅の状況について伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、超高齢社会に向けての対応についてであります。

高齢者の皆さんに関する福祉施策につきましては、牧野議員のご質問にもありましたように、本年3月に策定いたしました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」に基づき、各種施策を推進いたしているところであります。

この計画は、21世紀における地域社会の自立と活性化を実現するため、高齢者の方が「安心して生活すること」、「健やかに楽しく生活すること」、「互いに認め合い、支えあって生活すること」、「尊厳を持ち自立して生活すること」の四つの柱を基本目標とし、これを支える各種施策の実施により、高齢者の保健福祉の充実を目指しているところであります。

牧野議員がご指摘のとおり、本町の財政状況は、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」によりまして、地方財政健全化を進めるために人件費の削減や地方単独事業の抑制、地方税等の一般財源確保や税源移譲を含めた税源配分の見直しが示され、これを受けた総務省では、地方交付税の対前年比2.5%削減を目標とするなど、地方交付税に依存する割合が高い本町にとって、さらに厳しい財政状況が新年度においては予想されております。

このような財政状況に鑑み、今後の高齢者に対する福祉施策につきましては、第3次行政改革大綱の中で、他の施策と同様の取扱いとすることを基本姿勢としてまいりたいというふうに考えております。

具体的な施策としましては、敬老会の在り方につきましては、合併に伴う経過措置により、忠類地域との対象年齢が統一されるのが平成20年度となっておりますことから、平成20年度以降に向けた開催方法の見直しや、節目の年齢を対象とすることによる招待者数の調整等につきまして、公区あるいは老人クラブ連合会等と御相談を申し上げながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、敬老祝金につきましても、経過措置により対象者が統一されます平成21年度以降に、必要な見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、介護保険補完事業で実施いたしております食の自立支援サービス事業、外出支援サービス事業、布団洗濯乾燥サービス事業等のサービスにつきましては、受益者負担の原則や負担割合の適正化を図るべく、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在の超高齢社会よりさら高齢化の進展が予想されますことから、今後とも住民の皆さんのご意見やご要望をお聞きしながら、適正な福祉サービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 牧野議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、特別支援教育についてお答えをいたします。

「特別支援教育」につきましては、「従来の特殊教育対象の障害だけでなく、LD、これは学習障害であります。ADHD、注意欠陥・多動性障害、さらには高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」ものとされており、従前の支援体制を強化し、体系付け、学校全体で支援して行こうとするものであります。

そのため、急激にシステムを変えるのではなく、「特殊学級」は「特別支援学級」としてその機能を生かしながら軽度発達障害のある児童生徒にも対応を広げるものであります。

幕別町といたしましては、平成17年度より「多様な教育ニーズ推進モデル事業」において、「特別支援教育コーディネーター」を配置し特別支援教育の実施に向けての研修や準備のための検討委員会を開催してまいりました。

具体的には、11月に就学指導委員会を開催し「特別支援学級」での支援が望ましいとの決定を頂いた児童生徒につきましては、保護者との協議を各校で進めておりますほか、「困り感」のある児童については幼稚園・保育所と小学校の教員による連携で、校内支援体制を整えるための協議を実施しております。

しかしながら、特別支援教育に係る人的配置については国の予算による増員などが見込めないことから、現在実施しております少人数学級のための「指導助手」の配置と同様に、特別支援教育での効率的な配置が可能かなどについて検討してまいりたいと考えております。

次に、教員住宅の現況と今後の管理運営について、お答えをいたします。

現在管理しております教員住宅は幕別地区140戸と忠類地区23戸となっておりますが、老朽化などで使用できないため、学校の物置などとして使用しております5戸を除いた幕別地区の135戸のうち、空き家となっております住宅は旭町3戸・緑町6戸・桂町1戸・青葉町7戸・糠内1戸・明倫2戸・駒島5戸・古舞2戸・忠類が2戸の合計29戸となっております。

小規模校におきましては5戸程度を適正戸数とし建設されており、管理職をはじめ教員に入居いただいておりますが、近年の道路状況の改善や自家用車の普及により自宅を利便性の高い地域に所有している教員も増加しておりますことから全戸数を活用できていない現状ではあります。

異動に伴う教員個人個人の事情もありますことから、最低の戸数を確保し維持していく必要があると認識しております。

しかしながら、旭町のように現在入所者がすべて教職員以外の一般町民となっている団地につきましては、教員住宅として戸数を確保することの是非を再考しなければならないとも考えており、ほかの地区の老朽住宅とあわせて維持管理について検討してまいりたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、超高齢化社会に向けての対応についてでありますけども、町長の答弁どおり、私も総論ではこういったことには賛成でありますし、同じ意見でございます。

高齢者ビジョン2006の中では、施設関連のことにあまり増えられてないわけなんですけども、例えば、特別養護老人ホームの待機者の問題だとか、あかしの老健でどれぐらいの人が待機しているのか。まずその人数がわかればお教えいただきたいと。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 申し訳ありません。ちょっと担当課長が出ていませんで、ちょっと押さえていないので、後日、お話をさせていただいて、数値を報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

本日の会議は、牧野議員の質問が終了するまで、時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、牧野議員の質問が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

牧野茂敏議員。

○4番(牧野茂敏) 人数がわからないということなおですけれども、決算委員会のときや何かで、たまたま人数はある程度掌握していたのですけれども、私の方も余りいい加減な数字も言えませんので、後でお教えいただきたいと思います。

それで、高齢者がどんどん増えてくるわけでありまして、平成27年には私も団塊の世代なのですが、もうこの域に入ってくるわけでありまして、それで、このホーム、あかしや老健も含めてですけれども、入れなくてあふれる人が出てくるのではないかなと、そんな危惧をしている人、私どもの年代に、今相当いるわけでありまして、それで、町としてお金のないときにこういうお話も何なのですが、施設をどうしていくのか。あるいは、民間業者とのいろんな協力のもとに、こういった施設を誘致してこられるのか。そういったことについて、お伺いをしたいと思います。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 特養にしろ、老健にしろ、いわゆる高齢者施設につきましては、町単独でどんどん増やしていくというようなことにはならないわけでありまして、設置は、町が設置したり、福祉法人が設置したりというような手法はありますけれども、まずその十勝圏域の中で、総体の特養数、ベッド数、老健のベッド数が決められてくると。

それで、今、ちょうど見直しの時期に入っております、平成21年度以降の、牧野議員が言われたように、高齢者の数を把握しながら、今後のその入居予定をどのぐらいの数に推定して、それに向かって施設を整備していくかということになりますので、うちの町がこのぐらいだろうという予測は加わりますけれども、十勝圏域の中全体で、あと、何十ベッド、何百ベッドが必要であるとか、何床が必要であるかというようなことの協議が先に立って、その後、その施設が十勝管内のどういう町村に必要になってくるかと。

そして、その事業主体は町村なのか福祉法人なのかということでありまして、まず前段に出てくるのは、十勝全体でどれぐらいの枠というのが必要かということから、今、検討に入っていく。それが、ちょうど平成21年度以降の計画の作成には、検討に入っているという段階であります。

○議長(本保証喜) 牧野議員。

○4番(牧野茂敏) こういう話をすると悲しい話になってしまうので、余り入りたくはないのですけれども、今、少子化が特に進んでいますし、この子供たちにみたくれといわれても、恐らくみられないというのが現状だと思います。

今、町長お話のように、そういったことで幕別町にも新たな施設等が増えれば大変有り難いかなと思って質問をさせていただきました。よくわかりました。

それと、引き続き、もう一つなのですけれども、敬老会のことについてちょっと触れられていましたので、お尋ねをしたいと思います。決算委員会のとき、去年の敬老会にかかわる予算について、確か芳滝議員の方から質問あったと思うのですけれども、本年の敬老会にかかわる予算というのは、決算も出ているのですけど、それは幾らぐらいになるのでしょうか。また、併せて、17年度、77歳以上にして対象人数が1,926人で、出席者831と。43%の出席率だったと。本年度、18年度、これについてもわかればちょっと教えていただけますか。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) ちょっと敬老会の数字も持ってきていないのですけれども、先ほどの数字がわかりましたので、待機者の数字をお知らせします。18年2月末の数字でありますけれども、特養の町内待機者は69名、老健の待機者が23名というふうになっております。

敬老会の関係は、後ほどまた。お許しをいただければと。

○議長(本保証喜) 牧野議員。

○4番(牧野茂敏) 私の方でお話ししておけば良かったのですけれども、それで、多分今年も40%ぐらいだと思うのです。金額もちょっとわからないですね。400万か500万ぐらいだと思うのですけれども、単純に出席者で割り返すと一人5,000円ぐらいになってきますよね、かかる経費は。

この敬老の本筋といいますか、敬老会の持つ意味というのは、幕別町の発展に尽力された方の長寿

を祝福し、健康を祈念するというような大きな名目あるのですけども、これ、4割ぐらいの人しか出席できないで、残りの、極端なことをいうと1,100人ぐらいの人は、実際敬老会に来られないわけですよ。こういったことを踏まえて、私自身の考えでは本当に敬老会の意味を成しているのかなというようなことがちょっと頭の中で浮かぶわけなのです。

それで、4割しかこないから1カ所でできるという、これまた逆な論法もあるのですけども、できればこの全員の敬老者の方に何とかしてあげられないのかなと。そんな気がいたすわけですけども、そういったお考えは町長の方で持っていませんか。

それと、もう一つ、これは単純な私の考えなのですけども、例えば、幕別町だけに使えるような商品券、町内で使えるような商品券、これは例えば、この予算に併せた2,000円ぐらいで皆さんに渡すと、町内で買物できるぐらいのもので、今まで使っている予算。これはちょっと単純な私の考えなのですけども、聞くだけ聞いておきたいと。

もしあれば、町にも500万近くのお金が動いてくれるし、皆さんに平等に敬老の意味が通じると。そんなような考えもしているのですけども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご提言を頂きました。

敬老会も、今言いましたように、だんだん出席率が悪くなっている。逆に言うと、高齢者の数も相当増えてきているというのもあるわけでありまして、それで、実は出席者が減ってきている要因の一番大きなものは、やはり敬老祝金でありまして、今までは75歳以上すべての方に敬老祝金が当たりましたから、一時も早くその祝金が欲しいということで、敬老会に駆けつけてこられたのですけども。今、その敬老祝い金が節目節目のときしか当たらないということから、だんだん出席率が低くなっていると。これは現状であります。

それで、昨年、一昨年辺りから、私どもも老人クラブ連合会ですとか、公区長会議で何回かこの敬老会の在り方について、今、ご意見を頂いております。ご案内のように、音更町辺りは全然敬老会なんていう意識はなくて、節目節目の、米寿だとか何かの節目のときの対象者だけ集まっての催し。あるいは温泉へ招待。帯広市は、ご案内のように、それぞれのコミセン単位で敬老会を開いて、そこへ市が補助金を出すというような手法。相当いろんな町村で、今、この敬老会の在り方については検討が進められているということで、私どもも、今のような札内スポーツセンター1カ所のみでなくて、あるいは忠類のみでなくて、例えば、幕別、糠内、札内というような開催方法も含めて、検討もしているわけでありまして。

これも引き続きこれらの検討をしていきたいと思っておりますし、先ほどの答弁で申し上げましたように、今、忠類と合併して、ちょっと対象年齢が違っておりますので、これらが統一されるころには一定の方向を見出したい。

今、ご提言ありました商品券の件につきましても、十分検討させていただきながら、これから対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） いろんな方策があると思いますが、一つ、優秀な職員の方皆さんおられますので、ひとついい方向に敬老会の目標にさせていただきたいと思っております。

それでは、次にいきますけども、特別支援教育についてでございます。

特別教育支援につきましては、先ほど、教育長の方から内容について詳しくご説明を頂いたわけでございますけども、今年度150万ぐらいでしたか。予算でコーディネーターを置いて、試験的に行っているというようなことですが、これは札内中学校で、今、11月から実際に行っているというお話なのですけども、その内容について、詳しくお知らせをいただければ。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 特別支援の多様な教育ニーズ推進モデル事業は、平成17年、18年、2か年続けております。何を重点的にお願いをしているかというのと、まず、特別支援教育に関するコーディネー

ター、つまり特別支援教育を必要とする子供たちが、どのような教育環境の中で、学校の中で過ごすことができるのか、そういったものの検証をお願いしているのが主な事業であります。札内中学校に配置しておりますけれども、札内中学校を拠点として、これは小学校ですとかほかの中学校のことも視野に入れた活動をお願いしているところであります。

今年の11月に実施したのは、これは特別支援教育の子供たちだけではない事業ではあるのですが、いわゆる九九ができない中学生がいるというところに視点を置きまして、その九九を再度中学校の、これは課外事業ということなのでしょうね。事業のほかに、子供たちにやってみませんかというふうに言ったところ、子供たちが、最初は当初二十何人だったという気がしましたけれども、最近では60名近い子供たちが遊びに参加をしているというふう聞いております。

ただ、これはあくまでも掛け算の九九だけをするわけではなくて、要するに計算をする能力そのものの復習をするということも行っております。こういった活動が、普通の教室に戻ったときに、ある意味九九もできる、計算もできるようになったときに、子供たちの自身にもつながるというような、こういった成果が表れるということも聞いております。

こういったことのいろんなやり方、いろんな手法というのは、これからも示されると思いますけど、それも私どもの町の中では、こういったことができるのかということも含めて、今、やっているところであります。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） この制度の特徴というのは、普通学級にしながら、こういった支援が送れるということに意味があるというお話なのですが、これは多分、中学校では1年生、2年生だけを主力にしていて、私も校長先生からもお話を聞いたことあるのですが、これで一月ぐらいですか、今、始めてから。クラブ活動の合間だとか、あるいはスクールバスが来る間に、そういった制度が宿題を持って、そして次の日、担任の人に出すと。うまくローテーションがいているようなのですが、こういった何と言いますか、学力がちょっと、ごく普通なのですが、ちょっと小学校のとき勉強していなかったかなというような子にやるわけなのですが、普通以上と言いますか、普通の子供たちは塾へ行くわけですよね。中学校ぐらいになると。塾は、こういった子供たちは絶対救わないというのが、私たちもそう思っていますから、是非、こういったことは、幕別町でも本当に教育の日をつくりましたけれども、今度、こういった見地から、是非、こういった子供たちに自信をつけさせて、さらにこういったことをやることによって不登校であるとか、子供たちの中でいじめがなくなるというの、これも学校の先生もよく言われているのですが、

こういったことで、予算付けにしては国から何か出ないようなのですが、ひとつ、教育長の判断でこの辺のことについてはお願いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 特別支援に関して、いろんな考え方を今まで経験をさせてもらって進めてきて、特別支援教育とはどういうものかというのは、なかなか国から示されるのが遅かったというのもありまして、それで、町独自でいろんな事業を通じて、特別支援というのはどういう在り方がいいのかという検討の過程の中で、先ほど、議員からお話があった札内中学校の実態もあります。

単にこれだけが特別支援ということにはなりませんので、これから先、特別支援を必要とする子供というのは、およそ児童生徒数の6%に相当すると言われております。6%から8%と言われておりますけれども、そうなりますと、うちの町内でいくと、かなりの多数の子供たちがいるという想定のもとで、事業を進めなければならないというふうに思っております。その中で、大規模校、あるいは小規模校という、私どもの町は抱えております。小規模校になりますと、実際には教頭も担任をしなければならない。いわゆる担任を持たなければならない。先生方しかいない。ほかにその手助けができる先生がいない。そういった実態もあります。

そういったときに、特別支援を必要とする子供たちがいた場合に、誰がその子たちの特別支援としての面倒を見るか。そういったところも考え合わせて、私どもの方の、今やれること、こういったも

のについての検討を進めているところであります。来年の4月から始まることでありますので、早急に組み立ててまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） ひとつそういった方向で進んでいただければ、よろしいかなと思います。

次に、最後なのですが、この教員住宅の空き住宅なのですが、この管理は教育委員会で行っているのですか。総務課の方でなくて。ああ、そうですか。それで、この空き住宅29戸のうち、これすべて人が住んで大丈夫なのかどうかというのは、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 基本的には、住むことができるということでカウントしてある住宅でございますけれども、長年空いているものにつきましては、かなり傷みもありまして、すぐに入れるという状況でないものもございます。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） 教員住宅なのですが、一般町民にも、町営住宅同様お貸しするというような、そういったことは可能なのでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 教育財産でありますので、一般町民に無条件で開放するというものではありませんけれども、住宅に困窮をされている方に限りまして、これは短期間というお約束でお貸しをしている現状にあります。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） であれば、家なんていうのは空けていると大抵ガタガタになっていくものなのですよね。それで、今、交通便が大変よくなっていますので、例えば、古舞だとか駒島だとか、田舎の方へ行っても、もう通勤範囲内だと思います。なるべく空けないで、ひとつ広報などを通じながら、空いた住宅には借り手が見つかるように努力していただいて、それには少し収入もついてまわると思いますので、ひとつ大変苦しい折ですから、そういったことも一つやって頂きたいと思います。

なお、物置にされているところもあるそうなのですが、特に危ない住宅にしては、やはり子供が入って事故が起きたとか、あるいはいろんな人いますから、ちょこちょこ入っておかしなことされるとか、そういったこともありますので、老朽住宅に関しては、お金はかかるとは思いますけれども、ひとつ破棄するなり何なりの処分をしていただきたいと思います。

以上、申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほども言いましたように、教員住宅はあくまでも教育財産でありますので、一般住民向けに公募をするというような性質のものではございませんので、広報を通じて応募してもらうというのではなく、あくまでも短期間の住宅に困窮されている方が、例えば、公営住宅に入居されるまでの間ですとか、そういった条件付の中で御お貸しをしているという現状であります。

現実的に、空いている教員住宅がありますので、もし地域で、あるいはそういった方のご相談があれば、教育委員会は受け付けたいと思いますけれども、ただそれを公にといいますか、広報で募集することは考えておりません。

老朽した住宅につきましては、確かに管理に万全を配していきたいと思っておりますけれども、もう住宅として役に立たなくなったような住宅につきましては、取壊しなども含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 間に合いましたので、敬老会の数値表をお知らせしたいと思いますけれども、これは幕別地区でありますけれども、対象者が2,028人いらっしゃって、敬老会に参加された方が736人ということですから、率にしますと36.3%。これにかかった経費がおよそ326万2,000円。牧野議員言われ

るように、一人当たりになると4,400円というようになっております。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） 326万というのですけども、これはすべて入っているのですか。バス借上料とか何とか。何かいつもより少ないような気がするのですけど。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 少ないのは、結局参加者が少なくなれば、少なくなるから、恐らく四百何十万というのは予算額だというふうに思いますけれども、今言われましたように、バスの借り上げから記念品から食料費を含めた金額が326万2,000円という数字であります。

○議長（本保証喜） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

[延 会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17：18 延会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第4回幕別町議会定例会

(平成18年12月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第79号 幕別町副町長定数条例
- 日程第4 議案第80号 幕別町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第81号 幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第82号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第83号 幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第84号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第85号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第86号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第87号 幕別町忠類物産センター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第88号 十勝愛育園設置条例を廃止する条例
- 日程第13 議案第89号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第14 議案第90号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第91号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第16 議案第92号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 日程第17 議案第93号 十勝環境複合事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第18 議案第94号 十勝圏複合事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第95号 南十勝複合事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第20 議案第96号 東十勝消防事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第21 議案第97号 十勝中部広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第22 議案第98号 町道の路線認定について
- 日程第23 議案第99号 町道の路線変更について
- 日程第24 議案第100号 平成18年度幕別町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第101号 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第102号 平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第103号 平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第104号 平成18年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第105号 平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議案第106号 平成18年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第31 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

会 議 録

平成18年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年12月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)
6 岡田和志
10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親 民生部長 新屋敷清志
経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄 教育部長 水谷幸雄
札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美 総務課長 川瀬俊彦
糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜
保健課長 久保雅昭 町民課長 田村修一 土地改良課長 角田和彦
土木課長 佐藤和良 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁
地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美 経済課長 飯田晴義
社会教育係長 吉本哲哉
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政

議事の経過

(平成18年12月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、26番南山議員、27番杉坂議員、28番大野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 6番岡田議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を一問一答方式により行います。

なお、各議員の持ち時間は、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○27番（杉坂達男） 私は、町内各地域の活性化と協働のまちづくりについて、町長にお伺いをしたいと思っております。

その前に、今定例議会におきまして、三度町政を担い、予想される困難に背を向けず、果敢に勇気を持って取り組んでいかれる決意を表明されました岡田町長に対しまして、私は一町民として深い敬意と全幅の信頼を申し上げるところであります。どうか、無事三選を果たされ、我々町民の先頭に立っていただくことを、心からご祈念申し上げます。

さて、現在本町は第5期の総合計画の策定に着手しまして、旧忠類村との合併に伴う新町建設計画の推進等に向けて、夢や希望の持てるまちづくりに全力を挙げて取り組んでいるさなかであります。

過年度に取り進めました第4期における総合計画の成果につきましても、政策の評価等を含めて、今、検証中でもあります。

私はこの段階におきまして、それらのことがともすれば総論的な部分を中心にしやすい議論、協議、そういうことに対して、一住民として最も身近な方法をもって計画の立案策定に当たることこそが、今、盛んに叫ばれております住民と行政の協働のまちづくりに結びつく、そういうものであると考えているところであります。

私はその上で、本町全体の振興や発展には、それぞれ町内各地域に住む住民の皆さんの日ごろの思いや地域要望、さらには政策要求等が様々な場面でそれを通じて積極的に話し合われ、そのことを取りまとめられることこそが必要不可欠と思っております。

本町は大別して本町地区、そして札内地区、糠内、駒皇の南幕地区、そして忠類地区と4地域に地

域割がされると思いますが、それぞれの地域には、それこそ長い古い歴史と様々な伝統や文化、そして住民同士の強い連帯感と地域性があります。そして、そこには何かを強調したいという住民感情が可能性とともに潜在していることを、私は確認をしております。

私はこのような町内各地の持つ地域性を高めることこそ、すなわちそれぞれ各地域の活性化が託される将来設計になるものだと思っております。また、そのことが将来の本町の発展に大きなベースになることであると確信をいたしております。

現在、本町は旧忠類村との合併等で、やがて人口が3万人にも達しようとする十勝の中核自治体であります。しかしながら、厳しい財政運営には一層の行財政改革が求められます。本町をこれ以上の姿に変えないために、今、十勝管内でも様々なことが取りざたされておりますけれども、本町はこれ以上の姿から変わらないような、そのことこそ、今、我々が最大の願いとしているところでもあります。

それぞれが、まさしく協働のまちづくりにまい進できるその姿が、現在、確立されつつあるところでもあります。そして、それがどのように具体的な形で取り込まれていくか。行政効果に結びつくかということが、町内地域の活性化計画であり、また、本町の将来を構想するとき、新しい計画の策定を進める過程で、そのことがサブ計画ともなるべき必要があるのではないかなど、私は考えております。

以上のことを通じて、これからの町内各地域の活性化について、町長のお考えをお伺いしたいところであります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

町内各地域の活性化と協働のまちづくりについてであります。

私は、本年第1回の町議会定例会におきまして、新幕別町がスタートするに当たり次の四つのことを念頭におき、町政の推進に努力してまいりたいと述べさせていただきました。

一つには、「一体感の醸成」であり、二つには、「均衡ある発展の確保」であり、そして、「協働のまちづくりの推進」、さらには「行政改革の推進」であります。

この四つの理念の具現化には、杉坂議員のご質問の要旨にもありますとおり、住民の皆さんの英知と力を反映させ、地域が行政へ深く関わっていくことが重要なポイントであることは、杉坂議員と意を同じくするものであります。

このために、新たな総合計画の策定過程におきまして、地域の活性化を図ることが必要とのご提言であります。

新たな総合計画となります第5期幕別町総合計画につきましては、ご承知のように平成20年度を初年度とし、平成29年度までを計画期間として、本年度から策定に着手いたしましたところでもあります。

策定に当たりましては、合併に当たり策定いたしました「新町まちづくり計画」をベースにしなが、広く町民の皆さんの意向を把握することを基本といたしております。

既に、町民アンケート、団体意向調査の実施、子ども議会の開催、まちづくり愛デアボックスの設置などを行ったところであります。

また、ボランティアとして公募いたしました町民20名の方々による「まちづくり町民会議」を設置し、先般、第1回の会議を開催いたしましたところでもあります。

さらに、合併を機に設置されました「忠類地域住民会議」からもご提言を頂くことといたしております。

本町各地区の活性化につきましては、町民アンケートの地域別の集計・分析を行いますとともに、ただ今申し上げました、まちづくり住民会議や忠類地域住民会議で、それぞれの地域の課題が議論される中で、その地域の特性を生かしたまちづくりの方向性が見いだされ、それらが、各行政分野ごとに総合計画に反映されていくものというふうに考えているところであります。

いずれに致しましても、総合計画の策定はまだ始まったばかりのところでもあります。

新町としての一体感の醸成を図るべく、町民福祉の全体的な底上げを基本としながら、各地域の特徴を生かしたまちづくりの指針となるよう、これからも意を用いてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、杉坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27番（杉坂達男） ただいま、町長からは、総合計画の策定に着手した時点でのそれぞれの具体的な計画のとりまとめをどうするかと、これらについての手法をお伺いいたしました。

私は先ほどの発言、意見で申し上げましたように、私もそういう経験は随分ありますが、どうしても総論的な部分が議論されやすい。具体論が足りない。そういう計画の作り方が、我々がかつて経験した中で、あったように反省をしているところであります。私はそのこと自体について、例えば、それらの計画は、3年間でローリングをしていくのだというふうな、そういう計画の内容にもなるわけですけれども、しかしながら、策定の時点ではやはり、その地域に住む皆さんそれぞれの本当の声、思い、あるいはその地域の地域性、そこから生まれる可能性、こういったものがどんどん反映されなければならないと思うのです。そうするというと、本当にみんなが自分たちでつくった計画であり、これを達成することが、どうしてもここに頑張らなければいけないと、こういうふうに思いがなくなってはくはずであります。

今、日本の繁栄は、それこそ全国の小さな村や町が一生懸命まち興し、むら興しを重ねて、これだけの発展を見ているのではないかなと思います。私たちの地域でも、当時の竹下内閣が全国の市町村に1億円ずつふるさと創生基金として、配ったという言い方はどうかと思いますけれども、配られました。私のところは、ご案内のように、その1億円を使いまして、どういうふうに使ったらいいか。住民の皆さんに、その当時の理事者は聞きました。アンケートであります。一番多かったのが、温泉でありました。それでは、この1億円の部分的にどれだけ使えばいいか思案をしたら、6,000万ほどはかかるということでありました。ボーリングをしました。幸いに温泉が出ました。それはもう当時の地域、忠類村民は諸手を挙げて喜びました。宝物でも出たのだというふうな、そういう思いが今になって考えてみれば、それから10年余り、もう15年近くにもなりますけれども、一つのやはり地域の活性化というか、あるいは地域の力というか、そういうものにきちんとつながっている。そういう相乗効果がきちっと表れている。その住民のそこに生きる思いというものが表れてきていると。こういうふうに考えております。

ですから、本当に今ここで何をこの地域は、そういうものを本当につぶさに住民に問うて、そしてそれをトータルしていく。そういう工夫には、先ほど、町長がお話しされた以外にも、私はたくさんあると思います。それは役場の皆さんなんかいろいろと考えられる中で、当然生まれてくることもきっとあろうかと思えます。そういうものをもう少し、もう少しきめ細かくされたらいいかがか。

私は先ほど、強調しました。十勝管内でいろいろ取りざたされている中でも、これ以上の姿にならない形。言うまでもなく、行政改革の中でも、私どもの旧忠類村と合併して、これだけの体力をつくり上げ、さらにはその体力を増強していくと。それ以上のことを私どもは考えたこともありません。今現在が、将来に向かっての試金石であるとすれば、これ以上のものは何も求めるところではありません。

私は地域にあって、地域の人たちに思いがどんなふうに盛んに高められてくるかが、これからの本町の発展にイコールされることであると、そういうことを固く信じております。

私どもの旧忠類村では、ある一部分の地域に高齢者しか住まなくなりました。若い人たちはどんどん出て行ってということでもありますけれども。そこにあえて、時の理事者は、単身住宅を建てました。若い人が2戸4棟ですから8人の方がそこに住むことになりました。そうすると、その地域は、当時は高齢者ばかりであったのですが、若い人がそこに仲間に入ることによって、その地域全体はまた、いろんな部分で活性化が始まると。このことも我々は体験をしたところでもあります。

本町は、札内という大きな市街地区、そして、本町地区、忠類地区、そして南幕の糠内、駒島。そ

れぞれそういうところには、長い歴史があり、また、そこに学校があつたり、神社があつたり、お寺があつたりして、いろんな営みがありました。このことはやっぱり中心に、そこに住む人々は思いを等しくするのではないのでしょうか。そういうことを考えながら、これからの計画の策定に当たられること、このことをもう一度改めて考えてみていただきたい思いでもあります。

私は、11月3日に行われましたこども議会、第2回だということではありますが、なるほどなということを感じました。ここでもあるこども議員から、本町地区の発展について心配される声がありました。やはり、子供の世界でも、子供の目からみてもやっぱりそういう思いをされているわけですね。やはり、我々もまた、我々の先輩たちもそういう思いをしているのではないかなと思います。

したがって、網羅的な計画はつくりやすいと思います。総論的なことを中心にしなが、網羅的な計画はつくれる。けれども、その中身について、どうなのかということをよく掘り下げて考えてみる必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

先の高齢者の中に、単身の方々が、ということを申し上げましたが、私の忠類の地域では、秋祭りにナウマン神輿を奉納するのですが、このお祭りの日が変わります。ということは、日曜日でない担ぐ人がいない。若い人がいない。そういう現象がありますものですから、天の神々には誠に申し訳ないけれども、毎年おまつりの日が変わると、こういう現象も致し方ないことになります。

ですから、様々なところに、地域が、行政から、必要以上は駄目ですけども、必要な部分においてかかわっていく。そして、地域もまた行政にいろんな部分でかかわりを多くしていく。そういうことこそが、本来の協働の行政の進め方の在り方ではないかなと、私はずっとそういうふうに思っております。

したがって、今後、それらを鋭意進められていく中で、今、私が提言といいますか、そういう形でいろんな忠類地域のことも紹介しながら申し上げました。どうか、そのことを受けて、ひとつ、今後の作業、策定に当たり、意を配していただきたいと、そのように思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご提言を頂きました。

私どもの総合計画の策定に当たりましたは、今、第4期の総合計画、平成13年度からスタートしています。これは文字通り、住民の皆さんの英知を結集した手づくりの総合計画である。実は、その前の10年の総合計画は、会社、東京のコンサル会社に委託してつくった総合計画であったということ、経緯もありました。その反省のもとに、あくまでも手づくりで住民参加でということで、第4期の総合計画がつけられた。

ここでは、10年の基本構想と、全般5年と広範5年の5年ごろの基本計画、そしてお話ありましたように、3年ごとの実施計画をローリングしていく。そういう状況でありまして、その基本計画の中では、それぞれの地区から出された問題を現状と課題、そして今後の施策の方向といったまとめ方で基本計画ができています。これが現在の総合計画であります。

これらを踏まえて、今、第5期の総合計画の中では、どういった手法をもって計画を立てていくか。根っこは先ほど申し上げておりますように、住民の皆さの参加であり、ご提言だろうと。たまたま今北海道も新しい総合計画の策定に入っております。北海道も総合計画の中では、全道、例えば、十勝圏ですとか、オホーツク圏とかという6圏域に分けたそれぞれの計画というようなものも持っている。サブ計画とまではいかないのでしょうか、総合計画の中で、そういった計画も取り入れている。

したがって、私どもといたしましては、今まではそれぞれの地域から挙がってきたものを、押し並べて現状と課題、そしてこれからの施策というふうなことでまとめたものがあつたわけですけども、これが今一步踏み込んで、杉坂議員が提案されるように、例えば、忠類地区には観光資源を生かした地域づくりをどうしていくかというような具体的なものが総合計画でどうこう生かして反映していくか、あるいは、文書化されていくか。それらについては、まさにこれからの協議の中で検討させていただき、そしてできるだけ住民の皆さんの意見を聞く機会を設けながら、対応してまいりたい

いというふうに思っておりますので、ただいまのご提言も、今後の計画審議会、あるいはいろんな場面で協議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 杉坂議員。

○27番（杉坂達男） ありがとうございます。

私が心配するまでもなく、そういったことで理事者の皆さんはじめ、真剣に考えておられることはもう私も十分承知しております。

ただ、住民の皆さんが、今、叶わないことでも、遠大な夢でも、その計画の中に入れられる。こういうその計画の在り方も私はいかがと思うので。余計なことなのですが、昔、忠類の議会の大先輩で、円山のおてっぺんからスキー場までロープウェイを張りたくて、こういう大先輩議員がおりました。私らは若いときで、「いや、そんなことは」というような思いがありましたが、しかし、この時代、お金さえあれば何の心配もなくそんなこともできます。

ですから、子供たちにも、あるいは我々の大先輩にもいろんな意見を出してもらって、遠大な夢、叶わない夢であってもどんどん意見を徹していく。そういうひとつ考え方に立っていただきたい。

地域、この本町の4地域、それぞれがお互いに支え合っというか、気遣い合っというか、そういうその思いで、本町の発展に、それこそ地域挙げて取り組むと。こういう姿勢は私も十分熱いほど感じております。

昨日も一般質問の中で、忠類の振興のために、ナウマン温泉なんかについてもご心配を頂きました。本当に有り難いことであると思っております。ともすれば、大変な将来の経営についても大変なのですが、いろんなアドバイスをいただいたり、あるいは理事者をはじめ、議会の皆さんからもご心配を頂いたりしながら、それぞれの地域が高められていくのだなということを実感しております。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（本保証喜） 以上で、杉坂達男議員の発言を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○20番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について伺います。

まず、最初に、幕別男女平等参画推進条例の制定についてです。

男女平等参画社会基本法は、1975年の国際婦人年以来の男女平等を求める世界と日本の運動の中で1999年に撤定されました。

基本法は、基本理念として男女が人権の尊重、社会における制度等についての配慮、政策等の立案及び決定への協働参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、国、地方公共団体、国民にそれぞれ責務を定め、男女が社会のあらゆる分野の活動に参加する機会の拡大を目的にしたものです。

女性に対する差別のない社会、女性が固定的な役割に縛られることなく主体的に生きることができ、これは、女性や障害を持つ人など誰にとっても個性が尊重される暮らしやすい社会になります。

国は男女共同参画基本法としていますが、北海道は男女差別の実態に目を向け、北海道男女平等参画推進条例とし、2001年4月から施行されています。

幕別町でも、町の特性に応じた施策を推進するためにも、幕別男女平等参画推進条例の制定が必要と考えます。

したがって、次の点について伺います。

- 1、男女平等参画の啓発の推進をどのように取り組んできたのか。
- 2、各種審議会・諮問委員会などの女性の参加状況は。
- 3、幕別男女平等参画推進条例の制定を。

次に、放課後子どもプランについてです。

子供が放課後、事件に巻き込まれたり、被害に遭う問題が生じています。学校が週5日制となり、

子供たちが安全に遊べる地域の環境づくりがクローズアップされています。

放課後子どもプランは、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所をつくるために、文部科学省と厚生労働省との連携により、放課後対策事業として今年4月に創設されました。

原則として全小学校において、文部科学省の放課後子ども教室推進事業とし、厚生労働省の放課後児童健全育成事業（学童保育）を一体的あるいは連携して実施するとしています。

放課後子ども教室推進事業は、全ての子供を対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民との交流活動等の取り組みを推進し、家庭の経済力にかかわらず、予習、復習、予習などの学習機会の提供や、支援をすることも検討されています。

学童保育は、親が働いていて、放課後、親が家庭にいない小学生の子供たちに、放課後及び学校休業日を安全で生き生きと過ごしてほしいという、親たちの強い願いによって誕生した施設であり、子供たちにとっては、家庭に代わる毎日の生活の場となり得るものです。利用したい子供が利用したいときに利用する場と、家庭に代わる毎日の生活の場とでは大きく違います。目的・役割や内容も異なる二つの事業を、充実・発展させていくことにより、子供たちの放課後や学校休業日が安心できる居場所になると考えます。

したがって、次の点について伺います。

1、放課後子ども教室推進事業は、どのように実施・運営していくのか。

二つ目、学童保育の設置・運営基準など条件整備をどのように進めていくのか。

三つ目、二つの事業をそれぞれ充実・発展させるための対策は。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、幕別男女平等参画推進条例の制定についてであります。

ご質問の要旨にもありましたように、1975年に国連の提唱により「国際婦人年」が定められ、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、合わせて「世界行動計画」が採択されたところであります。

日本においては、国連を中心とした動きを踏まえ、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」を設置するとともに、昭和52年には「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取り組みを始めたところであります。

その後、平成6年には「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されております。

また、平成11年には「男女共同参画社会基本法」の制定、平成12年には「男女共同参画基本計画」の策定がなされたところであります。

ご質問の1点目の「男女平等参画の啓発の推進をどのように取り組んできたのか」とのご質問であります。平成16年第4回町議会定例会におきまして、同様のご質問を頂きました。「今後、いろいろな場面で啓発に努める」旨の答弁をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

以来、町の各種の計画策定の場などにおいて女性の参加を積極的に働きかけ、意見等を頂くなど男女共同参画の理念に沿った各種取り組みの各場面において啓発に努めてきたところであります。

ご質問の2点目の各種、審議会・諮問委員会などの女性の参加状況はとのご質問であります。平成18年4月現在における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用は、本町で25.2%となっております。北海道平均の20.5%と比較いたしますと、かなり高い水準にあるものと考えております。

次に、ご質問の3点目、幕別男女平等参画推進条例の制定をとのご質問であります。現在、道内でこれらの条例を制定している市町村は5市4町であります。

幕別町といたしましては、今後とも先進自治体の状況等を十分に調査研究させていただきながら、町独自の条例の必要性などをさらに検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、「放課後子ども教室推進事業はどのように実施・運営していくのか」についてであります。

放課後子どもプランは、厚生労働省が所管している「放課後児童健全育成事業」いわゆる学童保育所、それと文部科学省が創設しようとしている「放課後子ども教室推進事業」の総称で、原則として全ての小学校区で、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保することを目的としています。

新規事業である放課後子ども教室推進事業について、現時点で伝えられているのは、文科省の概算要求資料とQ&Aであり、細部にわたる実施要綱はまだ示されておりません。本町として近々に取り組むには未だ情報不足という感が拭えないのが正直なところであります。

これまでに得ている情報をもとに教育委員会で検討を行いましたところ、事業実施に向けて解決しなければならない課題が幾つかございますので、以下申し述べます。

一つには、人の確保が可能かということがあります。

仮に町内の小学校10校全てに、文科省案どおりに人を置くとなりますと、コーディネーター、安全管理員、学習アドバイザー、合わせて42人が必要となります。

また、1時間当たりの謝金がコーディネーター720円、安全管理員360円、学習アドバイザー540円と些少でありますので、ボランティアに近い立場とならざるを得ません。

こうした条件のもと、全ての小学校区において放課後子ども教室開設に必要な人を常に確保できるかということがあります。

二つ目には、「開設する場所について」であります。

当初は学校の空き教室を利用してとのことでありましたが、既にほかの用途で使用をしていたり、将来とも放課後子ども教室として使えるとは限らないなどの問題があります。学校以外でもよいと最近解釈が広がってきておりますが、ほかの公共施設であれば専用スペースを確保できるか。

また、学校から離れている場合は、その途上の安全確保が新たな課題となってまいります。

三つ目として、「所要経費と財源について」であります。

全ての小学校区で実施した場合の経費は、最少でも約2,000万円となり、うち3分の1、660万円ほどが町負担となります。補助金としては法定化されず、地方交付税措置されるとの見方もある中で、町負担が果たして3分の1で収まるのか、現段階では微妙なところでもあります。

このように事業実施に向けては、地域の力をお借りしなければ乗り越えられない課題が多く、学校協議委員会をはじめ、関係機関と意見交換をし、地域の実態に即した「地域子ども教室」の在り方を見出したいと考えております。

また、PTA連合会のご協力を得て、町内全ての小学生を対象に「放課後の過ごし方」の現状につきましても調査研究をし、事業プランに反映したいと考えております。

こうした作業を重ね、条件が整った小学校区におきまして、まず事業を試行してみたいと考えております。

次に、学童保育の設置・運営基準の整備についてであります。

保育所は「児童福祉施設最低基準」により、小学校は「小学校設置基準」により整備水準が定められておりますが、学童保育所に関する法的な基準は定められておりません。

全国的にみますと、自治体独自に設置・運営基準を定めている例は確かにありますが、県が制定している場合、その背景には学童保育所の設置主体がまちまちなため、施設整備や運営の基準を定めなければならない事情があるのではと想像をされます。

幸い、本町の場合、5カ所の学童保育所すべてが直営でありますので、個々の学童保育所間において極端な差は生じていないものと考えております。

従いまして、本町独自に基準を持たなければならない必要性は薄いのではないかと考えております。

次に、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を充実・発展させるための対策についてです。

まずは、新たな取組となる「放課後子ども教室推進事業」を地域の皆さんと十分に協議し、それぞれの地域性に合致したものとして組み立てるよう努力してまいりたいと考えております。

その際には、「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」との役割分担につきましても重要なテーマとして検討を重ねたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） まず男女平等参画の方ですが、啓発の推進をどのように取り組んできたのかということで、町長のお答えなのですけれども、この点につきましてお聞きしたいことがありますので。

この推進をどのように進めてきたかということなのですけれども、この推進のためには学習の機会の提供とか、そのことは取り組んできたというお答えでしたけれども、この中で雇用の問題でも一つ重要な点があると思います。

募集ですとか、採用、それから配置の問題、昇給や教育訓練、そういうところで、まず役場の中から取り組んでいかなければ、町全体にそれが波及していくという大きな波及効果はないのではないかと思います。その町職員の中での採用とか配置、それから昇給、教育訓練、これはどのようにされてきたのか、お聞きしたいと思います。

それと、女性の能力を発揮させるために、積極的な取り組みも必要ではないかと思います。例えば、女性の場合には、結婚した場合には、子供を生み育てる、そういうこともあります。それから、産休をとる場合もあります。そういう後の手立てですとか、教育ですとか、そういうものをどのように進めてきたのか。そういう休むことによって、確かに職場とかそういうところに携わらないという部分はありましても、生活をしていく部分での蓄えていく生活の知恵、それから、人を見る目ですとか、その女性職員を何ていうのですか、膨らませていくとか、能力として膨らませていくとか、そういう部分はあると思うのですが、その点の取り組みはどのように進めてきたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今回、ごみの収集に係りまして、ごみ袋などをつくる、そういうことがありましたけれども、そういうところに女性職員ですとか、それから地域の女性などの意見を組み入れていけば、ごみ袋に対する様々な市民の要望を組み入れてつくっていくことができたと思うのですが、今回のごみ袋は非常に住民からの要望が強かったのですが、そういうところにしっかりと女性の参画が必要だったのではないかと思います。そういうことはどのようにされてきたのか。

それから、幕別には幕別の独自の地域性があると思います。そういうところで、その施策に対して女性の意見をどのように組み入れてきたか。ただ、その審議会などに女性が参加する、そういう参加率だけではなくて、実際に参画をして、意見をどのように組み入れて、町の施策にどのように反映させてきたのか。そこが一番大事だと思いますが、その点はいかがでしたでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話がありました町職員にかかわる女性職員の待遇等につきましては、何らその一般男性職員と変わるものではありませんから、給与の面、あるいは育児休暇等、さらには人事、あるいは昇給、さらに各種研修、これらについては、町の服務規程なり条例・規則に基づいて、男女全く差別なく行われているというのが実情であります。

さらに、例えば、女性の目で見ると、行政に反映できる部分、これは確かにいろんな面であるのだろうと思いますし、今、一例を頂きましたようなごみ袋だとか、特に生活に関連する部分、密接に関連する部分の中には、そうした声を聞いていく、これは当然必要なことだろうというふうに思っておりますし、それは当然、通常の職場の仕事の範囲、あるいは職員としての行動の範囲の中で、それらの意見も行政の中で反映されているものというふうに、私は思っております。

さらに、女性をいろんな場に参画していただく。当然のことながら、女性の意見、男性の意見、あるいは地域それぞれ年齢別、いろんな意見があるのは当然でありますし、それらそれぞれの皆さんの意見が一つでも二つでも、行政の中に、あるいは行政を推進していく中に反映されるように、それは

今も考えは変わるものではありませんし、これからも十分大事にしながら、これからのまちづくりの中に生かしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 町長はそのようにお答えになったのですが、ごみ袋にこだわるわけではないのですけれども、そういう参画がされていなかったというのは非常に感じるわけですよね。それは一つの例えなのですが、そういうところからも女性の参画が非常に薄かったのではないかとということが一つ考えられますので、そういうことをされているというのであれば、なお一層女性の参画、計画、施策にかかわっていく、そういうところをしっかりとこれからも強めていくことが必要ではないかというふうに感じます。

それと、いろいろな審議会や何かに、北海道よりも幕別町の方が、参加率は高い。このように、今お答えになりましたけれども、国の審議会の女性のそういう委員に参加は31%になっています。そういう点から見ましても、確かに北海道は低いです。幕別町はそれよりは高いといいますが、国の基準よりも低いというところでは、そこをもって引き上げていくことが必要ではないかというふうに思います。

それと、管理職ということでは、やはり女性がそこに管理職にかかわっていくということでは、男性も女性も対等に管理職全体を見ていくという立場では、女性は女性の視点、男性は男性の視点というのはあると思います。そういう点でも、女性の管理職を育てていく。そういう姿勢が大事だと思います。女性にそういう視点がないと、町長は前回のときにお答えになったと思うのですが、それであれば、そういうところを育てていく、そういうことも必要ではないかと思います。

ちなみに、厚生労働省の女性雇用管理基本調査、これは2003年の調査なのですが、係長職は8.2%、管理職は3%、部長職は1.8%、これは国の基準ですけれども、女性がこのように管理職に登用されているという実態があります。それから比べますと、幕別町のその実態は非常に低いのではないかと思います。その点はいかがなのでしょうか。先ほども言いましたけれども、女性のそういう特性を生かした、そういうものをもっと町政に反映させていくという意味でも、この管理職の登用というのは必要ではないかというふうに思います。

それと、条例の制定ですが、前回、町長がお答えになったのは、道のこの推進条例に併せて、これに基づいて進めていくというお答えでした。この北海道の男女平等参画推進条例、この中には道の責務、それから知事の責任、それがはっきり述べられております。そうすると、幕別町がこれに合わせていくということであれば、町独自の町の責任、町長の責任が明確にされないのではないかと思います。そのためにも、町独自の推進条例が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ごみ袋の話があったのですが、恐らくごみが有料化されるときに、ごみ袋の作成について、いろいろご意見を頂く、例えば、ごみ減量策定審議会というようなものを設けて、ご意見を頂く、当然、その中でも、より多くの女性の方に出させていただいて、ご意見を頂いた。あるいは、町の担当職員の中にも女性を配置したというようなこともあって、決してその女性を遠ざけたというか、離れたというような感覚は私どもありませんし、後半の管理職登用の問題も、決してその女性だから管理職どうのこうのなんていう考えは全くありませんので、先ほど申し上げましたように、それだけの能力なりそういう力のある者が出てくれば、当然管理職登用することは当然だろうというふうに思っておりますので、決して今言われるように、女性だからどうのこうのということはありません。

国の率も言われましたけど、町村の場合はそこまで総体の人数がいまいませんから、必ずしもこれとは合わない部分があるのかもしれませんが、ただ、自治法203条でいう審議会等の登用については、今お話ありました国が3.1%、うちはまだ2.5ということになれば、この辺についてはさらによく研究していかなければならない、検討していかなければならない問題だろうというふうには思っております。

すけども、根本から言いますと、私どもは、町職員あるいは住民の皆さんに対して、決して女性だから、男性だからというような区分けということはもちろんしていませんし、お話にありましたように、女性の意見はより多く聞かなければならない場合には、それなりの対応もこれからも当然とっていかねばならないというふうに思っていますし、職員についても同様の取扱いはこれからもしてまいりたいというふうに思っております。

それから、条例制定でありますけれども、今お話にありましたように、北海道あるいはそれぞれの町がやっているのですけども、先ほど言いましたように、非常に少ない、5市4町、札幌市ですとか、函館だとかというところがあって、ただ、4町の中には、芽室、士幌でしたか、管内では二つ含まれているというような状況で、これが私どもも十分調べていないのかもしれないけれども、なぜどんどん進んでいかないのかなというところ、再度、私どもも研究をさせていただきたいというふうに思っております。このほかに、計画、男女平等参画の推進計画を建てているところは、これは全道的にいくと30余りになるといいますか、それでもやはり何となく少ないといえますか低いような感を受けるわけでありまして。これらも含めて、町として今後の対応をどうするか、さらに研究していきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 女性の管理職の場合ですが、そういう女性が出てくればということではなくて、やはり、積極的に教育をしていく。そういうことも必要ではないかというふうに私は思うのですね。

例えば、やはり産休ですとか、そういう場合には、確かに空白はあるのです。でも、そういうところを補完していく、女性職員の教育ももちろん、女性自身の問題もあるとしても、そういうところに手立てをしっかりととっていく。そういうことも私は必要ではないかと思うのです。確かに空白はありまして、その生活の中で積み上げていった知識というのはあるわけです。子育てをしていく中で、そういうものを知識を積み上げていくわけですから、そういうところも十分に組み入れて対応していくということも、私は大事ではないかというふうに思います。

それと、推進条例、全道的に確かに少ない。十勝では芽室と士幌できています。だからといって、幕別は少ないから、まだちょっと考えますではなくて、積極的にやはりそれを推進して行って、女性もそういう仕事に携わる。そして、女性の地位向上を目指していく。これは、女性だけの問題ではないわけですね。男性に対しても、それから、障害のある人ですとか、弱い立場の人たち、そういう人たちを引き上げていくという言い方は大変失礼かもしれませんが、そういう対等の立場で町政に携わっていく。そして、生活をしていく。そういう意味でもこれは女性の問題ではなくて、幕別町住民の全体の対応・平等に町政にかかわっていく。生活をしていく。そういう意味につながっていくと思うのです。

ですから、少ないから幕別町はまだいいのではないかではなくて、積極的に推進していく。そういうことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、女性の管理職登用ですけれども、産休で休んだから、育児休業で休んだから、その分がロスになって、その管理職に登用しないとか、そういうことは、全く私は考えておりませんし、全職員、そのことで女性と男性との差があるなんていうことは全然思ってもいません。

先ほど申しあげましたように、それなりの人が現れて、それなりの時期が来て、管理職で適用、まさに適材適所の人間が出れば登用するというのが、我々のいわば当然のことだというふうに思っております。決して女性が産休とって、その間が駄目だとか、女性だけを集めて管理職に向けての教育をするなんていうことは、現実にはこれはあり得ないのだろうというふうに私は思っております。

決して逆にそういうことになると、それこそ差をつけてしまうようなことにならないかというようなこともあるわけでありまして、私のみならず、今まで町がずっと職員の任用、あるいは登用ということについては、決して男女の差をつけたというような考えは全く持っておりませんので、ひとつご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、条例も確かにおっしゃるとおり、ほかが駄目だからうちがやらないということには、これは当然ならぬのだろうというふうに思いますけども、ただ、意外と少ないというところが、ちょっと何かまだまだ遅れている部分が、何かがあるのかなということにはちょっと思ったのと、もちろん条例があろうとなかろうと、現実にどんどん、今、野原議員が言われるように、町として進めていくということが大事なことなのだろうというふうに思っていますので、先ほど申し上げましたように、引き続き検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 確かに、今、子育て中とか産休とかと言いましたけれども、町のいろんな施策にかかわる場合に、女性をそこに参画させていく。計画に携わっていく。そういうところで、女性職員も参画に加わっていく。そういう会議に参加する。そういうことが必要ではないかという意味では、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、先ほどから申し上げておりますように、何ら差別をつけていないわけでありますから、例えば、先ほどのお話に出た総合計画をつくるための審議会ですとか、あるいは行政改革の審議会であろうと、いろんな会議に、当然、女性職員がそこへ入っていく。そしてそこで意見を頂くということは、これは今までもやっておりますし、それはこれからも当然引き続きやっていかなければならない問題だというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） その推進条例なのですけれども、それはこれからどのように考えていくかということなのですけれども、他町村で少ないということ、おっしゃりました。なぜなのかということ町長はお考えだということなのですけれども、そういうところで、推進条例がつくっていない町村が少なくても、幕別町独自として、幕別町は農村地域でもありますし、そういうところの女性の地位向上とか、そういうことも考えまして、推進条例をこれからどういう方向で進めていきたいか。その点だけもう1点。これからお計画などもお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、推進条例を決して否定するものではないということでありますから、条例を早急に立ち上げなければならないか、あるいは、先ほど言いましたように、推進計画を策定しているところが32市町村あると。そして、そこは現実にその条例と推進計画とどういようなかかわりになっているのか。そういったことも含めて、私どもの町でこれからどういう対応をしていくかを検討させていただきたいということでもあります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に子どもプランの方なのですが、放課後子どもプランの計画ですね。

教育長は、まだ国の方が計画して予算のことははっきりしていない。このようにおっしゃっていただきましたけれども、少子化対策、厚生労働省、文部科学省、この三つが2007年度から推進する。このように発表されております。そして、補助金の方の流れということもあらあらですけど示されております。

そういう中で、実際に2007年度からスタートしなければならないということになると思うのですね。そうなりますと、この施策を実施していくということであれば、国のそういう施策がまだはっきりしていない、詳細が明らかでないのであれば、情報をしっかりと把握して、幕別町がどのように計画を立てていくかという検討もしていくことが必要ではないかと考えております。そういう意味でも、早急にとりかかる必要があると思います。

それで、財政的に大変だということであれば、この計画を見ましても、国は文科省と福祉の面と両方から補助金を出すと言っておりますけれども、北海道で一本化されまして、そして町に来るのにも二つの予算が一本化されてきます。そういう意味で、子どもプランと学童保育の予算は一緒に来るということで、そういう財政の配分もどういふふうにするか。それもこれから大事だと思うのですが、

そういう点も情報を把握して、計画を進めていくべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけれども、この際、11時10分まで休憩いたします。

11：00 休憩

11：10 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋教育長。

○教育長（高橋平明） この放課後子どもプランについての情報の収集についてでありますけれども、この案が示されたのが、およそ8月ごろですか。それから、情報収集には特に気を遣ってまいりました。厚生労働省の担当者が、たまたま十勝管内の町村の方に派遣で来られている職員がいらっしゃいますので、その方を中心として、担当者同士の会合を開いたり、あるいは、私どもの教育委員会の担当者が直接厚生労働省に電話で問い合わせをしております。

その中で得られた情報がここまでであります。これ以上のことが出てこない。いわゆる詳細がまだ決まっていないというのか、詳細は市町村にお任せするのかな、そうもまた言わないわけなのですね。

ですから、本当に十勝管内の担当者同士、みんな悩んでいまして、この件に関して、では、どのような手段、どのような手法を通じてやっていったらいいのか。それと、いわゆる学童保育所、これとのかかわりはどう捉えたらいいのかと、そういう詳細が全く示されていないという状態であります。

私どもで考えますのは、これはやはりうちは学童保育所も運営をしておりますので、それとのかかわり、それから、先ほど言いました三つのことで、人の確保と場所の確保と財源の確保ですね。これをいかにうまく具合に融合させていかないと、これがまた運営できないのではないかと、そういう思いがありまして、まだ計画づくりに、なお時間を要するという今の状態です。

ですから、国も2007年度から4月からすぐやれと言っているわけではなく、2007年度に補助事業が始まりますよと、そういう言い方ありますので、私どもとしては、若干時間をかけながら、お互いが有効的に活用できるようなものをつくっていききたい。そういうような思いであります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 私が情報を得たところによりますと、プランは、計画は各市町村でと、そして財政も要求していくという、そういうふうに要望していくという、そういうふうな情報を得ているものですから、やはりその計画がこの事業が実施されるというふうに、2007年度からというふうになっていきますので、そういう情報のもとに、幕別町独自の計画を立てて、そして予算もきっちりと要望していく。そういうことが大事ではないかなというふうに思います。

それと、今、サタデースクールもしていますので、そういういい面もしっかりと施策の中に入れて、放課後の子供たちの対策をどのようにしていくか。これは本当に地域とも協力していかなければならない問題ではあるのですけれども、これだけ子供の放課後のいろんな事件が起きている場合に、きちっとそういう施策の前取りという言い方はどうかと思うのですが、きちっと政策を立てていくということが大事でないかというふうに思います。

それと、財政が道で一本化され、そして町村にも一本化されてくるということでは、学童保育のそういう予算というのも一本化されますので、そのことでの心配もあります。

先ほど、教育長がきちっと学童保育は町指導でやっていますので、その施策や何かは大丈夫だというふうにお答えされまして、私もそう思うのです。でも、一つ心配されるのは、学童指導員に対する保護者の要望が出されております。そのこととをしっかりとこれから手立てをとっていくことが必要ではないかというふうに思います。

それで、今、子どもたち、働いているお母さん、低学年で働いている子供の保護者は、やはり5割は働いている。共働きという状況の中では、その学童保育の役割というのは本当にこれからますます

重要になってくると思います。そういう点では、指導員の役割も非常に大事だと思っております。

指導員の中には、確かに幕別町の場合には、もと学校の校長先生ですとか、保育の資格がある人ですとか、資格のある方が指導員に当たっているわけですがけれども、その学童保育の役割としての指導員としての研修というところでは、保護者から意見が出されていますように、ひとつ疑問視されているところもありますので、そのところの研修というのは、これから非常に大事ではないかというふうに考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 先ほども申しましたけど、放課後子どもプラン、これについては、最初に申しましたとおり、PTAの連合会、あるいは学校協議員などとも、まずそのニーズがどのぐらいあるのかということもまだ把握していない状態でありますので、それらのことも含めて検討というか、準備を進めたいというふうに思っています。

それから、学童保育所の指導員の研修についてでございますけれども、これは年3回、研修会を、これは町独自で開いておりますけども、それ以外に必要ながあれば、また違った手法で研修も必要だなというふうに思っておりますので、それも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 確かに子どもプランの場合は、これからだということだと思うのです。だから、できるところからされていくということで、そこはこれから膨らませていく条件はいっぱいあると思います。そこでは、地域の要望ですとか、それから地域のボランティアの方ですとか、それからおじいちゃん、おばあちゃんですとか、そういうところもいっぱい組み入れて放課後を豊かにしていくという、そういうことを加味されていると思うのですけれども、今、核家族でありまして、子育てを伝えていく場が非常に少ないとう、そういう状況も幕別でもあると思うのです。

例えば、保護者の要求でも、保健師ですとか保育士とか、そういう方から子育てを伝えてほしい、そういうこともあるのですけれども、どうしても普通の子育て、そういうところを伝えていく、子どもを育てていく。そういうところでも、そういう場が欲しいという要望がありますので、この放課後子どもプランの中では、そういうところもしっかりと取り入れて、施策をつくっていくということも今大事ではないかというふうに思います。

それと、指導員の問題、しつこいように思うかもしれませんが、こういう中では学童保育の役割、そういうところもしっかりと研修していくということが必要ではないかというふうに思うのですが、指導員の全国のアンケートをとったという資料も私見せていただいたのですが、その指導員の中にも、まだ午後から勤務ができるですとか、子供が好きの人であればいいですとか、そういう状況で指導に携わっているということもアンケートの中に出てきているということなのですね。

ですから、その指導員の役割とはどういうことなのかということも、しっかりと、今、指導されていくとおっしゃったのですが、そういう指導の役割、それもきちっと情報を集めて指導していくということも、そして研修をしていくということも大事ではないかと思えます。そういう点も、これから留意されていくということでしたので、これからの研修の中身ということにも期待していきたいと思えます。

もう一つ、子どもプランとそれから学童保育の役割をしっかりと分けて、学童保育は学童の役割としてこれから位置づけて、一本化していかない。ここが大事だと思うのですが、その点だけお聞きしたと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 今、国が言っているいわゆる子ども教室ですね。これを実施するに当たって、ある大きな政令市では学童保育所を廃止したというふうに、そういうこともお聞きしております。

確かに、学童保育所の場合は一応有料でありますよね。お預かりするのに料金を頂く。子ども教室の方は、これは有料ではありません。無料で子供を預かるというか、子供の居場所をつくるという形であります。

ですから、そういった面で、果たしてそれを実施したときに、学童保育所そのものに行く子供がいなくなったらどうするのだろうか。そういった思いもあるのです。このときに、両立せよと言いながら、では両立は当然できないということもありますので。それらのことも併せて、私どもの方は検討の視野の中には入れていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 今、その子どもプランの方に子供たちが行って、そして学童保育所に行かなくなる子供たちが出た場合どうするか危惧があるとおっしゃいました。でも、学童保育所の場合には、しっかりと放課後、親が仕事を終わるまで、きちっと責任を持って預かるということがその学童保育所の役割です。子どもプランの場合には、そういうふうな時間の制限とか、そういうものをきちっと定められていくのかどうかというのはこれからのことだと思うのです。

ですから、一本化されて、放課後子どもプランと学童保育所が一体化されてしまったら困るという、そういう保護者の非常に不安があるわけですから、その役割をしっかりと定めて、学童保育所は学童保育所の役割を充実させていくという、そういう姿勢を持っていくことが必要ではないか。一番心配なのはそこなのですよ。ですから、そのところをきちっと確認して進めていくことが必要だと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 私どもは決して統合するとかって、そういう思いはないです。ですから、前段申し上げましたように、まず放課後子ども教室の方にどのぐらいのニーズがあるのか。どのぐらい通う子供がいるのか。それには、当然開設する場所とかも問題になります。

現在ある学童保育所が、今最大6時までですよ。国から示されている子ども教室の方も5時ということですけども、大体恐らく6時までなのだろうなという基準はまだ曖昧ですからわかりませんが、大体同じぐらいの時間なのです。

そういう意味でいくと、どこが違うのかというと、保護者が働いている世帯が通うのは学童保育所で、それ以外の子供たちが通うのが、放課後子ども教室。そういった位置づけはできますけども、実際上としてではどうなのだろうと。そういう思いはあるのです。私どもの方でも。

その部分をしっかりと整理しながら、これからの方向を見定めたいという考えでいます。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○9番（中橋友子） 通告に従いまして、2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、新年度2007年度予算編成に当たって、基本的な方針、考えについてお尋ねをいたします。

2007年度予算は骨格予算でありまして、町長は行政報告で、景気低迷や交付税削減の厳しい状況下、第3次幕別町行政改革大綱に基づいて、町民の福祉向上と魅力あるまちづくりを目指し、最小の経費で最大の効果をあげ、町民ニーズに対応できるよう努めたいと報告されました。

町民福祉の向上、魅力ある町は町民全体の願いであり、実現に向かって以下の点についてお伺いするものであります。

はじめに、町民の置かれている現状についてであります。

前小泉内閣の構造改革により、町民の暮らしの現状は、景気低迷による雇用不安の拡大と収入の減少、年金の引下げなど、のきなみ所得の減少が続き、1997年を境に下降の一途をたどっています。

さらに、医療制度や介護保険制度の見直しによる保険料の引上げと、一部負担の引上げ。また、障害者自立支援法成立で、応能負担が導入され、障害者の負担増や報酬減による施設の収入減、教育費の負担増などなど、かつてない負担増があり厳しいものです。

2006年8月現在で、決算報告の中の資料を読み取ると、町民の収入の現状は、年収300万円以下が62.8%、年金収入では148万円以下が実71.2%となっています。

また、雇用の実態では、町内の雇用の43,7%が非正規雇用であり、生活保護世帯はこの5年間で

1.8倍にも上っています。さらに、今年はどういった収入状況に加えて、定率減税の廃止、高齢者控除の各種廃止や縮小などなどで、総額1億5,000万円が新たに課税されました。

当然負担に耐え切れない町民が生まれることが予測されますが、今度は徴収を強化する政策が打ち出され、管理回収機構の特別体制などがとられました。

このような状況のもとで、暮らしが困難であると訴える声は、確実に広がってきています。

これらの現状の認識と町民の暮らしを支える手立てとしてどのように政策に反映されていくのか、お伺いするものです。

また、魅力ある町にしていく。この点では農業の振興、商工や観光の振興や、また、子育て支援、福祉の充実などなど欠かせないものがあります。いずれの分野も長期の不況と国の政策転換、あるいは政策の後退で厳しい現状です。打開に向けて、どのように取り組まれるのか伺います。

忠類村と合併いたしまして、2年目の予算となります。それぞれの町の優れた政策を全町に広げる努力が求められる正念場にもなると思います。均衡ある政策の推進も含めて、考え方を伺います。

さらに、財源の確保であります。財源の確保自体は、地方財政削減、国の三位一体改革の中で、国庫補助金、負担金は大幅に削減され、税源委譲はわずかな上、地方交付税は3年間で合計5兆円削減されてしまいました。新年度はさらにマイナス2.5%となっています。新型交付税の導入など、新たな削減要素もあります。財政確保に向けての取り組みについてもお伺いいたします。

2点目であります。

高齢になっても安心して暮らせるまちづくりについてであります。

高齢化社会が進む中で、高齢者のみの世帯、あるいは高齢者の単身世帯が増えてきています。そんな中で、最近、高齢者あるいは障害を持つ人の孤独死が全国各地で問題になってきています。

幕別町では「お元気ですか訪問」などを実施し、これまで対策を講じられてきているところではありますが、対象者が一人暮らしのお年寄りに限られる、訪問回数も少ないなどということもありまして、実は、この孤独死に至る幕別でも不幸な事態が生じております。地域での声掛け活動や、ボランティア活動などの支援サークルと行政が一体となって対策を講じている自治体も全国では生まれておりますが、誰もが住み慣れたところで安心して暮らせる町、これが望まれるところです。

対策についてお伺いいたします。

1点目は、「孤独死」の現状について、どのように押さえていられるか。

2点目は、「お元気ですか訪問」の内容、実施状況についてであります。

3点目は、現在、幕別町が進めております住民参加のまちづくり「協働のまちづくり支援事業」の中で、こういった取り組みの実施を行って、対策の強化はできないものか。そう考え、以上の点についてお尋ねするものであります。

以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新年度予算編成に当たってであります。

先の行政報告でも申し上げましたように、国は「税源移譲・補助金削減・地方交付税の見直し」を同時に進める三位一体の改革や平成19年度の国の予算編成を前に、経済運営と予算編成の指針となる「骨太の方針2006」を示したところでありますが、新型地方交付税の内容など詳細については不透明な部分が多く、実態の把握に苦慮している状況にあります。

新年度予算は、骨格予算となりますが、今後示される地方財政計画などの内容把握に努め、継続事業などを中心に肉付けをしてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、町民の暮らし全体を支える手立てが必要、現状の認識と予算にどう反映させるのかについてであります。ご質問の要旨にもありましたように、平成17年・18年と行われた税制改正や各種制度改正により、国民の負担が増え生活に影響を及ぼしてきていることにつきましては認識を同じくするところでありますが、これも国全体の施策や制度を通して国民全体の中における、「受益

と負担の観点」から改正が行われたものと考えております。

町民の暮らし全体を支える手立てが必要とのことでありますが、私といたしましても、今年度の国民健康保険税の見直しを例におきましてもそうでありますが、町民の皆さんの負担が極力増えないような視点で見直しを行うことなど心がけてきたところでもあります。これからも町民全体の公平の原則に立つとともに、町民の負担が極端に増え生活に影響を及ぼすことのないよう、努めてまいりたいと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、非常に厳しい財政状況にありますので、支える手立てとしては、今何ができるのかといったことも、今後、さらに検討をしてみなければならないものというふうに思っておりますけれども、厳しい状況にあって、難しい現状にあるものというふうにも思っているところでもあります。

ご質問の2点目、魅力ある町にどう取り組むのかについてであります。町民の皆さんのニーズも時代の変化とともに、常に変化をし、多種多様化そして高度化しているのが現状であります。そうした町民の皆さんのニーズを捕らえながら、魅力あるまちづくりに全力で取り組んでいるところでもあります。

現在は忠類村との合併協議の中で、町民の皆さんとつくり上げた「新町まちづくり計画」を基本に、町の課題解決に向けて優先度の高い課題から取り組んでいるところでもあります。

また、現在策定作業を進めております「第5期総合計画」の中で、多くの町民の皆さんから頂いておりますご意見やご提言を総合計画の中で整理を行い、優先度の高いものから事業化に向けて、取り組みを進めていくことが魅力あるまちづくりにもつなげるものと考えているところでもあります。

常に町民の皆さんの声に耳を傾けることが大切なことだろうと考え、その姿勢はこれからも変わるものではありません。

次にご質問の3点目、両町の優れた政策を全町に広げる努力と均衡ある政策の推進についてであります。現在取り進められております事務事業につきましては、合併協議におきまして、両町のそれぞれの施策の違いについて協議をし、財政的視点や各種制度からの均衡などを十分に検討し、合意を見てきたところでもありますことを、まずもってご理解を頂きたいというふうに思います。

両町の優れた施策には、それぞれの町の地域性や経過があり、総てを統一化することの難しさもありました。また、一つの町となりますと産業構成や人口の構成などによって、不公平感や理解が得られない部分も生じることも考えなければならないといったことから、大変私どもも苦悩があったことも事実であります。

私は、今年度の執行方針の中でも「一体感の醸成と地域の均衡ある発展」を申し上げました。

この思いは今も変わるものではなく、今後も大切にしていまいりたいというふうに考えているところでもあります。

ご質問の4点目、国の地方財政削減の中止を求め、財源を確保する手立てをとのご質問ですが、これまでも北海道町村会あるいは全国町村会の一員として、国に対しまして地方財政の確立について要望活動を共に行ってまいりました。

また、4月に行われました北海道町村会の定期総会におきまして「地方分権の推進と町村税財政基盤の確立」を含む11項目の緊急決議を行い、6月には「地方自治危機突破決起大会」が全国規模で開催され、合わせて国に対して緊急要請活動を展開したところでもあります。

さらに、その後10月の20日でしたでしょうか、地方分権推進北海道総決起大会が札幌市で開かれました。

交付税の総額確保などを求めているPRを行ったところでもあります。

いずれにいたしましても、引き続き、これら財源確保に向けて、国に向けての要望活動を強めていきたいというふうに思っております。

また、財源の確保につきましては、行政改革等をはじめ、いろんなご提言を頂く中で、さらに努力をしてみまいりたいというふうに思っております。

次に、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりをとのご質問であります。

近年、少子高齢化の進展に伴い、一人暮らしの老人や老人夫婦のみの世帯が増えております。都会では孤独死が深刻な問題となっているところでもあります。

1点目の孤独死の現状についてであります。孤独死に対しては法的には明確な定義はなく、統計はありませんけれども、幕別町においては、平成18年に入りまして、死後数日たって発見された方が1名おられたというふうにお聞きをいたしております。

2点目の、お元気ですか訪問の実施状況についてであります。この事業は、65歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、自宅を訪問し、安否確認を行うとともに、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図るもので、2週間に1回程度の訪問をするということであります。

11月末の時点では71名の方が利用されている状況となっております。

本町は、「お元気ですか訪問」のほかに、食事を利用者の注文に応じて自宅まで配達するとともに、利用者の安否確認を行う「食の自立支援サービス」や緊急通報用電話機を利用者の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行う「緊急通報システム」等の事業を実施いたしており、こういった事業を通じて高齢者を見守るとともに、民生委員の訪問活動や老人クラブで行っております「友愛活動」、これは、一人暮らしの高齢者を定期的に訪問し、話し相手になることによって暮らしの助けや見守りをする活動であります。これらの活動と連携を図り、高齢者が孤独死といわれるようなことが起こらないよう、安心して暮らせるまちづくりに進めてまいりたいというふうを考えております。

3点目の、「協働のまちづくり支援事業」での取組実施など対策の強化についてであります。昨年度から本格的にスタートいたしました協働のまちづくり支援事業につきましては、現在21事業を支援の対象といたしております。

この中で、直接、高齢者の方々に関わる事業といたしましては、雪かき支援があり、また、防災活動支援事業の地域防災計画の策定におきましても、高齢者世帯の把握と災害時におけるこれらの方々への対応が盛り込まれているところであります。

支援事業のメニューの拡大につきましては、今後とも順次進めていきたいというふうに思っております。多くの方々からご意見を、あるいはご提言を頂きますとともに、先進地等の事例の調査や研究に努め、積極的にメニューの拡大を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） まず1点目の暮らしが困難な世帯が広がっているという点での再質問ですが、困難な状況については、町長の認識も同じくされるということでお答えいただいておりますので、それを打開する手立てを何とかしてほしいという思いに尽きるのですけれども、貧困の格差社会というふうに言われておまして、これはもう、随分それは長い期間になってきていますけれども、格差というよりは、幕別町の場合にはといいますか、地方の場合には、貧困の広がりというふうには、私どもは押さえて差し付けないのではないかとこのように思うのですよね。

それで、質問の1点目で申し上げました町民の所得の現状が年収300万円以下の方たちが6割を超え、年金では148万円以下の方が7割を超えているという状況は、これははじめて押さえた数字でありまして、こういうのは経年で見ていかなければわからない面がありますから、どんな形で貧困が進んできたのかというのは、これだけの数字では押さえられないのですけれども、しかし、一般的な国民全体の所得の平均が480万と言われるようなときにおいて、この数字は大変厳しいものがあるというふうには押さえるわけです。

それで、問題なのは、こういった厳しい生活状況が町民全体に進行している中で、実際に打たれてきている手立ては様々な町も工夫を凝らしてやってきているところなのですが、考え方として、今、町長が述べられましたけれども、受益と負担の観点とおっしゃいました。これはずっと受益者負担の責任という形で、これまでも述べられてきたことでもありますし、この後に制度維持のためにというこ

とも随分言われてきたのだと思うのですよね。私はこの受益者負担の観点というのは否定するものではありません。利用するということについては、それなりの負担が伴うというのは当然生まれてくると思います。ただ、ここにもう一つ、能力に応じての負担という、その応能負担という原則が加わらなければ、制度そのものも、制度は維持しても利用できないという現状を解決できないのではないかというふうに思うのです。

これは政策の中でどうつくるかということでありますから、税そのもののことを論ずるつもりはありませんが、いろんな政策で、受益者負担の原則という形で、利用料や何かがたくさん制定されると。その制定される金額が、応能、いわゆる自分の支払いの担税能力と言われてきますが、その限度を超えているかどうか。そこを見極めながら、政策を打っていかないと、悲惨な状況というのが拡大していくというふうに考えるのですね。

そこで、伺いましたのですが、その負担能力の限度というところを、どこで見極めるかということが大事だと思うのです。私は、憲法に保証された生きる権利でありますから、その生きるために最低必要な財政、お金、これは保証されなければならない。その金額が幾らかというのは、いろいろ矛盾はありますが、今、測れる物差しは生活保護基準だと思うのです。その生活保護基準に照らしてみても、今のその料金の設定の在り方や課税がどうであるかということ、理事者側としてはやはり判断していく必要があると思うのですよね。

そういう点の考え方をまず伺いたいですし、それから、今、幕別町の生活保護基準がどうなっていて、それでそれを下回る収入の状況の中に課税されてきている、あるいは負担が増えてきている現状をまず押さえていただけるかどうか。そのことについても伺います。

それと、まちづくりの在り方の中で、私は魅力あるまちづくりの点においても、これは総合計画の中で、これから練り上げていかれるということでありますから、この総合計画の策定に当たっては、昨日から各議員の皆さんが、それぞれ町民の意見の反映を求められておりましたので、私もそれに同じ思いを持つ者でありまして、そのようにやっていただきたいと思うのですが、特に1回目の質問で申し上げました農業の振興、これはもう基幹産業は農業ですから、これを外しては、魅力あるまちづくりということはもうあり得ないだろうという、その一つの思いから申し上げました。それから、観光ですとか、商工の部分については、遅れている部分というふうに押さえております。これも前日の質問の中にもありましたので、他町との比較も含めてですが、商店街の活性化などもしっかりとやってもらわなければならないというふうに思います。

それから、福祉であるとか少子化支援であるとかというのは、少子化支援というのも、このところ新たに事業を開設するというのもありまして、進んできたというふうには思いますが、決して他町よりは先駆けてはいなかったのではないかなというふうに思ひまして書きました。また、福祉は生きる支えとなる大事な部門ですから、力を入れていただきたい。

こういう思いがあって、項目を入れてお尋ねしたわけですが、いかがでしょうか。

それと、忠類との格差をなくしてやっていただきたいということなのですけれども、町長がおっしゃるように、合併を成就するときに、様々な困難があつて整理をされてきたと。確かにそうだと思うのです。それぞれ違った歴史を持つ町が一つになるわけですから、ここにはいろんなひずみも生まれたでしょうし、お互いに我慢された面もあったでしょうし、そういう中で合併という形になったということは、私も認めております。

ただ、町長は今お答えの中で、そういうふうにしてきて合併したのだから、まずもってご理解いただきたいと。つまり、そのままいきたいということなのだろうと思うのですけれども、私は考え方として、成就是成就として、そこで一つの成果を見たわけですから、今度は町民の要望に応じて、どういうふうに次のまちづくりを進めていくのかということが大事だと思うのですね。

そういうことを考えた場合に、これも度々議会の中で、これまでの忠類のこんな行っていた制度を残してほしいのだ。具体的に言えば、乳幼児の医療費の6歳までの無料化であるとか、あるいは介護保険料の減免であるとか、上下水道に対しての助成などもありました。これも合併と同時になくなっ

たわけですけれども、大きな予算を要しなくても、あるいは国の制度の変更などによっても実現ができていく可能性も持つものも含まれているわけですよ。そういうふうに見た場合に、こういったものは、合意をみたらご理解を頂きたいというのではなくて、新しい町民の要望として受け止めていただいて、政策の実現に向かっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、財政問題であります。これは非常に、精力的に10月2日にも行われたということでもありますので、頑張っただけというふうには思いません。そうであっても、今の国のその姿勢というのは非常に厳しくて、新型交付税が導入された場合の現時点での比較表なども、先日、新聞報道されておりましたけれども、これまでの町のそれぞれの個々の状況が反映された計算の仕方ではなくて、もう面積と人口でいきなり出していきような報道もされているとことです。こんなことをされてしまいますと、地方にとっては本当にやっていけなくなる。

今、住民の方たちからは、一番、幕別は夕張のようにならないかというようなことを、これは内容を全部把握しているという意味ではないですが、ここの部分がクローズアップされているだけに心配されています。地方の現状というのは、夕張は特殊事情があったにしろ、その交付税に対する国の考え方は同じでありますから、似たような状況があります。そうすると、こういった国の地方の切り捨てをやめさせていく方向をきちっと堅持していかない限り、町としても大変な状況から脱せない、町民の心配も尽きないということになりますので、伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご質問を頂いたわけでありましてけれども、まず、いわゆる格差によるいわゆる税負担、あるいは使用料等の大きな負担がかかってきている。しかもその所得が、あるいは生活保護基準以下の方々にもそういった負担がかかっていると。あるいは所得を抑えているか、恐らくちょっと税務の方では、何世帯が生活保護基準以下というような押さえ方はちょっとしていないと思えますけれども、それを押さえるとなると、1戸1戸全部調べて世帯数までいかないと、基準と比較はできないのだろーと思えますけれども、ただ、私は先ほども申し上げましたように、非常に年金ですとか、いわゆる所得が伸びない中で、新たな負担がどんどん増えているところが、今一番大きな問題でなかろうかというふうに思っております。

ただ、もう一つ言えることは、その負担、あるいは医療費の改正にしても介護保険の改正にしても、障害者の自立支援法にしてもそうですけれども、国のその大きなこの中での改正ということで、それでは地方が、町村が、その改正を無視して町村独自で新たな制度を設けられるかとなると、なかなかこれまた現実には難しいのだろーというふうに思いますし、難しいというよりはでき得ないのだろーと。

せいぜい何回かご質問いただいておりますように、減免ですとか、そういう制度を設ける中で、幾らかでも負担を減らしてくということぐらいが、町村で今やれるのかなと。

ですから、先ほどちょっと一例で国保の話をしましたけれども、国民健康保険税もほとんどの自治体が赤字でいるのに、なかなか国の負担は増えない。しかし、そうかといって我々国保を運営する立場のものが赤字でずっといいのかということになると、これはまた責任上そうはならないのだろーと。そうすると、その負担は一般会計からの持ち出しがあったり、結果的には国保の加入者の皆さんの負担にお願いするというようなことで、私どもの立場としては非常に、何と言いますか、国の制度でどんどん改正が進んで、地方の負担が増えたり受益者の負担が増える。そして、住民の皆さんを町村が守っていく。その間に変わって、いろんな面の難しさがある。

なかなか我々もましてや財源に余裕がない中で、なかなか期待に応えられない部分があつて申し訳ないという気はするわけですが、そうかといって、町の負担は一切上げない、下げていくというようなことができればいいのでしょうかけれども、難しい問題だということ、先ほどの答弁にも申し上げたつもりであります。

それから、魅力あるまちづくり。もちろん、農業振興、観光、商工、そのとおりだと思います。あるいは、少子化対策や福祉対策、それぞれが私は大事な仕事であり、町としては欠かすことのできないものだ。どれが優先つけて1番で、どれが2番だなんていうことは、なかなか私としては言えな

い。いずれも大切な仕事であり、住民の皆さんそれぞれが要求の強いものだろうというふうに思っています。ただ、これも当然のことながら、限られた財源の中で進めていくわけでありますから、それらの一つでも二つでも応えられるように、住民の皆さんの要望に応えられるように頑張っていかなければならないだろうというふうに思っております。

そして、農業振興の部分に関しては、これもかなりな分、国の影響と申しますか、国の施策によって町村負担も農家の方々の負担、あるいは農家の方々の経営にも大きく響くような状況が、今、続いているだろうというふうに思っております。

これらについては、昨日のお話にもありましたけれども、やはり、国に対する道町村会、十勝町村会、それらも含められた中で、何とか農業者を守るといような運動を、さらに強めていくことが大事なのだろうというふうに思っておりますし、少子化対策、昨日の答弁もさせていただきましたけれども、町としてはこれからもできる限りのことはやっていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり、これも大きなところでは、やっぱり国の施策なのだろうというふうには思いますけれども、おかげさまで保育所を新しくさせていただきますので、その中で、一時保育や、あるいは子育て支援センターの充実を図っていきたいというふうに思っているところであります。

それから、忠類との施策のことでもありますけれども、ご理解を頂きたいと言ったのは、合併の論議の中でも当然のことながら、忠類地域の皆さんにとっては、今までの制度が、合併することによってなくなる。減免制度がなくなったり、負担が増えるということは、大変な問題なのだろうと思っておりますし、私どもも、ただそれを受けて、忠類地区だけをそのまま継続していくということが本当にいいものなのか。少なくとも、先ほど来申し上げていますように、一つの町としてこれから進んでいくわけですから、何とか一つの町としてやれるものはやっていこうと。あるいは、大変申し訳ないですけども、ひとつ、今までやってきた中でも、ご理解を頂く中で、幕別の町の中でやっていく以上、難しい問題もあるので、ご理解を頂きたいといようなことで、減免制度なんかについては、なくなったといいか、廃止になった部分があるのだろうというふうに思います。

これはいろいろな形態もありますから、必ずしも忠類でやってきたこと全てが幕別へ広げて、幕別の住民まで広げることによって、町の負担が相当増えていくといような問題も当然出てくるわけでありまして、そういったことも何とかご理解を頂いて、合併の論議の中では、一応の合意を得たといような状況であります。

それから、国の姿勢でありますけれども、新型交付税も全くわかりませんし、最初、人口と面積だけで交付税を新たに決めるといったときには、単なる町の面積が大きければ交付税が増えるといことではないといふに、私どもも聞いていたわけでありまして、面積が大きくても、結局人口が集中している地区がどの程度あるのだといようなことも含めて、この交付税が算定されるのでないかと言っていましたけれども、今朝のテレビでも言っていましたけれども、どこもただそれぞれが試算しているのは、なかなか根拠のない中での試算で、十勝でも、名前を挙げては怒られますけれども、足寄町が8,000万も増えるのに、幕別は一千何百万減るのだといような試算が出ていましたけれども。こちら辺は、まさにこれからどういふうになっていくか。地方財政対策なんかが出た段階で、さらに詳細な資料が出てくるのだろうといふに思っております。

ただ、今日の新聞にも出ていましたが、今一番つらいのは、国は非常に税収が伸びておりまして、6兆円から7兆円、いわゆる税収が伸びると。そうすると、大体法人税、酒税、所得税、あるいはたばこ税、消費税、これらの約平均すると30%ぐらいが地方交付税特会には入るのですけれども、7億増えれば2兆1,000億、交付税会計が増えるのですけれども、それを今、国は法定税率を改正して増やさないでいきたいとい財務省からの声が出ているといことで、これは黙っていて、本来、決まっているものですから、黙って増えるやつを、もう地方が裕福で国が困っているのだからといようなことが、今言われておりました。この辺の決着が今、年末に向けて一番地方財政対策では最大の課題だといふに言われておられます。何とか私どもがこれらについても、もともとの地方の財源だといことを、さらに強くアピールしながら確保していきたいといふなことで、引き続き、財政問題につ

いては、国に財源確保の要求をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 暮らしの問題であります。一戸一戸の所得を押さえて、税務でも押さえていないのだということですが、これから政策を打っていく場合の基本的な考え方として、全体で押さえるというのはなかなか難しいかもしれませんが、一つひとつ、もちろん国保会計あるいは水道、介護保険、それぞれそうですが、それぞれの所得状況に応じて、その収入を基礎に、料金だとか税額が決まっていますよね。

当然、そこでは、その収入の状況や生活実態というのが見えてくるわけですから、生保基準以下のところでもかかってくる料金はもちろんかかってくるわけですから。そういう比較をしていくと、担税能力がないところにもこれだけ賦課されているなどというのが見えてくるのではないかというふうに思うのですよね。そういう町民の収入の状況を、しっかりと押さえた上で手立てをとる。また、そういう手立てをとらないと、税収の伸びというの、収入の伸びというのもないと思うのです。所得の状況を掌握していろんな手立てとっていくわけですからね。ですから、そういうその考え方をもってやる。

ここでは滞納に対する徴収強化にも一言触れたのですが、よく議会でのやりとりでも、立派な家を持っていて、あるいは、いい車に乗っていて、それでも払わないのだと。駄目なのだという。もちろんそういう状況だったら駄目ですよ。だけれども、それが本当に生活状況としてどうなのかというところまでやっぱり知りたいです。本当にそういう状況が、きちっと収入の状況だとかというのが把握された中で、それらももっともっと根拠をもって徴収をする。あるいは押さえるということにもつながっていくと思うので、そういった財政的な裏づけというものを押さえる努力も必要ではないでしょうか。

それと、町長はせいぜい減免ぐらいというふうにおっしゃいましたけれども、私はこの減免が非常に大事だと思うのですよね。だから、本当に国の大きな政策の中で、地方に対するどんどん負担を増やしていく。町長は今、新聞の話をされましたけど、私は今朝のテレビで国保の資格証明書の問題が、朝の番組で取り上げられておまして、これも本当にひどい状況でありまして、いつも怒りを持つのは、結局地方のせいにするのですよね。制度は国でつくっておきながら、地方が何とかしなさいというようなところに、登場者が来て言うわけですけど、ここに困難さもあるのですけれども、しかし、現実に生きている町民でありますから、このせいぜい減免制度ぐらいというこのところを、本当に大事にさせていただいて、手立てをとってもらいたい。

それで、もちろん収入がなかったらやっていけません。私は、もう一つの予算の組立ての一つとして、国全体からの交付税とかは削減されておりますが、いつも制度改正によって、新たに生まれてくる収入というの、必ずついてくると思います。それをそういった減免や何かに生かすという考え方も大事ではないかと。だから、財源があって手立てをとる。こういうことになるかと思いますが、その点も伺いたいと思います。

それと、産業の振興など魅力あるまちづくりについては、わかりました。

旧忠類村との問題であります。誤解を与えてはいないとは思いますが、全てを生かしてくださいというふうには申し上げておりません。今、特に要望の強いところだけ、3点について、2回目の質問でお話しさせていただきましたけれども、その都度、やはり住民の要望に応じていただくということ以外にはないのではないかなというふうに思うのですよね。

もう一つ、こんなものもあるのです。均衡あるまちづくりということですから、そういったその忠類村の良かった制度、うちの町の、幕別の良かった制度の財源で可能なもの、要望の強いものをきちっと生かして復活させてほしいというのが一つですね。復活はその町だけではなくて、全町に広げてほしい。

もう一つ、これは本当に町民の声ですから、大変小さなことなのですが、逆に差があったまま動いている施策があると。例えば、今回、新聞に除雪の出動の雪の降る、忠類は8センチ、うちの

町は10センチというのが出たのですよね。こういったことについても、やっぱり町民の方たち大変敏感で、同じ町になったのなら、やっぱりそこも同じ基準でないのですかっていうのもあるわけです。

だから、両面きちっと生かすということと、それから、全体の均衡を図る。ここが大事ではないかというふうに思います。

公衆電話の公共施設の取り外しも忠類だけというのがあって、もとに戻ったのだなんていうことも聞かれておまして、こんなこともやっぱりその一環ではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得の状況を把握するということは大事なことだというふうなことを、今、おっしゃいました。確かにそういう面の必要性もあると思いますけども。

所得が影響してくるものといいますと、住宅料ですとか保険税なんか当然所得がもとになって、税あるは使用料が決まるわけですけども、水道料なんかは逆に所得ではなくて、いわゆる利用によって決まっているというようなことで、ただ、所得を把握するので難しいのは、年金だけのお暮らしをしていらっしゃる方がいる。それでは、年間120万しかないのだということで、それが本当の所得で終わるのか。これが現実には、これはほかにもあるかもしれませんが、仕送りですとか、いろんなものがある。ところが、生活保護へいきますとここまでいくのですね。預金が幾らあるのですとか、息子さんはどうしているのですか。そして、それを掴んで、生活保護に該当するかどうか。

でも、我々はそういうことをもちろんする権利もないし、そこまではできないので、今、中橋議員さんが言われるように、年間にこれだけの年金をもらっています。それに対して介護保険料が幾らですというような計算をするので、この辺の所得の把握ということ自体も大変難しいものがあるのかなと。一律的な所得というのは、把握はできるのだろうというふうに思いますけれども、極端なことを言うと1,000万も2,000万も土地を売った金がどんと積んであったりして、持っている人が年金では120万しかないとかという、これは極端な例かもしれませんが、そういったことがあって、なかなかこの所得の把握ということも大変難しい問題かなというふうにも思っておりますけども、おっしゃる意味は私も理解できます。できる限り、そういう少ない人が多くの負担にならないようにということだろうというふうに思いますし、把握をしておくことが、いろんな制度の改正等にもつながっていくのだろうというふうに思っております。

それから、財源が増えた分を減免にといいますか、財源が増えた分というのは、ほとんどはあり得ないし、増えた分というのは、例えば、交付税が減ったから、その分はほかの分で補いますよというようなことの増えた分というのはあるのかもしれませんが、今までの交付税がそのまま、さらに国からの補助金や何かが増えたということは、まず、今の三位一体の改革の中では考えられないのではないかなというふうに思います。是非、増える方が私どもにとっては有り難いわけですから、そうあってほしいとは思いますが、なかなか現状は厳しいのではないかなというふうに思います。

それと、減免、忠類村で今までやっていた、例えば、水道料の減免ですとかいろんな減免があったわけでありまして、それほど確かに忠類の皆さんには申し訳ない気がするのですが、それを幕別まで全部広げるとなると、また、かなりな範囲に対象者も増えてくるのだろうというようなこともあります。そのことが、また今言う財源確保にも影響してくるだろうというようなことで、忠類地域でやっていたせいかくのそういった良いところが生かされないというご批判はあるのでしょうか、これは何とかご理解をいただければとしか、私の立場では、今の段階では申し上げられないわけですけども、引き続き、さらなるいい方法があれば、また検討はしていかなければならないというふうに思いますし、除雪の話も確かにそういうことになるでしょう。うちが8センチにすればそれで済むことなのでしょうけども、これも面白い話で、そうすると、北海道は、道道は15センチにならないと除雪しないだのということもありました。いつか怒られたこともあるのですけども、札内の駅前はいつになったら除雪に来るのだ、排雪に来るのだ。実はあそこは道道ですから土木現業所に電話していただきますと言ったら怒られるのですけども。ただ、そういうようなことで、なかなか難しい

課題というのはたくさんあるのだろうと思いますけども、ご指摘のありましたようなことを、実は、逐次改善できるものから頑張らせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 発言の途中で水を飲んだところがございますけれども、この際、13時まで休憩いたします。

12:05 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 所得掌握の面で、収入だけではなくて、仕送り等もあって、難しい面もあるのだというお答えでありましたけれども、当然、私は難しい面までのその調査の必要性ということについても判断のいるところだというふうに思いますので、まずは本人の所得、見える部分ですね。そこをきちっと掌握していただきたい。それも、それぞれの担当が、後の徴収業務などに当たるときにも、それを踏まえた上で取り組んでいただきたい。このように思います。

いつぞや、情報公開の面で、個人情報の中で難しい面もあるのだということも、確か、過去のご答弁であったと思います。私は、個人情報といいますか、公務員の守秘義務というのがありますよね。そこを照らしてどうなのか。公務員の守秘義務がある以上、そういうことはやはり可能であるというふうに認識しているのですけれども、それも踏まえて、そういう手立てをとる必要があると考えますから、まずお願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得の掌握、見える部分を掌握すべきだと。これは私もそのことについて、異議を唱えるものではありませんけど、ただ、税務課の資料としてあるものを、他の部署の者が行って、一律見る。これは公務員の守秘義務があるといいつつも、それは本来的には駄目だというのが原則でありますので、それはそれで別な手法によることしかならないのだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 可能な手法を講じていただいて、その実施を求めて質問は終わりたいと思います。

次に、孤独死の問題であります。

町長がおっしゃられましたように、定義が難しい、いろいろ読んでみましたら、孤立死というような書き方もあったり、その期間の問題、放置という言葉もちょっと失礼なのですが、その期間の問題などもあって、難しいということは私も同じ認識です。

ただ、現実には、こういう状況が起きている。私も正確に押さえているのは、多分、ここに書かれている1件と同じだと思うのですが、今年の1月15日に、札内の住宅で、1月15日から新聞が抜かれていないということがわかりまして、2月に入ってから、3日ですか、関係機関に連絡をして入ったら亡くなっていたと。恐らく2週間以上経過していたということ、ご近所の皆さんからの訴えで聞かせていただきました。

それで、やはり高齢者の増加傾向からいって、都会の問題というふうにしては、置き去りにはできないことだというふうに思います。これまで、お元気ですかの声掛けで、71人が利用されたということですが、昨年の決算では、確か20人台の利用でありました。

ここで、利用という表現がされているので、では、申請なのかという疑問が湧くわけですが、当然、事業の目的からいって、閉じこもりがちなる一人暮らしの高齢者に、顔を合わせてお話し、交流の機会を提供するというふうになっていますので、こちらから出向いていって、そういう状況を把握された上で出向いていって、事業を実施されてきていると思うのですけれども、もし違いがあれば、教えてください。

それと、この回数が2週間に1回程度。実際は2週間に1回訪問されていらっしゃるのでしょうか。

介護保険制度ができてから、なかなか保健師さんとお会いできる機会が少なくなっているというのが、町民の皆さんの声です。

これは、介護保険は全体の高齢者の約2割程度の利用ですから、残り8割の方たちがいらっしゃるわけですが、もちろんお元気で社会生活を営んでいらっしゃる方もいるのですが、そうでない方もいます。そういった埋もれたといいますか、引きこもりがちですから、当然表には出てこないわけですから、そういったところで事故が起きているわけですね。

それで、今回の、先ほどお話しした事例は、実は一人暮らしではなかったのですよね。ご夫婦で、二人とも80を超えたご夫婦だったのですけれども、たまたまその奥さんの方が入院されていたと。その間に旦那さんが亡くなってしまったということでもありますから、これも一人暮らしだけの限定の中ではこぼれてしまう対象であったなというふうに思うのです。

ですから、そういった状況も踏まえて、制度の見直しも含めながら、こういった事故の起こらないような対応が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 巡回相談の関係については、担当の方から話をさせたいと思いますけれども、孤独死にかかわっては、同じことだと思います。ただ、今もお話ありましたように、この方については、緊急通報システム、実はこれもつけていらした。持っていらした。それで、何回かその前にはそういう通報があって、こちらからもでかけて対応していたと。ですから、最後のお亡くなりになった事例は別にしても、そのときにはもうその通報装置を押すといいますか、システムを使うだけの力ない中で、亡くなったというような見方を、今されているようでありまして、奥さんが入院というようなこともあったのでしょけれども、そういった意味では、そう、もちろん多くあっては困りますけれども、稀なことだったのかなというふうには、実は思ってもいるところであります。

それから、保健師なんかの巡回もそうですけれども、中には、一人暮らしの高齢者、来ないでくれという方も実はいる。今、先ほどお話ししました老人クラブでせっかく友愛活動なんかいるのですけれども、うちは来ないでくれ、ほっといてくれ。こうなりますと、民生委員の活動もそうなのですけれども、なかなかせっかくどうかというふうに思いつつも、入り口で来ないでくれと言われると、そういったこともあって、申請していくところは、それは先ほど言われましたように、これはきっと温かく迎えてくれるのでしょけれども、そうでない人を掘り起こして、そして行くとなったときに、そういう問題も現実はまだあるというようなことを言われているわけですし、制度の見直し、あるいは保健師の活用というようなことも十分これは考えていかなければならないというふうに思いますけれども、現実そういったこともあるというようなことも、一つ認識もしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） お元気ですか訪問につきましては、介護保険を補完する事業の一環として実施しておりまして、介護保険を補完する事業につきましては、すべて申請によりまして、それを受け付けて実施しているような状況。

お元気ですか訪問については、2週間に一度ということで申請を受け付けた人に対して、行っているわけなのですが、それぞれ申請を受け付けますと、保健士がそのような状態なのかどうかを確認しまして、対象者の認定をしております。

ほかに、いきいきエンジョイ教室だとか、ほかにも介護保険事業、それぞれ申請によって行っているのですけれども、そのほかに、その方法的な周知方法につきましては、広報を通じて行っているほか、あるいは、老人クラブの中にもお知らせしたり、又は民生委員活動の中でもお話をさせていただいたりしまして、それぞれ申請を頂いている状況であります。

それと、あと、本年度4月から介護予防事業というのが始まりまして、町の方が介護予防のするために、保健師が中心になって、特定高齢者というのを把握しながら、そこの方を訪問しながら見つけていく方法だとか、あるいは、在宅介護支援センターというのを、札内寮とそれから社協の方に委託

しておりました、そちらの方も節目の状態、80歳のときと、それから75歳のときに把握する形で行ってありますが、そのような方法で高齢者の方の把握をしているところでございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 今の申請の方法ということであれば、先ほどのような事例を掘り起こして手立てをとるということは無理ですね。本人からの申し出はもちろんないわけですから。

都会的な現象ということもあって、帯広の状況などを聞いてみましたら、以前、うちの町がやっていたヤクルトを持っての訪問はまだ続いているのですね。毎日ではなくて1日おきと言っていましたけれども、そんな形で続けてきて、忠類もこれまでやっていられたのですね。

だから、別な手立てとして、こういう事業の中では救い切れないという状況があるのであれば、それ以外の手法も考えて、手立てをとっていかなかったら防げませんね。どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたヤクルトの一声運動ということで、実は古い話で、ずっと続けてきたのですが、これは今言うような新しい制度が出てきたのは、どのぐらい前なのでしょう。いつの間にかそれが変わってしまったという経緯はあるわけですが、これらについても、あくまでもやはり希望者ということでありまして、ですから、おっしゃるように、ヤクルトの声掛け運動あるいはほかの運動、あるいは、先ほどお話ありました、このあとに出てくるかもしれませんけども、協働のまちづくりによる地域の協力、そういった中で、声掛け運動をしていくことがやっぱり大事なのではないのかなというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） いろんな手法を網羅していただいて、地域の協働まちづくり運動のような形で広げているのが本別町の事例があるというふうに聞いております。

いずれにしても、いろんな町のそういった状況を掌握をしていただいて、政策に生かしていただくということが大事だと思ひまして、そのことを申し上げて終わらせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

次に、乾邦広議員の発言を許します。

乾邦広議員。

○17番（乾邦広） 通告に従ひまして、少子化・子育て支援対策について、質問をさせていただきます。

我が国における出生率低下による少子化の進行は非常に著しいものであります。人口減少は、労働人口や消費人口の減少による社会経済の低下を招くとともに、年金や健康保険制度など社会保障制度の崩壊を招きかねない重大な問題であります。本町議会においても、少子化問題については、同僚議員からの質問があったところで、何度か議論をされております。

町では、本年度より幾つかの少子化、子育て支援対策を新たに実施し、その強化を図ってきたところであります。しかし、我が国の人口は平成19年から減少に陥ると言われていたものが、予想を上回る速度で進行しており、昨年、明治32年に統計を取り始めて以来、はじめて減少に転じ、一昨年に比較して1万人減少したのが実態であります。

現在、本町では、人口増加の状況であり、出生者数も一定程度維持し、横ばい状態と伺っておりますが、いずれは人口減少に陥る恐れもあるのではないかと危惧するところであります。

そこで、少子化対策をさらに強化する必要があるのではないかと考え、以下の2点について、お伺いをいたします。

まず、はじめに、本年度、町が新たに実施した少子化、子育て施策のうち、乳幼児家庭へのゴミ袋購入費用の助成、妊婦健診助成、不妊治療費助成、また、保育時間の延長や子育て支援センター建設など、子育て支援にかかわる各種助成事業や延長保育利用者数などの実績について、具体的な成果を伺います。

次に、平成16年に国の実施した「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」の結果によりますと、経済的支援が必要と答えた方が最も多く、次いで、保育所の充実、出産、育児のための勤務体

制整備、仕事と育児両立の推進に取り組む事業所の支援を望んでいるとのことでもあります。

少子化対策には、地域や事業所と行政が一体となって、直接「子育て家庭を支援する施策」と「子育てをしやすい環境を整える施策」とがあると思われませんが、今後は後者の施策として、「保育所の民営化による保育内容の充実」や「事業所と協力して子育てをしながら働ける職場環境づくり」などにより一層進めていくことが重要であると私は考えておりますが、町長はさらなる少子化対策をどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員のご質問にお答えいたします。

少子化・子育て支援策のさらなる充実についてであります。

十勝管内をはじめ、多くの市町村が人口の減少に悩んでいる中、本町の人口はこれまでわずかながらではありますが、増加の傾向にありました。

しかしながらその内訳を見ますと、平成12年度から平成17年度までの5年間で、65歳以上の高齢者人口が976人増加しているのに対し、15歳未満の人口は170人減少している。いわゆる少子高齢化の現象が進んでいる状況にあるわけであります。

このため、ご質問にありますように、本年度より新たな少子化・子育て支援対策として、住民要望の強かった事業を中心にスタートいたしました。それらの具体的な実績と成果についてご説明をさせていただきます。

まず、2歳未満の児童のおられる方に対し、町指定のごみ袋購入費用を助成する「子育て生活支援事業」であります。平成18年11月末現在における対象児童数569人のうち、94.4%の537人がこれまでに交付決定を受け、合計助成金額は、231万7,000円となっております。

健康保険の適用外となっている妊娠から出産までの健診時に、10回、2万円を限度に費用を助成する「妊産婦健診費用の助成」は、4月1日から11月2日出産分まで123人が申請され、合計助成費用は172万4,000円となっております。

北海道の特定不妊治療助成事業に、町単独で5万円を上乗せする「不妊治療費の助成」は、これまでに1件の助成実績があり、さらにもう1件が現在北海道に申請中となっております。

また、常設保育所の保育終了時間を15分間延長し、午前7時30分から午後6時30分まで、最大で11時間の保育を可能としましたが、12月1日現在の合計在籍児童数448人のうち、午後6時以降の残児保育は、平均するとおよそ20人程度となっておりまして、率にいたしまして約4%の方がご利用いただいていることとなります。

これらの支援策に対し、町内の主婦から「将来には帯広市に住もうと考えたが、おむつ用ごみ袋の助成や妊産婦健診費用の助成などに取り組んでいただいたので、これからも幕別町でがんばっていきましょう」という内容の手紙も頂き、大変好評を得ているものだなと有り難く思っているところでもあります。

次に、2点目の「少子化対策について」であります。直接「子育て家庭を支援する施策」につきましては、今申し上げました各種支援策のほか、これまで実施しております3カ月児健診、7カ月児健診、1歳6カ月児及び3歳児健診などがあるわけではありますが、加えて、就学前の5歳児を対象とした健診を新たに行ってはどうかというふうに考えているところでもあります。

これは近年増加傾向にあります軽度の発達障害児等の児童に適切に対応していくことや、また、新たな施策として、高校受験や大学受験、就職などを控えた生徒を対象としたインフルエンザ予防接種の費用助成の実施などについても、検討してまいりたいというふうには思っているところでもあります。

また、そういった施策と並行して、「子育てをしやすい環境を整える施策」につきましても、十分にその必要性を認識いたしているところでもあります。

「保育所の民営化による保育内容の充実」につきましては、先の永井議員のご質問の中でもお答えしましたように、指定管理者制度の導入により民間の活力やノウハウを公の施設管理運営に生かし、経費の縮減を図る一方で、そうした財源をもとに保育内容の充実を図り、より一層のサービス向上に

つなげてまいりたいと考えております。

また、「事業所と協力して子育てをしながら働ける環境づくり」につきましては、従業員の出産や育児休暇制度を積極的に導入するなど、一定の要件を満たす町内の事業所に対し、奨励金を交付するなど、子育てをしやすい職場環境の整備を支援していくことも、今後は必要であろうと考えております。

国におきましても少子化を深刻な社会問題として捉え、本年度から出産手当の増額を行ったほか、児童手当制度の拡充を図り、支給対象年齢の引上げや所得制限額の引上げを行いました。来年度はさらに、少子化対策の柱である3歳未満の乳幼児を持つ世帯を対象に、現在の支給額を1.5倍から3倍に増やすといった案や、子育て支援に積極的な企業の法人税負担を軽減する子育て支援税制を創設する方向で調整に入ったというような情報も伝えられているところであります。

少子化対策は、今後においても引き続き重要な課題として位置付けをしており、行政のみだけではなく、地域や企業など社会全体が協力し、子育てがしやすい快適で住みよい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、乾議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広） 本年始めた事業につきましては、現在のところ順調に推移しており、一定の評価ができるものと思っております。今後も引き続き、経済的支援の充実に力を入れていただきたいと思います。

私、先ほど申し上げましたが、これからの施策としては、大事な子育てをしやすい環境を整えるという面についても、強化することは検討していかなければならないと思っております。例えば、保育所の保育内容の充実に関していえば、保育時間の延長は今年度実施したところでありますけれども、一時保育の実施については、次年度以降、実施すると伺っております。さらに、保育所を民営化して、充実させることも一つの方策ではないかと思っております。

昨日、同僚議員の答弁に、町長も答えておりますので、民営化についてはおおむね理解をさせていただいております。

十勝管内では、音更町では既に民営化を実施しております。当初、音更町でも民営化するには、住民の皆さま、最初は反対したように聞いておりますけれども、実際に実施しますと、大変保育所によっては英語や書道を教えたり、保育時間の延長をされたりなどして大変、今、好評を得ているというように聞いております。

民と官が競い合って、運営することによって、保育内容の充実がより一層進むのだろうと思っておりますので、なるべく早い時点で、保育所の民営化に取り組んでいただきたいと思います。

町長の再度のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子育てしやすい環境づくりは、子育て支援あるいは少子化対策においても、大変重要なことであろうというふうに認識をいたしているところであります。

お話にありましたように、今、さかえ保育所の建て替えが進められております。4月、新しい保育所が開設されましたら、子育て支援センターの充実、さらには一時保育に始めて取り組むわけですが、それらもさらに充実をさせて、利用をいただければというふうに思っております。

民営化の分については、それらも含め、昨日もお答えいたしましたけれども、一応平成20年度を目指して、どのような方向がとれるかを、指定管理者制度も含めた中で検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、また、そのときになりましたら、ご協力をいただければ有り難いものというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広） 今の答弁で、保育所関係については理解をさせていただきました。

最後にもう1点、子育てをしながら仕事を続けられる職場環境の整備ということで、伺いたいと思

います。

近年、少子化が進んでいる原因の一つには、女性の社会進出もあるといわれております。しかし、欧米諸国では、女性労働率が高い国は出生率も高く、仕事と出産、育児が両立できる環境ができていくからだと言われております。現在、出産後、一定期間育児休業をとることができるのは、わずかな企業に限られている状況であると思います。働き続けたくても働けないという状況であります。企業としても、仕事をよく知っている社員にいてほしいけれども、経営上、なかなか余裕がないので、雇い続けることは出来ないというのが実態であると思います。特に、中小企業になると、限られた資金、人員の中で厳しい経営を進めている状況であり、育児休業などは非常に難しいという状況ではないかと思っております。

このため、全国の自治体では出産後も働ける環境を整えるために、従業員の一時休業取得を奨励するなどの企業に対して、助成金の交付、経理資金の貸付けを行うなどの支援も行っております。富山県や福井県では、特に中小企業に対して支援を行っております。また、十勝管内でも帯広市が同様の事業を始めたと同様に伺っております。もちろん、財政規模など全く違うので、一概に比較はできませんが、今後、私たちの町としても、このような施策も検討する必要があるのではないかと考えますが、町長の見解を今一度伺いたいと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 企業にかかわっての支援策、これはお話がありましたように、帯広市が今スタートさせたということであります。

私ども、そういった状況を踏まえながら、実績等を見ながら、また、うちのうちでどの程度可能であるかと。それらを検討させていただいて、今後、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広） 今後は子育てしやすい環境を整えていくように力を入れていただきたいと思っております。

将来の幕別町を担う世代の誕生と、育成を切に願い、少子化、子育て支援策の強化をさらに進めていただきますことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、乾邦広議員の質問を終わります。

次に、助川順一議員の発言を許します。

助川順一議員。

○13番（助川順一） 通告に従いまして、次の2点について、質問をいたします。

集落営農・農地・水・環境保全向上対策について。

19年度より品目横断的経営安定対策が施行されますが、その一つの施策であります集落営農・農地・水・環境保全向上対策について伺います。

一つ、実施に向けての考え方について。

一つ、具体的な地域選定方法について。

一つ、地域への周知について。

次に、大きく2点目。

新年度予算編成方針について。

国による三位一体の改革、地方経済の不況等により、町財政は厳しい状況にありますが、収入の40%近く占める地方交付税も減少傾向にあり、この流れはしばらく続くと考えられます。

そんな状況での予算編成方針について伺います。

一つ、予算編成における優先順位について。

一つ、基金繰入れの考え方について。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 助川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農地・水・環境保全向上対策についてであります。

本事業は、平成19年度から実施される新たな施策でありまして、目的といたしましては地域振興政

策として、その基盤となる農地・水・環境の保全向上と農業の自然循環機能の維持・増進を図るというものであります。

国では、この施策と品目横断的経営安定対策とが車の両輪をなし、両施策の連携・整合を図りながら推進されることにより、担い手とその基盤が守られ、農業の持続的発展と、これを通じた食料安定供給、多面的機能の発揮が期待されるものとしております。

内容といたしましては、農業者が中心となった非営農者を含む組織が、この施策で定める資源の適切な保安全管理、いわゆる基礎部分並びに環境資源の向上や生産資源の向上についての活動、いわゆる誘導部分の活動を行うことに対して助成金を交付するというものであります。

ご質問の1点目の実施に向けての考え方についてであります。本町といたしましては、平成20年度からの取り組みを考えております。

この対策は、先ほど申し上げましたとおり、平成19年度からスタートする事業であります。今年度において実証実験が行われました。詳細な要綱などは未だに決定されていない状況であります。

平成19年度の地区採択要望につきましては、本年6月に行われたわけですが、その時点では概要程度しか公表されておらず、地域の皆さん方に責任ある説明が行えないために、新たな組織づくりができないだろうという判断をし、1年遅らせて平成20年度からの取り組みとしたところであります。

次に、地域への周知方法及び具体的な地域の選定方法についてであります。11月にこの事業の概要を載せたパンフレットを農村部の家庭を対象に全戸配布いたしております。

今後におきましては、来年、年明けて1月に明渠愛護組合役員及び農村部の公区役員の方を対象に説明会を開催させていただいて、この事業の内容を理解していただくとともに、地域の方の周知並びに実施に向けた検討をお願いしてまいりたいというふうに考えておりますが、地域で検討いただきたいのは、担当職員も出向きまして説明をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、町といたしましては地区数などを限定することは考えておりませんので、この事業を実施できる地域におきましては、来年の6月ごろになると思えますけれども、そのぐらいまでに活動組織を立ち上げていただくとともに、規約や活動計画を策定していただきまして、平成20年度地区採択要望を北海道に行つてまいりたいというふうに考えております。

次に、新年度の予算編成についてであります。

先の中橋議員のご質問にもお答え申し上げましたが、新年度予算編成につきましては、平成19年4月に地方統一選挙が予定されておりますことから、骨格予算編成となりますが、例年通りに予算編成方針並びに忠類村との合併協議におきましてまとめた「新町まちづくり計画」等を確認するとともに、職員一丸となって要求原案作成作業を行い、現在のところ、各課からの要求原案の取りまとめを行っている段階であります。

今後、年内のヒアリングを経て、編成作業が本格化いたしますのは、年明けからとなり、例年どおり2月中旬には予算原案を確定したいというふうに思っております。

しかしながら、予算編成における歳入の確保につきまして、国の三位一体の改革や、経済運営と予算編成の指針となる「骨太の方針2006」が示されておりますように、新型地方交付税の内容など詳細について、まだまだ不透明な部分が多く、実態の把握に苦慮している状況にあるわけであります。

このようなことから、平成19年度予算編成は、先に幕別町行政改革推進委員会から答申を頂きました「第3次幕別町行政改革大綱」に基づき、歳出全般においての見直しを行い、厳しい中にも、最小の経費で最大の効果を上げるという基本理念のもとに、町民福祉の向上、そして魅力あるまちづくりを目指し、町民の皆さんのニーズに対応できる予算編成となるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の1点目、予算編成における優先順位についてであります。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、産業振興から教育・福祉・環境問題、どれを取っても後回しにできる課題はないというふうに思います。

町民の皆さんから寄せられる課題に即対応をさせていただきたい。そんな思いで一杯ではありますが、先ほども申し上げましたように、大変厳しい財政状況であります。すべてに対応できないのも現状でありますけども、そうした中で、何を優先するのかわかると言われますと、やはり町民の皆さんの生活に密接した課題や緊急性の高い課題を優先的に取り組んでいくということになるのだろうというふうに思っております。

そうした中でも、先ほどもお話ありましたけれども、3月に完成し、4月にオープンする「札内さかえ保育所」を中心とした子育て支援、あるいは時代の要請でもありますことから、いわゆる福祉施策の充実、こういったことが挙げられるのであろうというふうに思っております。

また、これも前段申し上げましたけれども、産業面では国の農業政策が大きく変化する中であって、その政策の内容をしっかりと見極めながら、農業者の皆さんが困らないように、関係機関とも十分連携し、そして対応してまいりたいというふうに考えております。

さらに、ご案内のとおり、現在、町内では道道に係る立体交差事業が二つ実施されております。当然のことながら、この事業に伴って関連する道路整備、あるいは生活環境の整備といったことも、急がれるわけでありまして、これらにも十分意を用いてまいりたいというふうにも考えているところであります。

それから、ご質問の2点目の基金繰入れの考え方についてであります。これまでも予算編成に当たりましては、当然、極力基金の繰入れが行われないような中で予算編成をする。

これが当然であろうというふうに思うわけですが、昨今の、特に地方交付税の動きなどから、予算編成のする段階ではなかなか先が見えない。確定が見込めないといえますか、そうしたことから、どうしても歳入を固く見積もる。

そのために、逆に一部基金からの繰入れをもって、当初の財源調整をする。

そして、歳入が確定したときに、年末あるいは整理予算で基金をもとへ繰入れする、積み戻しをする。そんな手法をとって、今、この予算編成が進めているわけですが、こうしたことがなくなることが、やはり本来の予算編成であろうというふうに思っておりますけども、当分そのような状況が続くのかな。今のような状況が続くのかなというふうにも思っておりますけども、できる限り、そうした基金の取崩し、特に財政町政基金等の繰入れが行われないで、予算編成できるような状況を目指して、頑張っていかなければならないというふうに思っております。

骨格予算編成でもありますから、極力財源不足の対応としての基金取崩しということには行わないように、努めてはまいりたいというふうには考えているところでもあります。

以上で、助川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○13番（助川順一） 集落営農というか、農地・水・環境保全対策についてですけども、1年遅れるということで、この周知徹底、説明責任を持った説明ができかねるという理由でしたと思うんですけども、8市町ですとか、8町村は、先行発車していますよね。その部分はどういうことで始められたかわかっておられたら。

それと、もうちょっと詳しく、その1年遅らせた理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（本保証喜） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） この対策についてでございますけれども、この対策のお話を始めて聞いたのが、今年の1月に十勝支庁の方から、こういうような対策が実施されるであろうというふうなお話を聞いております。それで、その時点におきましては、畑について、10アール当たり1,200円払われるよとかということについては決まっておりました。ただ、当時、その1月時点で聞いていた中身では、もちろんこの対策の本旨であります農業者並びに非農業者の方が含んだ組織が、基礎部分並びに誘導部分のことをやっていくのですよと。基本的に委託なんていうのはあり得ませんというようなスタンスで話を聞いておりました。

それが、当然、北海道ですから、農業活動を行う機関というのも限定されますし、そういう時期に

当然、修理ですとか草刈もやらなければならないと。そういった中で、その農業者の方が本当にでは、そういう作業をできるのですかというような話が多分、北海道、東北辺りから国に対していったと思うのですけれども、それを受けて、4月ぐらいになりますと、当然、北海道とかになれば大きな明渠もありますので、人力や何かでできない部分については委託もいいですよというような形に変わってきております。

そういった流動的な細かな部分というのが非常に決まっておらず、それは現在も同じようなことでありまして、当時、4月時点でも当然、支援される額については1年で使い切りなさいと。例えば、相川地区で1,000ヘクタールの畑があるといたしましたら、1,200万円の助成金が交付されるわけですが、それは単年度で使い切りなさいと。そんなに額いらぬから、600万ぐらいにならないのかというような話もしておりましたが、それは、あくまでその面積に対して、交付単価が決まっているので、その額を交付するので、使い切りなさいというような話でありました。

それも今年の10月ぐらいですけれども、全国からいろいろな意見があったと思うのですけれども、それが、その額は減らせられないけれども、例えば、相川地区で1,000ヘクタールというのを、それを千住も入れて額は変えないと。結局は額を薄めるという形で、地方裁量というのを認めますというような形に変わってきたのも、それが今年の10月ぐらいというような形になっております。

そのようなわけで、いろいろまだ、本当は12月に私ども、先ほど町長申し上げましたように、説明会を開いて、地域の方々に説明したかったのですけれども、そういったかなり流動的な部分が余りにも多くて、また実証実験もやっておりますけれども、それに対する答え、方向性というのもまだ、国、道の方から示されていないというようなこともありまして、1年遅らさせていただいたというようなことになっております。

もう1点、8市町村が19年度着手ということで、要望しております。

実証実験、先ほど、町長が言っていましたけれども、十勝地区では鹿追町が実証実験をやっておりまして、鹿追については、実証実験もやっているということで、全町的な取り組みをしたいということで、19年度申込みをしているようであります。

そのほかに、地区数が多いのが、足寄町、更別村というふうには聞いておりますけれども、実際、ちょっと何地区申し込んでいるかは調べておりませんが、その他の町村につきましては、とりあえずモデル的に1地区ぐらい、どことは決まってないと思うのですけれども、やってみようということで、6月に要望の締切りというのがあったのですけれども、その時点で、地区もどこも決まっていなくても、とりあえず1地区ぐらい挙げておこうという形で進んでいるというふうに、私は理解している次第であります。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○13番（助川順一） 一応、事情の方は了解いたしました。

それで、次に、どっちにしても25%ですか。町の負担が4分の1ですね、いるということで、これは土地改良課も各地域の明渠排水の整備とかそういう予算を使っていますよね。あとは、これは農道の整備なんかにも、一応とりあえず対象になっているというお話ですから。そういうことで、財源の4分の1を新たに図らなければならないということでなくて、そういった今まで使っていた予算の範囲内でやるという考え方で、財源をまとめるという考え方をすれば、かなりの面積がカバーできるし、町の負担、25%で4倍の仕事ができると。そんなふうにも考えられるのですが、そういう調整はされているのでしょうか。

○議長（本保証喜） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） この対策は、ちょっと地区で区切ると話しが見えなくなるので、全町的な話をさせていただきますと、町内、畑が約1万6,000ヘクタール、草地で7,000ヘクタールほどございます。この対策、1ヘクタール当たり換算しますと、畑で1万2,000円、それから、草地で2,000円というような形になりますので、それを掛け算いたしますと約2億円程度のお金が、全町的に取り組むと交付されるということになります。それが25%、4分の1ですから、町は5,100万程度の負担に

なろうかと思うのですけれども、今おっしゃいましたとおり、町で単独施策としてやっている農地排水控除対策、明渠の土砂ざらいですね。

それですとか、それから、明渠愛護組合補助金、これは草刈等をやっていただいているところに、補助金を出しているわけなのですけど、それらについては、すべて移行できるのかなと思っておりません。そのほかに、ふるさと土づくり支援事業の中の、無理やりいけばその堆肥の切替えしの共同作業ですとか、それから丙乙の種が該当になるかどうかかわからないのですけれども、緑肥作物の種子の補助金だとかという理由をつければ、この中でも300万円ぐらいはいけるのかなというような気もしております。そのほかに、農協が事業主体でありますけれども、農地・排水向上対策支援事業の中の明渠等の重機借上料等の部分もまわせるかなと。

そういたしますと、1,500万程度については単独費で助成している部分が、農地・水の方に移行できるのかなというふうには考えております。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○13番（助川順一） 今、ちょっと土木の関係のお話も聞いたのですけども、地域にいけば、町道というのはほとんどが使われ方としては農道ですよね。そういった部分の整備には、例えば、草刈とかそういうのは、ある程度景観の問題ですので対象になると思うのですね。そういう部分ではどうなのでしょう。

○議長（本保証喜） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 町道、厳密に言うとこれは農業事業なので、市町村道をやるとまずいのかもかもしれませんが、砂利道の穴ぼこの補修程度についてはできると思います。それから、おっしゃいましたとおり、道路の法面等の草刈等については対象になります。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○13番（助川順一） そういったことで、なるべく財政の厳しい折ですので、そういった今、土地改良課長が言いましたように、1,500万、今まで使っていたお金を使えと。

あと、もう一つはやっぱり農道の関係ですね。まだはっきりはわかっていないと言っていましたけども、そういったこととか。

あとは沢とかいろんなところの排水関係、畑に入ってきますね。そういうところの整備とか、いろんな使い方ができると思うのですよね。

ただ、細かい要綱が決まっていないということですので、まだまだはっきりは言えないのだと思いますけども、そういったことで、町の負担を新たに財源を求めないでやれる範囲をなるべく増やすということで、多くの面積が対象になるような方法を考えていただきたいということで、この件の質問を終わります。

次に、新年度予算方針についてですが、これは先ほどの中橋議員の質問の中で、ほとんどの考え方というか、町長の考え方はお聞きしましたので、一つだけ、基金の繰入れについてもなるべく入れないと。これも本当にいざというときのためのものだと思いますので、まだまだ先に厳しい状況は多分予想されるのだと。そういうことで、本当に慎重な運用をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

それと、今、本当にこういう厳しい折ですので、行財政改革というのはもう本当に待ったなしの状況だと思います。そんなことで、自治法の改正もされて、そして、理事者の体制も本当に自治法で変わってきてしまう。我が町は合併という特殊状況もありますので、それなりの町民に理解は得られると思いますが、そういった理事者体制、また、議会の見直しもいずれは近い将来、まだまだ来ると。そんなことで、本当に特別職の人間が、まず範を示して、本当に職員の皆さんにも、いろんな意味で痛みを感じていただかなければならない状況だと思います。

本当に町民に対するサービス、特殊の面が本当になるべく影響を受けない状況で、行政活動を進めていく必要性を申し上げて、質問といたします。

○議長（本保証喜） 以上で、助川順一議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:52 休憩

14:05 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○25番（佐々木芳男） 議長も大分お疲れのご様子でございますので、もうしばらくお時間を頂きたいというふうに、ご辛抱願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、次の2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目は、「いじめ」防止対策と今後の教育行政の在り方についてであります。

平成14年、学校5日制の完全実施とともに、新学習指導要領が実施され、授業時数の削減、教育内容の厳選、総合的な学習時間の導入など、学校教育の在り方について、これまでの知識偏重型の積み込み教育から、児童生徒の成長全体に目を向けた、いわゆる「ゆとり教育」のもとで、「生きる力」の育成が求められ、児童生徒一人ひとりが個性豊かな感性を身につけ、より快適な生活を過ごすための教育環境が求められてきました。

幕別町第4期総合計画においても、まちづくりの基本姿勢として、すべての施策の中で、人づくりを基本に取り組むとあります。

人づくりの原点を、学校教育の中に定め、本町では、幕別町学校教育の基本方針として、次のように挙げてあります。

「ゆとり」のある教育のもと、子ども一人ひとりが豊かな心を持ちつつ自らの個性を發揮し、よりよい人間を目指して学び続けることができる力を身に付けるための家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割とお互いの理解と協力を深め、連携を図るよう努力すると明記しており、その基本方針を遂行すべく、町教育行政の指導のもと、確かな成果を上げていることは高く評価するところであります。

ところで、今、全国の学校現場や父母・教育関係者を震撼させる「いじめ」による自殺が大きな社会問題となっております。

ここで、我が国の今までの少年非行の歴史的背景と、社会的要因について考えてみたいと思います。

戦後、少年非行、少年犯罪の第1のピークは、昭和26年、敗戦による社会混乱期に飢えと貧困によって生じたものであります。当時の青少年は、すべてが飢えの状態にあり、生きるための非行でありました。第2のピークは、昭和39年、東京オリンピックの年であります。もはや戦後ではないとの宣言があり、神武景気、米の大豊作で20年代の飢えから完全に解放され、家庭電化時代が始まり、高校進学50%を超え、高校浪人が顕在化する中で、少年非行が増加したのであります。

貧しい社会の非行から豊かな社会へのもたらす非行へと転換し、いわゆる三無主義が活字になって表れ、無気力、無関心、無責任など、ある種の倦怠感が若者を蝕み、睡眠薬遊びなど、逃避的非行が目立ちました。中でも中流階層の子弟の非行が多くなったのであります。

昭和34年、東大、日大をはじめとした大学紛争、さらには高校紛争が起り、ゲバ棒、覆面、バリケード封鎖など、体制への反抗とあって、警察力の導入によって強行鎮圧されました。

第3のピークは、昭和50年代、物資の豊富な何不自由のない社会の中で、子供は荒れました。校内暴力、生徒間暴力、対教師暴力、授業妨害、障害恐喝、器物破損など、ムカつく、頭にくるなどと気晴らしの破壊暴力的兆候が表れました。

やがて、高校進学が95%の上昇と、有名校への進学が過熱化し、教育ママによる子供への過大評価、過大期待が高まり、中学校では内申書問題、偏差値の選別機能のみが肥大化する中で、甘やかしの家庭教育が子供をゆがめ、荒れる子供の促進要素となったのであります。万引き、喫煙、怠惰、頭髪、服装の乱れが多くなり、学校での校則強化による管理教育が横行しました。何を聞かれても反応を示

さない、「いや」、「別に」など、その場逃れの無機・無反応な形の子供たち。やがて、IT化社会の到来とともに、パソコン、携帯電話の普及とともに、人間関係が一層希薄となり、自己の内面にこもり、次第に陰湿化するなど、いじめや不登校の問題が発生したのであります。

このたびのいじめの問題も、このような歴史的な社会背景が生み出した要因とも無関係ではないと思います。

昨年9月、滝川小学校6年生の女兒が通い続けた小学校で、いじめを苦に自殺を図り、今年1月、女兒が亡くなるまで、学校や市教委がいじめを受けていたことを訴える遺書を1年以上も黙殺していたことが明らかになりました。

自殺当日「死んだら読んで」と書かれたいじめに対する遺書を残してあったにもかかわらず、「いじめ」による「自殺」であることを認めようとしなかった学校、対応策を取ろうとしなかった教育委員会のもたれあいの構造が、いじめがあとを絶たない温床であると厳しく糾弾されたのであります。

本町においても、これらいじめの問題を単に「対岸の火事」とせず、深刻に捉え対処すべきと考えます。いじめを未然に防止することが大事であります。問題が発生したときには、学校・町教委の連携を密に、父母・地域社会を含めて、悩みを広く共有し、理解に向かうことが、喫緊の課題であると考えますが、いかがでしょうか。

また、本町では、独自に毎月19日、「まくべつ教育の日」を設定していることから、以下の項目についてもあわせてお伺いをいたします。

次に、パークゴルフ場の運用と今後の方向性についてであります。

昭和58年、幕別町を発祥の地として誕生したパークゴルフも23年を経過し、いまや全国に約800以上のコースを数える勢いで普及し、その広がりには国内に止まらず、オーストラリア、中国、韓国、ブラジルなど海外での愛好者を広め、もはや国際的コミュニティスポーツとして普及しており、発祥の地幕別としては、より一層の普及・振興が求められるところであります。

こうした、発展途上にあるパークゴルフは、今や町民全ての人に愛好され、三世代交流の気軽なスポーツとしてはもちろん、高齢者の健康づくりに大きく貢献しているところであります。この幕別発祥のパークゴルフが町民スポーツとしてより一層発展していくためには、その管理運営が大きな課題であろうと思います。

本町には、大小13のゴルフ場があり、その管理運営には巨額の経費を注入しており、町財政の厳しい折り、町民からは厳しい声を耳にすることがあります。このようなことについて、町としての考えをお伺いいたします。

また、本町にはサーモンコースをはじめとして、13のパークゴルフコースがありますが、それぞれのコースが十分機能活用されているのか、その頻度によっては不要とされるものがあるやに聞きますが、いかがでしょうか。そろそろ発祥の地として、それぞれの特徴を生かしたコース設定も必要かと思いますが、いかがでしょうか。例えば、エルム公園コースは、巨大な樹木があり、木陰の中でプレイする場として、高齢者や体の不自由な方・子供に愛好利用されております。できれば、高齢者向きコースとして、また、小学校の課外活動の場として活用できる特色あるコースを位置づけ、整備することも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

私の方から、ご質問の2点目のパークゴルフ場の運用と今後の方向性について、お答えをさせていただきます。

はじめに、パークゴルフ場の管理経費についてであります。ご質問にもありましたとおり、昭和58年に本町で誕生いたしましたパークゴルフは、国内はもとより海外まで普及し、現在、その愛好者は100万人とも言われております。

本年9月には、国際パークゴルフ協会設立20周年の記念事業が開催されましたが、全国各地から800

名を超える愛好者がこの幕別町に集い、発祥の地において、改めてパークゴルフの楽しさを確認し合い、交流を深められたところでもあります。

ご承知のように、パークゴルフ発案の原点の一つは、既存の公園の有効活用であり、現在、本町にあります13のパークゴルフ場も既存の公園の利用、若しくは、公園の一部として造成したものであります。

パークゴルフ場の維持管理経費に対して町民から厳しいお声をお聞きしているとのことですが、パークゴルフ場の有料化につきましては、管内では半数近くの町村で既に実施しているところがありますが、パークゴルフの持つ効果、さらには発祥の地としての本町の責務、また、前段申し上げましたように、パークゴルフ場が公園の一部であること、管理人の配置などの費用対効果など、様々な視点から検討が必要であり、慎重に検討すべき課題として認識をいたしているところでもあります。

二つ目の不要なパークゴルフ場もあるのではとのことについてであります。公園の有効利用という観点から、多くの方に利用していただいている現状を見ますと、目的の一つは達成されているものと考えているところでもあります。

当面は、現在のパークゴルフ場を維持してまいりたいと考えておりますが、今後、利用者数の推移も見守りながら、減少が著しい場合等については、その廃止も含め、検討をしてみたいというふうにも思っております。

三つ目の特徴を生かしたコース設定についてであります。パークゴルフの原点は、お話ありましたように、三世代交流のコミュニティスポーツでありますことから、特定の年齢層を対象として意図的にコースを設定することは考えておりませんが、特徴を生かしてコースを設定することは、佐々木議員と意を同じくするところでもあります。

利用者や関係団体の皆さんなど広くご意見をお聞きする中、既存の条件を生かし、多くの皆さんが利用しやすいコースづくりにこれからも意を用いてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、佐々木議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 佐々木議員の通告書にありました質問項目に沿ってお答えをいたします。

はじめに、いじめ防止対策についてのご質問ですが、昨日のお二方の質問にもお答えをさせていただいたところではありますが、学校現場においては、観察、見守りによるいじめの早期発見に努めることや常に教師の毅然とした態度を生徒に示すこと。あるいは校内における支援体制を強化することなどが考えられております。

また、教育委員会としましては、学校との連携や相談体制の強化を図り、その手段を周知してまいります。併せて、アンケートなどの実態調査も実施してまいりたいと考えております。

次に、まくべつ教育の日についてであります。平成17年4月より「幕別町教育の日憲章」を定め、毎月19日を教育の日としており、学校においては「地域参観日」などの設定をしていただき、地域の目で学校を見守っていただくことや、学校行事を19日にあわせて開催するなどをしているところでもあります。

この教育の日の周知につきましては、「学校だより」に掲載し、保護者ばかりでなく地域でも回覧させていただいておりますが、児童生徒のいない家庭には周知されておらず、PRを強化するよう学校協議員の中学校区別ブロック会議でも指摘がありましたので、広報紙などで機会を見てPRしてまいりたいと考えております。

この教育の日の理念には、子供を中心に学校・地域・家庭が、やさしく、時には厳しく対応しながらその成長を見守ることとしており、それぞれの教育力が相乗効果を生むことを期待するものです。

そのため、学校現場はもとより、家庭でも教育を考える日、あるいは親子で話し合うなどのきっかけになればよいと考えております。

また、地域ではパトロールボランティアを申し出いただく地域が増えてきており、地域の教育力による見守りで児童生徒の安全を確保するとともに、通学路における挨拶や声かけなどで大人とのコ

コミュニケーションを図るための良い効果が期待されております。

加えて、地域子ども会の活動を側面から支援するため、教育委員会も調整役として連携を強化してまいります。これらに併せて各学校では教育の日を中心に、教職員のノー残業デーを設定し、部活なども休み、健康管理に努めてもらう日、あるいは一家庭人として家庭の教育力に力を発揮していただく日となればと願っております。

次に、少人数学級の実現についてであります。幕別町では「ゆとりいきいきパートナー事業」により教育活動指導助手を配置し、小学校の新1年生の30人以上の学級について、少人数学級を平成13年度から実施しております。

また、中学一年生で35人を超える学級について、「個に応じた英語教育支援事業」による教育活動指導助手を平成16年度から2カ年間配置をいたしました。

そうした中、現行では40人の学級編成基準であります。小学校1・2年生は平成17年度から。

中学校1年生は平成18年度から道費による教員の加配で35人学級を実現しております。

一方、教職員の人材確保や人件費の増加、あるいは校舎など施設の増築などの課題も多く、ほかの学年の学級編成基準の見直しは進んでおりません。

そのため市町村教育委員会連絡協議会などを通じながら、国・道に対し要請活動を続けてまいりたいと思います。

最後に、教育予算の拡充についてのご質問であります。現在の幕別町の財政状況が大変厳しいことは十分承知しております。

しかしながら、教育の重要性は言うまでもなく、多様化する教育ニーズに対応した予算の確保は最優先で行うことが必要であると考えております。各種事業の見直しや効率を考慮した経費の節減なども行いながら、最小限の経費で最大の効果を生むよう努力をしております。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） 先にパークゴルフ関係で再質問させていただきたいと思っております。

ただいま、町長からの説明がございました。その中身については、十分納得したわけでございますが、特に、今、幕別の周辺町村は有料化されているということから、この幕別、パークゴルフ発祥の地であるが故に、多くの方々がこの幕別に来てプレイをするということがなされておまして、非常に喜ばしいことだなというふうに思っております。

ただ、反面、無料化するが故にいろいろな問題が起こってきているのではないかなど。特に、愛好者の中には、今年の5月にオープンの日に関わらず何とか1日も早くあのパークゴルフ場に行ってプレイをしたいという意気込みを持って行ったところ、何と他団体500名近い団体が二手に分かれて、そのパークゴルフ場が占有されていたというようなことがございました。非常に怒りをあらわにして話されたことを印象的に残っております。

これは、使用してはいけないということではなくて、町民重視につくったこのパークゴルフ場が、こういった団体によって、優先的に使われることについて問題があるのではないかとこのことでございます。まず、こういったことについて、町としてはどんなふうに対応して、今後、どういうふうな方策を考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 500名の団体によるオープンの日の大会、私もちよっとお話を聞きました。その団体は、帯広市内の団体だというふうに聞きました。

大変町民の皆さんが迷惑したということですが、これは何か国際協会も絡んでいたやにちよっと聞いておりますけれども、このほかにも、例えば、日曜日なんか混雑するときに、十勝川温泉辺りからどっと団体でバスでかけつけてきてコースを占領してしまうというような問題があって、大変住民の皆さんにご迷惑をかけているということもありました。これは、十勝川関係の団体、これはいうなれば営利な団体であります。そういったことも含め、国際協会あるいは幕別町のパークゴ

ルフ協会などを通じながら、こうした団体なんかには、決して迷惑のかけないように、そしてまた、当然のことながら、団体利用については事前に申込みを頂いて、そして許可を得るようなことというように、私どもも行政の立場から、そういったことでお願いをしていかなければならないなというふうに思っておりますので、引き続き、そうした点にも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） そのことについては、何とかこれから解決の道があるかというふうに思いますが、この有料化について、私の調べたところによると、大体19町村の中で、ほとんど半分以上は有料化していると。特に、幕別周辺については、有料化しているために、先ほども申し上げましたように、他町村から利用される方が非常に多いということでした。

先ほど、町長からの説明の中で、そういったことについてもいろいろな管理上の問題があるけれども、将来的に考えているというふうなご意見がございました。将来的に、これらの有料化についての試算等を含めて、どの程度考えておられるのか。

私は余り有料化に賛成ではございませんけれども、そういったこともありますので、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 有料化については新しいようで古くからずっといろいろ協議が進めてきておりますし、議会でもいろいろなご意見を頂いているところであります。

これ、今、町内の年間利用者が30万人ぐらいだということ。一人300円いただくと、9,000万から1億になるのだという試算が本当に合っているのかどうか、ちょっと私も悩むのですが、仮にこれで管理経費や人員的配置、あるいは保険だとかいろんなそういったところに半分かかったとしても、それでは、5,000万一般財源で使えるのかな。

本当によだれが出るぐらい欲しいような財源でもあるわけですが、ただ、一方ではやはりせっかく幕別町が発祥の地で、パークゴルフができて、これだけ普及をしているのだと。何とか発祥の地だけでも無料で頑張っていくことが、幕別町の責務でないかという声もたくさんあるわけでありまして、私どもといたしましては、今まではそういう考えを前面に出して、コースの整備あるいはいろんな面での不備はあるのかもしれないけれども、無料であるということでのお許しを頂く中で、何とかパークゴルフの普及にということで、今日まできているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、そういう思い、有料化についての思いもありますし、意見についてもいろいろ聞かされておりますけれども、今しばしそういったことを含めながらの検討というようなことで、無料化で頑張らせていただければなと思っております。

ただ、厳しい財政状況の中で、そうした財源の確保が可能なものがあるのに放置しておくのかという厳しいご意見も当然あることも承知はしておりますけれども、ひとつパークゴルフが公園を利用したの、そして三世代のコミュニティスポーツであるということも踏まえながら、さらに協議をさせていただきたい。検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） よくわかります。ただ、パークゴルフも成人に達した。もう一人前です。

他の町村のパークゴルフ場も自由きままに、勝手に行動しております。

本町の大きな役割は、ある程度、目的を達したのではないかと。これからは、中身を充実する時代に入るのではないかと感じがいたします。

その一つに、無料化なるが故に、芝生の手入れが行き届いていないということが往々にして他町村から来た人からも言われるわけ。これは、安かろうということ、ただだからいいのではないかと。ことには、今の時代ではなかなかならないようなのです。恐らく町でも委託業者にそれぞれお願いをして、指導しながらできるだけすばらしい整備をしたいという、その気持ちでやっていることは確かだろうと思いますが、どうしてもそういう目で見られる可能性があるということで、やはり発祥

の地幕別、幕別に行ったらすばらしいパークゴルフ場があるそうで行ってみようかというような形に、もうそろそろ進めていってもいいのではないかなという感じもいたしますし、町民もそういったことを、恐らく期待しているのではないかと。

これについては、全コースすべてでそうあるべきだということは言うておりませんが、部分的に、例えば、大きいコース、公認コースについては、それくらいの手立てをやってもいいのではないかとという意見もちらほら聞いているところで、この件について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたように、コースの問題、せっかく発祥の地へ来たのだから、当然それなりのすばらしいコースでやると思ったのに、意外と、というような話も聞かれます。

決してお話がありましたように、無料だからコースが悪くてもいいなんいていう考えは毛頭ありませんけれども、それでも幾ら手入れを良くする。いろいろなことをやっても、何となく長く同じコースを使っていくと、そういうことにもなってくるのだろうかと思えますけれども、今は昔から見ると、週1回の休みを設けたり、春先、比較的早く秋なんかも終わらせて、養生に入っているのですけども、なかなか期待に応えられない部分もあるのかなというふうに思っています。

それともう一つ、私ども悩みの一つは、例えば、サーモンコースは昨年こそなかったですけど、過去2回ほど大雨で水につかると何日間か使えない。整備をすると1回に何百万かの経費がかかっていくというようなこともあって、果たしてこのままサーモンコースを継続していくことがどうか。存続の問題というようにことまで話し合われた経緯もあります。

さらに、先ほど、私は答弁で、当面、今の現状維持ということを申し上げましたけども、一時はやはり、新田コースですとか、明野ヶ丘公園の桜コースですか。こういったところは利用者も少ないのだから閉鎖してはどうかというような話も現実に出た経緯はありますけども、しかし、やはり一度コースを開設して、いまだに利用されている方がいるとなると、なかなかやめるということも難しい問題なのだろうというふうに思っております。

今、2,600万ほどだと思えますけれども、管理経費がかかっています。ただ、これはパークゴルフ場をやめたから、それではゼロになるかといったら、決してそうはならないわけであります。

もともと公園ですから、今でもパークゴルフ場で週何回か草刈が、2週か3週に1回というようなことにはなりますから、半分とか3分の1に減ることはあるかもしれませんが、そういった意味で、何とか願いとしては、喜んでいただけるようなコースづくりに精を出さなければならない。

かといって、なかなか有料化も難しい課題もある。あるいは、もう少し整理してはどうかという思いもありながらも、今言いましたように、現に利用者がいる中ではなかなか難しい。

大変苦慮する課題でもあろうと思っておりますけども、繰り返しになりますけども、引き続きいろいろな皆さんのご意見を頂く中で、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） パークゴルフのねらいであります楽しさを共有する。つまり、この三世代交流のスポーツとして、是非生かしていきたいと思えますし、今、言われた有料化についても、試算をしてみて、これから方向性を決めていってもいいのではないかとこのように思っています。

有料化については以上で終わりますが、一つ、特色あるコースづくりということですが、実は、エルクコースですね。あそこは先ほど申し上げましたように、巨木があって日陰があって、非常にそう広くもないし、我々高齢者にとっては最適な場所である。それから、特に体の不自由な方であるとか弱い方。それに小学校が近いものですから、前は小学生も大分来ていたのですが、最近は見えなくなりました。これらも、小学校の課外活動の場として生かせるようなゴルフ場にできないのか。

先ほど、使用が最近少なくなったという新田の森ですか。あそこら辺りも幕中あたりの生徒を大いに活用させる場として生かしていこうとすれば、もっともっと利用価値が出てくるのではないかとこのように感じもいたします。

そういったことを含めて、この何とか特色のあるパークゴルフ、幕別にはこういうところがあるぞ

というふうなゴルフ場が、もうそろそろ考えられてもいいのではないかとというふうに考えますが、この件について1点だけお伺いしておきます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問の趣旨はわかるわけでありませうけれども、先ほどもちょっと申し上げましたように、三世代交流のコミュニティスポーツというようなことからいくと、なかなかこのコースは小学生、高齢者向きのコースですよ。こちらは一般の人ですよ、こちらはレディース用ですよとかいうような分け方は現実には難しいのだらうと。いつでもどこでも誰もが同じところで一緒に交流する中で、パークゴルフを楽しんでいただくというのが、本来の目的だらうと思います。

ただ、そんな中でも、今、お話にありましたように、エルムコースなんかは昔から見るとかなり縮小されました。という意味では、木陰もあって涼しいというようなこともあるし、逆にかなりのレベルの高い人から見ると、あのコースは我々ではちょっともの足りないというような感じのする方もいらっしゃるのだらうと思いますから、そういった意味で、それぞれの特色を生かしたコースづくりということはこれからも考えていくことは大切であらうと思いますけれども、頭から名前をつけて、ここはこうだということにまではなかなか難しいのかあというふうにも思っておりますので、ひとつご理解をいただければと思います。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） わかりました。ただ、あそこのエルムでは、年寄りと子供と一緒にやりたいという方がおるのですね。中学生、小学生来たら是非教えてやりたいと。指導して、幕別のスポーツだからということで、考えている方も多いようでございます。その件も考慮に入れていかれたというふうに思います。

さて、次に、いじめの問題ですが、これは前日、昨日、大分論議をされて、適切なご返答もあったようでございますので、そこに、また深くかかわっていく気はございません。ただ、このことが、やがて、余りいじめを何とか見つけ出そうという、そういう意図だけが働くと、そこには管理至上主義的な面が出てきはしないかという心配がございます。

幕別では、委員会がしっかりしているものですから、いじめの問題はほとんどないと私は確信しておりますし、教育長は就任当初から各学校に足を運んで、現場の教師の声や子供たちと触れ合っているということを聞いて、これは幕別にはそういう問題は起こらないという確信を得たわけですが、委員会の役割は、それだと思えます。

やはり、教育環境をしっかり備えていくことが、委員会、行政の立場であらうと思います。ただ、形的に指導するのみが行政ではないというふうに押さえております。

そこで、非常にすばらしいことを幕別ではやっているわけですが、19日を教育の日と押さえてやっていると。これは、是非町外に発信してほしいなという感じがいたします。やはり、私も立場上、いじめを子供たちと真正面から向き合い、指導し、いろいろと苦労してきた一人ではありますが、このいじめ問題は、はたで言われているような簡単なものではないと。

一例を挙げますと、こんなことがありました。非常に元気で活発な子が学校を休みました。電話をしたら、母親が、いえちょっと出かけていますということでした。あとで私のところに親御さんから電話が来ました。

「先生、今日、息子休ませるから」「どうしたの」「いじめがあったの」

子供がいじめられたから学校行きたくないと言うのということで、今、温泉にいるのだというのですね。子供と一緒に温泉に行って、いじめられた。いじめの問題について話し合ったということを知り、非常に感動した記憶がございます。

これはやはり、父母の考え方、家庭の問題というのが大きく影響しているのだなということを実感しているわけですが、この19日の日、これを何とか町民すべての人に理解していただいて、定着できるような形にならないのか。

これは前に説明を受けたパンフがございます。これはすばらしいなというふうに思いました。

このことが、完全に生かされるならば、幕別町にはいじめや自殺や非行問題は起こらないというふうに確信しておりますし、ここにこういうふうに書いてあります。

幕別町教育の日憲章の中に、子供を真ん中に、家庭・地域・学校が一つになろう。ここにやはり教育の大きな問題が、問題というよりも、よさがあるだろうと。このことをお互いが認識したときに、学校と子供たちが生き生きと学校の中で生きていく姿が目に見えてくるわけであります。

このことを、何とか高めて、私はさっきも言いましたけれども、町外に発信して幕別ではこれを行っているのだと。やってみろというくらいの気迫を持ってやっていただけたらというふうに思いますが、教育長のご所見をお願いします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 幕別の教育の日の取り組みについてでありますけれども、まず、この憲章で謳っておりますことは、理念として謳わせてもらっております。ただ、理念のままで終わらせたくないというのが私どもの気持ちでありまして、これは幕別の子供たち、あるいは学校教育のみならず、家庭、地域における総合的な目標だと。最終に到達しようという目標だという思いで事業を進めさせていただいています。ただ、いきなり実現するとも思っていないですし、これら実現するためには相当な時間がかかるだろうし、ご理解を頂くために一生懸命努力をしなければならない。そのような思いでもおります。

外に向かった発信ということでもありますけども、本年の4月に、十勝教育の日ということで、十勝管内で、まず十勝の教育の日の宣言をさせていただきました。さらには、11月1日には、北海道教育の日ということで、北海道全体で教育の日の事業に取り組むということで宣言をいたしました。

過日、11月に行われました十勝の教育の考える会の席で、幸いにして私が発表者として幕別の取り組みについて発表できる時間を頂きましたので、発表させていただきましたけども、各町村も、この最終的な、やはり学校の教育だけで、子供は育たない。子供を育てるためには、家庭、地域、学校、みんなが力を合わせなければ、子供を大切に育てていくことはできないのだという思いを強めたところでもあります。

そうした思いを、これからもちょっと機会あるごとに、私どもの方で述べさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） 時間がなくなりました。

ここにこういうパンフがあります。これは私の地域の学校でございますが、このいじめの問題が出たときに、いち早く地域の私たちにこういうものを、パンフを送ってくれました。いじめ問題について、本気になって取り組んでいるなという姿勢が伺えました。何とかこういったことを、地域にも生かしていただきたい。

最後に、慶応大学の教授で植物学を研究している先生だと思いますが、鈴木孝夫さんがこんなふうに言っています。子供たちは、心の母港が必要だと言っている。学校やスポーツや、ときには塾通いや仲間の関係で疲れている子供が、家庭に入ったときに安堵する母港、これこそが必要だと言っております。私もそのとおりだと思います。

そういうまちづくりを、是非、教育を含めて頑張っていきたいなということをお話いたしましたして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15時まで休憩いたします。

14：50 休憩

15：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第79号、幕別町副町長定数条例を議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長

○町長（岡田和夫） 議案第79号、幕別町副町長定数条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部が改正され、市町村に助役に代えて、副市町村長を置くこととされたことに伴いまして、幕別町助役定数条例を廃止し、新たに幕別町副町長定数条例を制定し、改正後の地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数について、定めるものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本則において、副町長の定数を一人とするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を、平成19年4月1日とするものであります。

また、合併協議により、合併時から4年間に限り、忠類総合支所に助役を置くということで制定いたしました幕別町助役定数条例は廃止いたしますが、平成22年2月5日までは、本則の規定にかかわらず、忠類地域担当の副町長を含め、副町長の定数を二人とする経過措置を設けようとするものであります。

なお、法改正の施行の際、現に在職する助役は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第2条に基づき、平成19年4月1日に、副町村長として選任されたものとみなすこととされております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第80号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例から、日程第8、議案第84号、幕別町税条例等の一部を改正する条例の5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役

○助役（西尾治） 議案第80号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例、議案第81号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例、議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第84号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、一括提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自律性の拡大を図るため、必要な措置を講ずることを目的として、助役に代えて副市町村長を置くこと。収入役を廃止して会計管理者を置くこと。吏員制度を廃止し、吏員とその他職員の区分及び事務吏員と技術吏員と

の区分を廃止し、一律に職員とすることなど、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

まず、議案第80号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページ及び議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、助役を副町長に改め、収入役の規定を削除するものであります。

条文によりご説明申し上げますと、第3条第1項第3号中「助役、収入役」を「副町長」に改めるものであります。

附則につきましては、これまで助役、収入役であった者の在職期間を通算するよう、経過措置を設けるものでございます。

次に、議案第81号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例についてですが、議案書3ページ及び議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1条中「助役、収入役」を「副町長」に改めるものであります。

附則につきましては、引き続き在職する収入役の給与についても、特別職給料及び報酬審議会の審議対象とするよう、経過措置を設けるものであります。

次に、議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案書4ページ及び説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条第2号中、「助役」を「副町長」に改め、第3号「収入役」を削り、三役の給料月額を定めている別表につきましても、「助役」を「副町長」に改め、「収入役」の規定を削除するものであります。

附則につきましては、引き続き在職する収入役の給料月額について61万円とする経過措置を設けるものであります。

次に、議案第83号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案書5ページ及び議案説明資料の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

旅費の金額について規定する別表第1及び移転料について規定する別表第2中「助役」を「副町長」に改め、「収入役」を削るものであります。

附則につきましては、引き続き在職する収入役の旅費の支給について、町長の支給の例によることとする経過措置を設けるものであります。

次に、議案第84号、幕別町税条例等の一部を改正する条例についてですが、議案書6ページ及び議案説明資料の6ページから9ページをお開きいただきたいと思います。

この条例では、幕別町税条例、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例、幕別町畜犬取締役及び野犬掃とう条例、幕別町町営住宅条例の4条例の一部を一括して改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、吏員制度が廃止されたことに伴い、吏員とその他職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律の職員とするものであります。

税条例では、「町吏員」を「町職員」に改め、税外諸収入金の徴収に関する条例及び幕別町畜犬取締役及び野犬掃とう条例並びに幕別町町営住宅条例の3条例では、「吏員」を「職員」に改めるものでございます。

なお、以上説明をいたしました条例は、いずれも平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第80号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第81号、幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第82号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第83号、幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第84号、幕別町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(本保証喜) 日程第9、議案第85号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第86号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。説明を求めます。

西尾助役

○助役(西尾治) 議案第85号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例。

議案第86号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

札内さかえ保育所につきましては、北栄地区の人口に対応した施設の拡大及び特別保育などの保育事業の充実を図るため、現在地から移転し、子育て支援センターを併設する施設として、札内北栄土地区画整理事業区域のほぼ中央に建設中であります。

施設の概要につきましては、保育室6室のほか、遊戯室、子育て支援センター室、一時保育室、調理室等からなります鉄筋コンクリート造平屋建て、1,103.21平方メートルの建物であります。

なお、新たな施設につきましては、平成19年2月中の完成を予定しており、3月に備品等の整備を終えた後、平成19年4月1日から供用開始を予定いたしておりますことから、関係する二つの条例の一部を改正するものであります。

また、これまで忠類子育て支援センターで実施しておりました一時保育等の特別保育事業に加えまして、平成19年度から幕別子育て支援センターにおいても、一時保育事業を実施することから、道事業に給食費等と提供する、併せて料金の規定を改正するものであります。

改正の内容であります。議案第85号につきましては、別表に規定しております札内さかえ保育所の位置を、幕別町札内共栄町162番地54から、幕別町札内北栄町158番地6に、同保育所の定員を60人から120人に改めるものでございます。

続きまして、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思いますが、議案第86号につきましては、第2場の表に規定しております幕別子育て支援センターの位置を、幕別町札内青葉町310番地36から、幕別町札内北栄町158番地6に改め、特別保育に係る別表の規定につきましては、一時保育所及び休日保育料を、特別保育料と改め、1時間当たり300円とし、給食費につきましては、1食当たり200円、間食費につきましては、1食当たり100円とする料金の規定を加えるものであります。

なお、いずれの条例につきましても、施行期日を平成19年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） この子育て支援センターの中の新しく開設されます特別保育のことについて、若干お尋ねするのですが、当然子育て支援センターの位置付けの中で行われる事業でありますから、特別保育を希望される方は、その理由は、理由のいかに問われなく、規定の時間であれば預かっているだけではないかというふうに理解するのですけれども、そのような規定でよろしいのでしょうか。

○議長（本保証喜） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 理由は問わず、お預かりする予定でございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 実は、病児保育というのが最近普及してきているのですけれども、いろんな親の事情で、子供さんが病気にというか、伝染病とかそういうものではなくて、かかっている場合に受け入れるという体制も広がってきておりますが、それも可能になってくるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） 今、おっしゃいました病後児保育につきましては、看護師の配置とか専用の部屋が必要になるかと思えます。

今後の課題として考えておりますが、今の青葉保育所の子育て支援センターの跡地などを利用して、今後、そういう展開も必要かなと考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） といいますと、ここの中では難しいけれども、別な青葉の跡地で考えていく。ここではできないということですね。

○議長（本保証喜） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宣） その通りでございます。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第85号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第86号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第87号、幕別町忠類物産センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

遠藤助役。

○助役(遠藤清一) 議案第87号、幕別町忠類物産センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料は12ページになりますが、まず、議案説明資料の12ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、本年7月に着工いたしました。

移転新築工事が間もなく竣工を迎えますことから、所要の改正をさせていただくものであります。

施設の内容につきましては、既に工事議決を頂く際にご説明させていただいておりますことから、今日は追事のみ説明とさせていただきます。

まず、建物の構造、規模につきましては、鉄筋コンクリート造平屋建て、367.91平方メートルであります。

また、建物は、大きく物販エリア部分と、24時間供用の公衆トイレ部分に分かれておりますが、このうち、物販エリア部分につきましては、休憩コーナー、情報コーナー、地場産品コーナー、テイクアウトコーナーなどを配しており、特色といたしましては、手作りパンや地場の食材を使ったスープ、団子等を提供することとしているところであります。

施設の名称につきましては、道の駅の在り方を検討するため、平成16年7月に発足されました住民プロジェクト会議や、村議会の意見を踏まえまして、建物の設置目的と地名を端的に表す名称といたしまして、道の駅忠類と改めるものであります。

それでは、条文に従いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

題名及び第1条につきましては、名称の改正であります。第1条では、これに伴う略称規定の改正を行うものであります。

第2条につきましては、名称の改正と移転新築したことに伴います位置の改正であります。位置につきましては、国道236号沿いのアルコ236とナウマン象記念館の中ほどに位置することになります。

第3条につきましては、名称の改正に加えまして、開館時間と休館日を改めるものであります。開館時間につきましては、これまで夏冬時間を設けていたものを、季節にかかわらず、午前9時から午後6時までとするとともに、24時間供用の公衆トイレの位置付けを明確化するものであります。

また、休館日につきましては、12月31日から1月3日までのいわゆる年末年始のみとするものであります。

本条の改正につきましては、道の駅利用者の需要に応えるとともに、新たに提供することになります手作りパンの販路確保や、道の駅の収益向上のためには欠かせないものとなっているものであります。

なお、第4条から第12条までにつきましては、施設名称の改正に伴う改正であります。

次に、議案書をご覧くださいと思います。

附則であります。本条例の施行期日を平成19年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、どうかよろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○19番（増田武夫） こうして条例を改正してやることについては、異論がないところでありますけれども、今使っています物産センター、これも同時にどういう形で使っていくことになるかということが、同時に提案されて初めて完結するのではないかというふうに思います。

4月1日からどのような形になるのか。

来年の3月定例会までにその方針が示されるのかどうか。

その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 現物産センターの利活用、在り方につきましては、地域住民会議でご審議を頂きまして、その提言をこの9月1日に頂いたところであります。

その内容といたしましては、まずは今の施設といいますのは、ナウマン公園に隣接をしていると。

そういったことから、公園利用者のために、まず使うべきであろうと。これをまず優先すべきであろうということでありました。

次に、残った部分が出てまいりますので、その部分の活用につきましては、道の駅ゾーン全体の機能強化、いわゆるその入り込み客の増加につながるような活用をすべきであるというような提言を頂いたところであります。

これを受けまして、町といたしましては、かねてから希望ありました農協との協議を進めてまいりまして、ほぼ形としては、今、調整がついているところでありますけれども、ただ、具体的にどうするかということにつきましては、予算措置が講ぜられて初めてそういう形になりますことから、これは地方自治法の関係がありまして、予算の増を伴う条例改正につきましては禁止されているというようなこともありまして、予算の提案と同時に、条例の内容についても提案させていただくような格好になろうかというふうに思っております。

○議長（本保証喜） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第88号、十勝愛育園設置条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第88号、十勝愛育園設置条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

十勝愛育園の廃止に至った経緯といたしましては、1点目といたしまして、利用者数が減少したこと。また、十勝管内の複数の医療機関において、専門的で高度な機能訓練が提供されるようになったことがあります。

昭和45年当時の受入れ開始以来、過去には定員40名を上回る在籍数がありましたが、近年では10人前後と減少が顕著となっております。

この要因といたしましては、少子化に伴い、乳幼児数が減少したこと。また、新生児医療の急速な進歩に伴いまして、障害原因が細分化されたことなどによりまして、対象児童の重複障害化が増加傾向にあり、養育方法に関しまして、より高い専門性を求める利用者が増え、通園児童の多くが当園と並行して医療機関を利用されるようになったことなどが挙げられます。

2点目といたしましては、障害者自立支援法の施行による制度改正によりまして、障害児施設サービスの形態が大きく変わったことであります。

本年10月から、利用方法が措置方式から契約方式に移行したほか、対象施設におけます職員の配置基準及び設備基準が示されたことであり、継続には施設の改修、改築、さらには、専門職員の確保が必要となるということでもあります。

これらのことを勘案いたしますと、今後、町単独で施設の運営を続けていくことは困難であると結論に至ったことから、今年度末の施設廃止に当たりまして、当該条例の廃止を提案するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成19年4月1日からとするものであります。

また、先の行政報告において、説明をさせていただいたところでありますが、現在、通園をされておられます3名の児童の今後の支援につきましては、小学校就学までの間、帯広市の子育て支援総合センターにおけますリハビリテーションに通所をさせていただくことで、現在、帯広市と細部の打合せを行っているところであり、また、当園で開催をしております巡回療育相談につきましては、帯広市を会場として継続して実施いただくことで、北海道及び帯広市と基本的な合意が整ったところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） ただいまの助役のご説明の、帯広市における事業、これから開始されるわけですが、その利用ができるかできないかということでお尋ねしたいのですが、巡回療育についてはできると。これは、今までの流れからいきますと、旭川の専門の方がこちらに巡回で来られて、それを連絡を頂いて受けるという形になろうかと思うのですが、今までどおりの実施なのかどうかということですね。

それからもう一つは、その帯広の子育て支援センターの中にお問い合わせをしたということになりますと、帯広市の事業になっていきますよね。

これまで幕別町は、幕別町として事業を行っていたのですけれども、性格からいって、全十勝の子供たちを受け入れていたという経過がありますね。今度の帯広市のその子育て支援事業は、そういった全十勝を受け入れるというような姿勢にあるのでしょうか。

今後、幕別町でそういうものを必要とする子供さんが生じた場合に、説明でありますと、その医療機関にかかる以外にないのかなというふうに聞こえたのですけれども、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 巡回療育相談につきましては、今、お話がございますように、旭川から、今現在も帯広に1日来ていますので、今度2日の体制になるかと思いますが、これは管内の全市町村を対象に実施していただけるということで、ほぼ了解を頂いているところでございます。

今現在、帯広市の方でも、既に就学している子供たち8名ほどが私どもの愛育園と同様の事業を既に4月から実施をしております。帯広市は理学療法士の採用等もしまして、あと、保育士等もある程度専門職も含めた中で、現在、就学している子供8名を同様な形で実施をしております。その中には、中札内、士幌からも通園している子供たちがいるということですが、細部の詰めの中で、一番大きな点がそのことでございまして、今、3名いるうち、1名は帯広市の子供さんですので、これは問題ないといまして、今の2名のお子さんを、引き続き帯広市さんで預かることについては、さほど支障がないのかなということですが、一番の問題はこれから、今、ご指摘ございますように、どんどん増えていったときに、全十勝的な事業として帯広市が受け入れるだけの体制が敷けるかどうかということについての細部協議が、今、現在進めている最中でございまして、その辺が、帯広市として今の段階ですぐわかりましたというような状況にはなっていないということですが、

す。

その辺の解決が図ればいいのでしょうかでも、私どもとしては、現在の3名の方については、責任を持って措置はとれるかなという思いでおりますけれども、その後については今後の協議の中でのことになってくるかなという思いでおります。

まだ確定しているわけではございません。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第89号、幕別町辺地総合整備計画の策定について及び、日程第14、議案第90号、幕別町辺地総合整備計画の変更についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第89号、幕別町辺地総合整備計画の策定及び議案第90号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、忠類地域の西当辺地に係ります総合整備計画を策定するものでございます。

12ページの別紙をご覧くださいと思います。

辺地の総合整備計画につきましては、5年間を計画期間として策定するものであり、全計画は、旧忠類村において、平成9年度から平成13年度までの5カ年間の計画で策定をしておりましたが、合併に伴い、新たに幕別町で計画を策定するものであります。

策定内容であります。西当北4線道路整備に係る平成18年度から平成22年度までの5カ年間の計画であり、この計画により、事業を実施いたしますと、辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

次に、議案第90号、幕別町辺地総合整備計画の変更であります。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒島、新和、明倫及び古舞の4辺地に係る総合整備計画の変更を行おうとするものでございます。

次のページの別紙でございますが、既に議決を頂いております駒島、明倫、美川及び古舞の4辺地の計画の計画を変更するもので、括弧内が変更後の金額であります。

まず、駒島辺地であります。駒島簡易水道送水管布設事業につきましては、平成17年度、平成18年度の2カ年の事業でありましたが、当初計画から事業費が増加したことにより、変更するものであります。

次に、国営土地改良事業市町村負担事業であります。国営札内川第2地区第1期灌漑排水事業の完了に伴う地元負担金につきまして、平成17年度に繰上償還を実施し、その一部が辺地対策事業債の対象となりましたことから、昨年、事業の追加をしたところでございますが、その後、辺地対策事業債の充当率がかさ上げされたことによりまして、辺地債の額を変更するものであります。

次に、新和、明倫、古舞辺地の除雪機械購入事業であります。冬期間の安全な道路交通網を確保するため、今回、老朽した除雪グレーダーを更新するのに当たり、事業の追加を行うものであります。

次に、古舞辺地の道営さかえ農道整備事業であります。道営一般農道整備事業により、平成17年

度から実施しております、昨年事業を追加したところがございますが、事業費が増加したことにより変更であります。

最後に一般型国営土地改良事業市町村負担金事業であります、駒島辺地同様、国営土地改良事業で行ってありました途別川排水路整備事業に係る地元負担金を平成17年度に繰上償還を実施いたしまして、その一部が辺地対策事業債の対象となったことから、昨年、事業の追加をしたところでありますが、その後、辺地対策事業債の充当率がかさ上げされたことにより、辺地債の額を変更するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第89号、幕別町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第90号、幕別町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第91号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 議案第91号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをお開きを頂きたいと思います。

忠類村との合併後におきましても、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によりまして、過疎地域とみなされる区域にかかる幕別町過疎地域自立促進市町村の計画につきましては、同法第6条第1項の規定によりまして、本年6月第2回定例議会において、平成17年度から平成21年度までの後期5年間計画の議決を頂いたところがございますが、計画の一部に変更が生じたことから、変更をお願いするものでございます。

今回の変更につきましては、本年度簡易水道特別会計において実施しております大樹町水道事業管理運営負担金事業の一部が、過疎対策事業債の起債対象となることに伴いまして、議案書別紙に記載のとおり、幕別町過疎地域自立促進市町村計画、18ページの区分4、生活環境の整備、(3)計画、自立促進施策区分3、生活環境の整備に、事業名(1)水道施設上水道、事業内容につきましては、坂下浄水場前処理施設整備事業、実施主体は幕別町を追加するものでございます。

坂下浄水場前処理施設整備事業は、大樹町拓進290番地3、昭和58年建設の坂下浄水場の施設整備であります。

施設の老朽化、水源水質の悪化対策として、既設観測ろ過池の前処理施設、地上2階、一部3階、地下1階、述べ床面積が452.39平方メートル、上降流式移動床4機、増水ポンプ2機、監視装置等を設置し、安心安全な水の安定供給にするものであります。

本事業の対象の地域は、忠類西当、忠類上当地区の一部27戸、忠類晩生3戸、計30戸でありました。

大樹町とは、地方自治法第244条の3、公の施設の区域設置及び他の団体の公の施設の利用、この規定に基づきまして、区域外給水、施設の維持管理等の経費負担について、協定を締結しております。

過疎地域自立促進市町村計画における区分、自立促進施策区分、事業名、事業内容につきましては、大樹町、過疎地域自立促進市町村計画と整合性を図っておりますことを申し添えます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、第6条第6項の規定に基づくものでございますが、事務手続に関しましては、事業の追加、削除により、計画全体に及ぼす影響が大きいものについては、北海道知事との事前協議を終えた後、議会の議決を頂き、北海道経由の上、国に変更計画書を提出するものであります。

なお、北海道との協議につきましては、11月16日をもって協議を終えていることをご報告申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第92号、北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第92号、北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合につきましては、平成18年6月に国会において議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、平成20年4月から70歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることになり、この後期高齢者医療の事務を処理するため、市町村は都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けることとされたものであります。

この広域連合は、制度の施行の準備のため、平成18年度の末日までに設けることとされており、広域連合を設けるには、関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において、議決を求めようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条は、広域連合の名称について、定めたものであります。

第2条は、広域連合を組織する団体について定めたものであり、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によりまして、北海道内の全市町村に加入が義務づけられているものであります。

第3条は、広域連合の区域につきまして、北海道を区域とすると定めたものであります。

第4条は、広域連合において処理する事務について定めたものであります。

なお、当該事務のうち、市町村において行うものにつきましては、別表第1に規定をしてございます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者医療の確保に関する法律並びに同法に基づく政令及び奨励によりまして、広域連合において

処理する事務のうち、別表第1に挙げる事務につきましては、市町村において行うこととなっております。被保険者の資格管理に関する申請など、各種申請の受付等の窓口業務が主な事務となっております。

申し訳ございませんが、17ページへお戻りいただきたいと思っております。

第5条につきましては、広域連合が作成します事業実施に当たっての広域計画の項目を定めたものであります。

次のページになりますが、第6条は、広域連合の事務所の所在地について規定したものでありまして、札幌市内に置くこととなっております。

第7条は、広域連合の議会の組織及び定数について規定したものでありまして、支庁、町村長、市議会議員及び町村議会議員の四つの区分から、それぞれ8人ずつ選出することとなっております。

第8条は、広域連合議員の選出方法について規定したものでありまして、前条の四つの区分ごとに推薦のあったものにつきまして、関係市町村の議会において、間接選挙により選出することとなっております。

次のページ、19ページになりましたが、第9条は、広域連合議員の任期について規定したものでありまして、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期によると定めるものであります。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長について規定したものでありまして、広域連合議員のうちから、それぞれ一人ずつ選挙により選出することとなっております。

第11条は、広域連合長及び副広域連合長について規定したものでありまして、それぞれ一人ずつ置くこととなっております。

第12条は、前条の広域連合長及び副広域連合長についての選出方法について規定したものでありまして、広域連合長は関係市町村の長の中から、選挙によりまして選出されることとなっております。副広域連合長につきましては、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから専任することとなっております。

次のページになりますが、第13条は、広域連合長及び副広域連合長の任期について規定したものでありまして、当該関係市町村の長としての任期によると定めるものであります。

第14条は、副広域連合長の職務について規定したものであります。

第15条は、地方自治法の改正によりまして、平成19年4月1日から広域連合においても、会計管理者を置くことが必要となりますことから、設置及び任命の方法について定めたものであります。

第16条は、職員の設置について、規定したものであります。

第17条は、選挙管理委員会について規定したものでありまして、地方自治法における市町村の選挙管理委員会の規定を準用して定めているものであります。

第18条は、監査委員について規定したものでありまして、前条の選挙管理委員会同様、地方自治法における市町村の監査委員の規定を準用して定めているものであります。

次のページになりますが、第19条は、広域連合の経費の支弁方法について、規定したものであります。

なお、第1号に規定する市町村の負担金の額につきましては、22ページの別表第2第1号にありますとおり、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割40%、全人口割50%の負担割合で算出されることとなっております。

第20条は、広域連合規則への委任について、規定したものであります。

附則の第1項は、施行期日を規定したものでありまして、北海道知事から広域連合設立の許可のあった日をもって、施行期日とするものであります。

なお、ただし書につきましては、第1号で関係管理者の規定を、地方自治法の改正の施行期日に合わせることとし、第2号では、実際の保険給付に関する業務等について、制度の開始に併せて施行すると定めるものであります。

附則第2項から第8項は、経過措置について定めたものでありまして、第2項は制度の施行前の準

備行為についての規定。

第3項は、施行日以後始めて行う広域連合長選区についての規定。

第4項は、広域連合長が選挙により選出されるまでの間についての広域連合長、職務執行者に関する規定。

第5項は、地方自治法の改正によります吏員の廃止に関する規定。

第6項は、選挙管理委員が選挙により選出されるまでの間における選任方法に関する規定。

そして、第7項及び第8項は、第9条第1項にかける市町村負担金の額の算定における高齢者割の対象について、別表第2の備考で定めております準備に、基準に対する経過措置について、期待したものであります。

22ページになりますが、別表でありますけれども、先に説明をさせていただいたとおり、別表1は、市町村が行う事務に関して定めたものとなっております。

別表第2は、第19条の経費の支弁に関して定めたものでありまして、第1号では、共通経費の負担割合について規定。

第2号では、医療給付に要する経費に対する市町村の法定負担分についての規定。

第3号では、市町村が広域連合に納付する保険料等に関する規定となっております。

23ページになりますが、備考1は、別表第2第1号の共通経費における高齢者人口割を算出する際の基準を、前々年度の3月31日現在の後期高齢者医療の被保険者数とする規定とし、備考には、人口割を算出する際の基準を、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口とする規定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） この制度は、今年6月に決められたということではありますが、まず助役の説明では70歳以上が対象でというご説明だったのですけれども、75歳以上でないでしょうか。

75歳以上の後期高齢者が、今の所属している健康保険から独立をして、そして新たに制度がつけられるものというふうに認識していたのですけれども、違いましたでしょうか。

それと、質問に入りますが、そこは是非確認をさせてください。

それで、新たな保険制度になりますから、非常に今でも国民健康保険などでは、受領権の問題で様々な制限があって、非常に問題になっているところを、お年寄りだけ、後期高齢者だけまた独立をして保険をつくっていくということですから、この運営ももちろんですが、実際に病院にかかるときのお年寄りの方たちが、本当に保険料を払って、そして病院に行って、一部負担を払ってやっていけるのかというようなことで、大変心配される制度であります。

といいますのは、高齢者の医療費を全体に縮小するのだというようなことで始まった制度というふうに聞いておりますので、その点で、いろいろ心配をします。まず保険料はどのように定められていくのか。それと、これは特別徴収と普通徴収、介護保険と同じように徴収がされるということなのですけれども、一体幕別町では、この人たち何人が対象になって、特別徴収、普通徴収はそれぞれのぐらいいあるのか。

それから、基本的にはその75歳以上の方が対象だというのですが、寝たきりの方は65歳から74歳までも組み込まれるというふうにも聞いています。これもそういうふうになるのか。そして、なるとすれば、幕別町では何人が対象になるのかということですね。

当然厳しい状況が想定されますから、減免制度なども必要になってくるのだらうと思うのですが、そういうこともきちっと考えられている制度なのかどうか。以上、伺います。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 私、説明で75歳以上等というふうに申し上げたつもりでございましたが、70歳以上と

いうことであれば、訂正をさせていただきます。

75歳以上等でございます。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず、最初の保険料のことでございますけれども、現在、国の方と北海道の方で試算した数値が出されております。一人当たりの保険料につきましては、これは後ほどご説明申し上げますけれども、軽減措置というのが設けられております。その軽減を行う前の金額でございますけれども、国の試算では、年間一人当たり7万4,000円。北海道の試算では、北海道内のこの広域連合にかかわる分におきましては、年間8万5,000円ということとなっております。

特別徴収につきましては、およそ75歳以上、65歳の障害を持つ方も含めまして、大体対象となる方は2,800人いらっしゃるしまして、そのうち、特別徴収となる方は、およそ8割ぐらいの方というふうに見込んでおります。

特別徴収につきましては、年金の額が年間18万以上の方が対象となっております。さらに介護保険料も現在年金から特別徴収になっておりますが、介護保険料とこの後期高齢者医療の保険料を合わせた額が年金の額より2分の1を超える方。こういう方については対象外になるというふうになっております。

軽減措置ということでございますけれども、軽減措置については、二つの軽減措置が設けられております。まず、現在の国保と同様に、低所得者への軽減措置といたしまして、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減が設けられております。

それともう1点、被用者保険にこれまで入っている扶養者の方。被用者保険の被扶養者の方。この方につきましては、後期高齢者医療制度に加入した後、2年間は半額になるという軽減措置が設けられております。

65歳の寝たきりの方については、ただいま、手元に数字持っておりませんので、およそ140人ということでございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） つまり、今まで国民健康保険、あるいは社会保険、そして75歳以上の方ですから、家族の、息子さんや娘さんたちの保険などに加入していた人たちが、全員独立させられる形なのですね。二重に加入することはできませんから、本人の選択の余地なくして、75歳を超えた方は、この後期高齢者医療保険に加入しなければならない。

それで、加入をして、払っていく保険料は、年額道内では8万5,000円だよということですね。

その料金は原則として年金から引きますと。年金の金額、年額18万円。ですから、1カ月1万ちょとですよ。この方たち、18万を超えた人からは、天引きしますよということですね。

それと、2分の1を超える方、結局その18万の2分の1ですから9万ですか。9万以上の保険料の人についてはそういうことはしませんよということなのですね。

それで、もう本当にひどい中身だと思って、今聞いていたのですけれども、結局こういうふうにして、お年寄りの医療保険を別にしておきながら、今度は仕組みの問題になるのですが、これは北海道全体で運営することになるのです。広域連合の設置にかかわるということでもありますから。

そうすると、いろんなこういう状況であれば問題が起こることが想定されるのですが、その問題想定されたときに、どんな形で対応できるのか。今、国民健康保険であれば、うちの町が保険者でありますから、役場に言っているいろいろ対応していただく。しかし、これは北海道全体になりますね。

しかも、その運営にかかわる方たちは、32人で全道の市長から8人、町村長から8人、市議会議員8人、町村議員8人って、たくさんの中からわざわざこれだけの人たちに託して、そしていろいろ内容を決めていただくということになるのですよね。

一体そういう、その、いろんなこの問題が生じたときに、どんなふうにして対応していくのでしょうか。本当に被保険者の意思がどんなふうに通じるような形がとれるのか。本当に通じにくい仕組みだと思うのですよね。

こういう仕組みがいきなりつくられて、こうやって提案されるのですけれども、その辺の対応について伺います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 非保険者の声がどういうふうに伝わるのかということだと思います。

まず、この運営するに当たっては、広域連合の中で議会が設けられます。これは、この規約の中に謳っておりますけれども、この議会につきましては、市町村長、市町村議会の議員さんの中から選出されるということになります。

当然のことながら、市町村長、市町村議会の議員の方は住民の代表として選挙によって選ばれている方なので、住民の付託を受けているということで、住民の意見が反映されるというふうに考えます。

それと、これは地方自治法に基づく特別公共団体ということで、条例改廃などの直接請求の対象となっておりますので、そういうことによって、被保険者である住民の声も届けられるものと考えております。さらに、この広域連合の中では、審議会を設けまして、住民の方々の意見を反映される仕組み、さらにブロック別の意見交換会というか、公聴会的なものを開催することを検討しているということでございます。

そういう意味で、住民の意見が、被保険者の意見が、この広域連合の中に反映されるものというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 反映されるとおっしゃいまして、少なくとも、今、全道では、合併しましたから町村の数も変わっていますけれども、180ぐらいあるわけですね。

その180の一人の代表だけ選んだって180人なのに、ここに参画できるのはわずか32人ですよ。

それで、いろいろ申立てができるといっても、加入者は75歳を超えている方ですね。それか65歳以上の寝たきりの方、こういう状況の人たちを対象としたその保険制度であるわけですから、当然そういういろいろな意見を言おうとしても、困難な状況は予想されますよね。

やっぱり町として、そういうことについても、きちっと仕組み自体がとんでもないものですから円滑な運営なんていうことにはなりませんけれども、町としての窓口なり、なんなり設けてやっけないと、75歳以上のお年寄りの方たちが、何かのトラブルで生じたときにはもう病院にもかかれないう状況生み出してしまうのではないのでしょうか。

それと、保険料もひどいのですが、寝たきりの方たちの64歳以上も、やはりこれは強制的にこちらの方に加入しなければならない。つまり、保険料なども年金から天引きということになるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 町として窓口を設けて対応としてはいかがかということでございますけれども、先ほど助役の説明の中に、広域連合における市町村の業務と、事務ということを書いております。

被保険者の資格化に云々というようなことで、主に窓口業務が市町村の業務になるというふうに考えております。そういう中で、私どもは当然、被保険者、住民のご意見というか、そういうものを聞いたものは、当然広域連合の方に伝えるという体制で行う予定であります。

65歳以上の方におきましての保険料の賦課ということでございます。これにつきましても、それぞれの所得に応じて、仮に寝たきりの方所得ない場合にはほとんどかからないということになりますし、寝たきりの方でも、例えば、不動産収入があった場合には、それなりの保険料がかかるということになります。

先ほど言いましたように、低所得者に対しては軽減措置が設けられておりますので、それぞれの方の支払能力に応じて賦課されるということになります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

杉山議員。

○14番（杉山晴夫） ちょっとお尋ねをしたいのですが、これははじめてのあれでございますし、地方自治法の規定によってできているものですから反対しても仕方がないと思いたすけれども、これだけの内容のものをいきなり提案されても、私どももちょっと勉強不足で今日で議決できるかどうかで、今、心配しているわけです。

事前に協議会でも開いていただいて、もう少し内容を詳しく説明をしていただいた方が良かったのではないかというふうに考えるわけでございます。

それで、ちょっと疑問なところがあるのですが、保険税の保険料の問題でございますけど、先ほど課長の説明では、今、試算が、国が7万4,000円、道が8万5,000円、一人年額でございますね。

そうすると、町でやっている保険税との整合性はどうなるのか。

その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 現在、町の方で老人保健という制度で、75歳以上の方の医療制度を設けております。ただ、この中には、社会保険に加入されている方もおまして、私どもの方でどれぐらい保険料を払っているかということは、ちょっと把握できません。

それで、75歳以上単独の世帯の方の幕別町の国保における保険税を積算しましたところ、お一人当たり現在、11万1,300円でございます。ですから、幕別町だけで考えますと、社会の保険の方も入れますと若干下がるのかなという気がしておりますけれども、全体的には幕別町だけで考えますと、2万6,000円ぐらいは下がるのかなというふうに積算しております。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） そうしますと、今、例えば、仮定で75歳以上のものと、それ以下になった場合、旦那が75歳以上であった場合には、この方に加盟して、これを収めると。奥さんの方は、保険税を納めると、こういうことになるわけですね。

75歳に達した場合には、この単価で、そういうことでございますね。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 杉山議員の言われるとおりでございます。

○議長（本保証喜） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

増田議員。

○19番（増田武夫） 議案第92号に対する反対討論を行います。

日本共産党は、第164国会で成立いたしました、今、提案されております後期高齢者医療制度の創設には反対したところであります。

高齢者を取り巻く状況は厳しさを増しております、格差社会の弊害が最も強く表れている分野の一つであります。この医療制度の対象となる75歳以上の高齢者と、65歳から74歳までの寝たきりのお年寄り、太平洋戦争での辛酸を舐めた後に、戦後の復興と経済成長のために働き、今日の日本を支えてこられた方々であります。これらの高齢者に、老後を生きていく上での心労をさせることがないようにすることは、政治の負わされている責務ではないかと思うところであります。

かつて、東京都などから始まった老人医療費の無料化は、ついにときの政府を動かし、国の制度となりました。しかし、それに続く政府によって、定額負担が導入され、やがて定率負担となり、前国会においては、ついとその負担は現役世代と同じ収入があるものは3割負担となり、低所得者もやがて2割負担となります。この負担増と一緒に導入された後期高齢者医療制度は、今後、さらに高齢者を苦しめることになると言わざるを得ません。

この制度の最大の問題は、高齢者の医療給付費が増えれば増えるほど、後期高齢者の保険料の値上

げにつながっていくという仕組みになってしまったことにあります。そのことが、受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことになるわけであり、また、すべての後期高齢者が、介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料が徴収され、納税者には、国保と滞納者には、国保と同じ短期保険証と資格証明書発行という苦しみが待っているのです。

共産党議員団は、後期高齢者医療制度の創設そのものに反対であり、本議案には反対するものでありますけれども、同時に広域連合においても、構成町村や後期高齢者と住民が運営に意見を反映させる道ははるかに遠いと言わざるを得ず、制度が後期高齢者の置かれている状況を考慮しない運営になるのではないかという危惧を抱くものであります。

その質疑の中でも、そのことが言えるのではないかというふうに思います。

人生の最後を迎える後期高齢者が、安心して医療を受けられるように、制度が改善されていくことを求めて、討論いたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） 諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第93号、十勝環境複合事務組合規約の変更に関する協議についてから、日程第19、議案第95号、南十勝複合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第93号、十勝環境複合事務組合規約の変更に関する協議、議案第94号、十勝圏複合事務組合規約の変更に関する協議及び議案第95号、南十勝複合事務組合規約の変更に関する協議につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページ、議案説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

本3件の協議につきましては、地方自治法の改正により、助役及び収入役制度が見直されたことに伴い、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容につきましては、助役を副組合長に、収入役を会計管理者に改め、収入役に替わり置かれる関係管理者の任命について、組合長が行おうとする規定を加えるものであります。

条文により、ご説明申し上げます。

第10条につきましては、組織の規定でありますけれども、収入役を会計管理者に改めるものであります。

第11条第2項及び第12条第2項につきましては、助役及び収入役の選任方法、任期の規定ですが、助役及び収入役を副組合長に改めるものであります。

第11条第3項につきましては、会計管理者の任命について、組合長が行おうとする規定を加えるものであります。

次に、議案第94号、十勝圏複合事務組合規約の変更につきましては、議案書の25ページ、説明資料15ページになりますが、変更の内容につきましては、ただいまご説明いたしました十勝環境複合事務組合規約の変更と同様であります、第9条につきましては、助役を副組合長に、収入役を会計管理

者に改めるものであります。

第10条第2項につきましては、組合長の選任の方法を規定するものであります。

第10条第3項につきましては、書記を会計管理者及び書記に改め、会計管理者の任免の規定を追加するものであります。

第11条につきましては、組合長及び副組合長の任期を規定するものであります。

次に、議案の第95号、南十勝複合事務組合理約の変更についてであります。議案書の26ページ、説明資料16ページになりますが、同様の変更の内容でございますが、条文に沿いましてご説明申し上げますと、第8条につきましては、第1項で助役を副組合長に改め、第3項では、助役は組合長の属する町の助役をとあるのを、副組合長は、組合長の属する町の副町長に改めるものであります。

第8条の2につきましては、収入役の事務を助役が兼掌しておりましたが、組合に会計管理者を置き、組合長が任命するものとしてあります。

第9条につきましては、助役とあるのを、副組合長、又は、副町長と改めるものであります。

施行期日につきましては、いずれの規約も平成19年4月1日からとするものであります。

なお、事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案をするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第93号、十勝環境複合事務組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

次にお諮りいたします。

議案第94号、十勝圏複合事務組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

次にお諮りいたします。

議案第95号、南十勝複合事務組合理約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第20、議案第96号、東十勝消防事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第96号、東十勝消防事務組合理約の変更に関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、近年の社会経済情勢の変化に伴いまして、関係町の議会において、議員定数

の削減が図られておりますことから、組合議会の議員定数を削減するとともに、地方自治法の一部改正により、助役及び収入役制度の見直しが行われましたことから、東十勝消防事務組合規約の一部を変更しようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第5条につきましては、組合議会の議員の定数を16人から12人とし、関係町ごとの定数区分につきまして、各町4人から3人にするものであります。

第8条から第11条につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、助役を副町長に、収入役を会計管理者に改めるものであります。

議案書の27ページでございますが、附則第1項において、施行期日を19年4月1日とするものであります。

第2項においては、地方自治法の一部を改正する法律の施行の際、現に在職する収入役がその任期中に限り、引き続き在職する場合において、規定にかかわらず、なお、効力を有する経過措置を設けるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第96号、東十勝消防事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第21、議案第97号、十勝中部広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第97号、十勝中部広域水道企業団規約の変更に関する協議につきまして、提案の理由をご説明を申し上げます。

議案書の28ページ及び議案説明資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

本案は地方自治法の改正に伴い、十勝中部広域水道企業団規約の一部を変更しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第10条第1項中、吏員その他の職員を職員に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を平成19年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第97号、十勝中部広域水道企業団規約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第22、議案第98号、町道の路線認定について及び、日程第23、議案第99号、町道の路線変更についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第98号、町道の路線認定、議案第99号、町道の路線変更について、一括提案の理由をご説明申し上げます。

議案第98号、町道の路線認定についてであります。今回、認定しようとする路線は1路線、延長は109.18メートルでございます。

議案の説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

1番の軍岡鉄道沿線につきましては、道道幕別大樹線立体交差事業に関連いたします道道明倫幕別停車場線の一部線形変更に伴いまして、道道明倫幕別停車場線、新旧路線間を連絡させる町道の新規認定であります。

続きまして、議案第99号、町道の路線変更についてであります。説明資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

変更しようとする路線であります。2番の東宝20号線につきましては、地域の要望によりまして、終点変更するものであり、路線延長を624.83メートル延長するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第98号、町道の路線認定については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第99号、町道の路線変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、16時30分まで休憩いたします。

16：19 休憩

16：30 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第100号、平成18年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第100号、平成18年度幕別町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,551万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億8,251万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正、追加でございます。

古舞線のスクールバス運行业務委託料、平成19年度にかかわるものでございまして、この路線につきましては、現在、直営で実施をいたしております。

職員の退職に伴いまして、本路線につきましては、民間への委託を考えてございまして、平成19年度単年度に限り、債務負担行為で、本年度中に契約を進めようとするものでございます。

全体の長期の委託契約が19年度で完了しますことから、先の一般質問の答弁の中でもご答弁しておりますとおり、18年後中に方向を定めて、19年度終わります長期の継続契約につきましては、指定管理者制度を含めて、全体の契約を見直すことから、19年度1年間の期間設定をさせていただいたものでございます。

次、第3表の地方債補正でございます。変更でございますが、近隣センターの建設事業から、まちづくり基金助成まで、すべて35事業にかかわるものでございまして、事業費の変更、あるいは起債充当率のかさ上げ等によりまして、全体としては1億9,210万円の増となるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、430万5,000円の追加でございます。

例規集の管理システムの導入でございますが、現在、すべて変更等の改正等につきましては、手作業でやっておりますが、本システムを導入することによりまして、改正部分を入れることにより、新旧対照表のすべての事業が操作できるということになりまして、現課等でも条例改正がスムーズにいくというものでございます。合併の補助金を利用して整備を行おうとするものでございます。

15目の交通防災費、489万2,000円の追加でございます。

特に需用費でございますが、電気料につきましては、4月から9月分の電気料が値上がりしておりますので、値上がりにかかわります電気料、あるいは、防犯等の修繕にかかわります費用を追加させていただくものでございます。

16節の諸費、236万9,000円の追加でございます。

地方バス路線の維持費の補助金の増額でございますが、増額の理由は、浦幌線が利用率が減少してございまして、今まで国の補助事業として採択されておりましたけれども、18年度から国の補助事業としての採択がされないということでもございまして、昨年からはますと、全体で、関係市町村で1,000万ほど負担が増えてございます。

抜本的には、浦幌線を存続することについて、現在、浦幌町が十勝バスと協議を行っておりまして、関係町村からは、できる限りJR等の利用が図られるのであれば、あるいは、都市間バスの利用が図られるのであれば、現在の浦幌については、廃止するような方向の中で、検討を頂きたいというお話になってございます。

18目の電算管理費、51万3,000円の減額でございます。

役務費の追加につきましては、12月から幕別市街地域、行き帰り回線が開始されますことから、それに伴います専用回線料等の追加でございます。

委託料は執行残でございます。

4項の選挙費、2目知事・道議選挙費、612万9,000円の追加でございます。

4月8日投票予定の知事・道議選挙にかかわります費用でございまして、知事については3月23日から、道議につきましては3月の31日から期日前投票が始まりますことから、準備経費を補正させていただくものでございます。

次のページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、764万円の減額補正

でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、社会福祉施設の運営財団の負担金でございます。

障害者の自立支援法の施行に伴いまして、実際に運営している財団の電算の回収、あるいは運営費分の増額に伴います追加でございます。

次のページ、3目社会福祉施設費、9万5,000円の追加でございますが、千住生活館にかかります電気料等の追加補正でございます。

5目老人福祉費、722万8,000円の減額でございます。

負担金補助及び交付金といたしましては、負担金補助及び交付金といたしましては、先ほど議決を頂きました北海道後期高齢者の医療広域連合の準備委員会に係る負担金が内容でございます。

繰出金につきましては、老人保健特別会計等への繰出金の減額でございます。

8目保健福祉センター管理費、44万1,000円の追加でございますが、複写機の借上料でございます。介護プランの作成あるいは児童係が新たに配置されたことによります追加補正でございます。

10目ふれあいセンター福寿管理費、267万8,000円の追加でございます。

燃料費が主でございますが、修繕量につきましては、自家発電にかかります修繕でございます。

次に、2項の児童福祉費、3目常設保育所費、974万円の追加でございます。

賃金で900万ほど追加をさせていただきましたが、青葉保育所での1歳児の児童数が増えたこと。あるいは、障害児対応として、中央、南、青葉にそれぞれ1名増員したこと。さらには、代替分の臨時職員分が増えたこと。これらによりまして、追加をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、7目児童館費、67万2,000円の追加でございます。

工事請負費、児童館のトイレ改修でございますが、札内北児童館にかかります学童保育所用のトイレの改修でございますが、来年4月より、障害児の方が、学童保育所に入所を予定しておりますので、入所前に改修をしようとするものでございます。

8目子育て支援センター費、62万円の追加でございます。

職員の途中退職によります保育士の賃金の追加が主な内容でございます。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費、8万1,000円の追加でございます。

燃料費の単価分でございます。

4目診療諸費、586万3,000円の追加でございます。

備品購入費、診療所備品であります。忠類の歯科診療所にかかります歯科診療ユニットの更新にかかわるものでございまして、平成5年に購入しましたユニットが老朽化のため、新たに更新をするものでございます。

5目の環境衛生費、24万7,000円の追加でございます。

燃料費の単価削減でございます。

次のページになりますが、2項清掃費、1目清掃総務費、128万6,000円の追加でございます。

需用費につきましては、ごみ袋の不足分にかかります追加印刷製本費、パッカー車の修繕、あるいは、取扱いが増えておりますので、指定ごみ袋取扱手数料、取扱い移転への手数料の増額補正でございます。

6款の農林業費、1項農業費、5目畜産業費、51万円の追加でございます。

平成15、6年に導入しております公社堆肥牛、事故牛の繰上償還にかかわるものでございます。

8目農地費、44万1,000円の追加でございます。

幕別ダムの管理に係ります補正分でございます。

次のページになりますが、2項林業費、1目林業総務費、10万4,000円の追加でございます。

道支出金生産還付ということでございます。

森林整備、地域活動支援事業、返還金でありまして、売買、あるいは農地転用によりまして、補助金分を返還するものでございます。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、35万6,000円の追加でございます。

下水道会計への繰出金でございます。

4目公園建設費、7,405万1,000円の追加でございます。

札幌内の区画整理事業に関連する西町南公園の整備にかかわるものでございまして、当初、平成19年度事業を計画してございましたが、国・道との協議の中で、予算枠もあることでありますので、先取りして用地買収あるいは移転補償を進めるというものでございます。

西町の南公園にかかわります用地買収、公園の移転物件につきましては、平和園等にかかわります建物等の補償でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、279万5,000円の減額でございますが、主に人件費にかかわります減額分でございます。

次のページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、393万円の追加でございます。

需用費につきましては、温水機、ボイラー等の修繕にかかわるものでございます。

工事請負費につきましては、北小学校、先ほど児童館でも説明しましたように、障害児対応のトイレ整備、あるいは古舞小学校の特殊学級増に伴います教室の整備等にかかわる工事請負費でございます。

6目学校給食センター管理費、490万2,000円の追加でございます。

主には燃料費、電気料の値上がり分、さらには修繕料は、シャッター、排水管等のボイラー等の修繕にかかわる追加補正でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、258万5,000円の追加でございます。

学校関係に係る重油・灯油の燃料の単価差でございます。

2目の教育振興費、202万8,000円の追加につきましては、給食費でございまして、当初、476名分をみてございましたけども、当初の数よりも55名給食費の対象者が増加したということで、55名増加分にかかわります扶助費の追加補正でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、310万9,000円の追加でございます。重油等の燃料費の単価差でございます。

次に、4項の幼稚園費、1目幼稚園管理費、9万1,000円についても燃料費の単価差分を補正させていただくものでございます。

5項社会教育費、2目の公民館費、3目保健体育費、5目町民会館費、6目郷土館費、次のページになりますが、8目のスポーツセンター管理費、9目の図書館管理費、10目の百年記念ホール管理費、すべてにつきまして、灯油・重油等の燃料単価差による追加でございます。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、補正額はゼロでございますが、給与につきましては1,300万ほどの減額補正でございます。

年度当初予定をしておりました人数よりも二人ほど退職されたということと、18年度中に1名退職をいたしておりますから、退職にかかわります給与の減額でございます。

職員手当につきましては、特に時間外勤務手当、当初、例年よりも1%減の6%で予算措置してございました。

実際には3月から5月にかかわります前半部分につきましては、合併後初めての共通事務となりまして、電算機器等の新たな更新も進みまして、どうしても当初の事務事業、多額に時間外を要したということでございまして、追加をさせていただくものが主な内容でございます。

次に、歳入でございますが、8ページへお戻りいただきたいと思っております。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、501万1,000円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、494万7,000円の追加でございます。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料、786万4,000円の減額でございます。

介護予防サービス計画等の作成手数料が大きく減となっておりますが、当初、1件当たり8,000

円程度の予定をしておりましたが、2分の1の額に減額されたことによります減が主な内容と、さらには人数の減が重なったものでございます。

3目の衛生手数料、340万2,000円の追加につきましては、ごみ処理手数料でございます。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、3,000円の追加でございます。保険基盤安定にかかわるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、430万5,000円の追加でございますが、例規の管理システムに対応する合併の補助金でございます。

3目土木費補助金、3,494万1,000円の減額でございます。

公営住宅関連につきまして、大きく5,994万1,000円ほど減額になってございます。

平成18年度より一般財源化されたことによります減額でございますが、この分につきましては、交付税措置となったところでございます。

交付税では実質5,921万1,000円が交付税措置されたということでございます。

次に、3項の国庫委託金、3目農林業費委託金、88万円の追加でございますが、上統内にかかわります国庫委託金でございます。

次のページになります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民営費負担金、62万円の減額につきましては、国庫基盤安定にかかわる道負担でございます。

2項の道補助金、3目商工費補助金、5,000万円の減額でございます。

道の駅整備事業道補助金、道の地域政策補助金を当初予定をいたしておりましたけれども、地域政策補助金の採択基準が、道産材の使用等実際の施工単価より2割から3割をみなければ、補助の対象とはならないという事情もございまして、道の補助を頂くよりも、過疎債に全額措置の方が財源的に有利ということもございまして、そのような対応をとらせていただいたものでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金、765万9,000円の追加でございます。

知事・道議選挙にかかわる委託金でございます。

17款財産収入、2項財産売却収入、2目物品売却収入、公社堆肥牛の繰上償還にかかわるものでございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、14万8,000円の追加でございますが、先ほど説明しましたように、森林整備にかかわります売買あるいは農地転用にかかわる補助金の返還分でございます。

22款町債、1項町債、1目総務債、480万円。

2目衛生債、200万円。

3目農林業債、2,530万円。

4目商工債、今の3目の関係につきましては、事業費の確定、あるいは充当率のかさ上げ等によるものでございます。

商工債につきましては、先ほど、補助金で減額している部分、起債対応をさせていただいて、5,150万の増加でございます。

5目の土木債、8,830万の増加でございますが、主には、次のページになりますけれども、西町の公園等にかかわります都市計画債の増額が主な内容でございます。

6目消防債、120万円の追加。

7目教育債、340万円の追加でございます。

8目減税補てん債については、440万円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

次に、10目のまちづくり基金造成債、2,000万円の追加でございます。

当初、95%の充当率で考えてございましたが、100%の充当率ということでかさ上げされたことによります追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事日程が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、議事日程が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第25、議案第101号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第30、議案第106号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第101号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ763万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億12万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、599万1,000円の減額補正でございます。

当初、この項については、1名増員を考えてございましたが、実質、人員の増が図られなかったということで、職員1名減に伴います給与等の減額が主な内容でございます。

3款老人保健拠出金、1項老人保健救出金、1目老人保健医療費拠出金、39万円の追加でございます。

額の確定に伴うものでございます。

次のページになりますが、2目老人保健事務費拠出金、5,000円の追加でございます。

1目同様、額の確定に伴うものでございます。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、203万8,000円の減額でございます。

本目についても、額の確定に伴うものでございます。

次に、歳入でございますが、4ページにお戻りいただきたいと思います。

2巻国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、60万3,000円の減額でございます。

介護納付金の国庫負担金の減が主な内容でございます。

3款療養給付等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、12万6,000円の追加でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、931 万 4,000 円の減額でございます。
人件費等にかかります減が主な内容でございます。

次のページになりますが、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、215 万 7,000 円の追加でございます。

前年度繰越金でございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 102 号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 7,167 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、14 ページ、15 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

それでは、最初に、歳出でございますが、18 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、53 万円の追加でございます。

職員の異動等に伴います人件費の増減にかかります補正でございます。

次に、歳入でございますが、16 ページへお戻りいただきたいと思います。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目審査支払手数料交付金、4 万 6,000 円の追加でございます。

過年度分でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、576 万 9,000 円の追加でございますが、過年度の不足分を歳入するものでございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、55 万 4,000 円につきましても、過年度の清算に伴う歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、758 万 4,000 円の減額でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、174 万 5,000 円の追加でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わります。

23 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 103 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 502 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 9,586 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、24 ページ、25 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出でございますが、29 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、6 万 8,000 円の追加でございます。

人事異動に伴います職員の配置によりまして、給与あるいは共済の減、職員手当等の増となったものでございます。

次に、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、46 万円の追加でございますが、主に時間外勤務手当にかかわる追加でございます。

次のページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、1 億 2,028 万 3,000 円の追加でございます。

介護保険制度が改正されまして、本年の 4 月より新たに今まで要介護度 1 の者を要支援 1、2 等認定する際の認定の手法が変わってまいりました。

18年度中に認定を受けるまでは経過的要介護として、とりあえず要支援の方についても、この居宅介護サービス給付費の方で支給することになったことから、いわゆる人数も当然増えてまいりますので、その分、1億2,000万ほど追加になるものでございます。

昨年までの要支援にかかわります人たちにかかわるサービスが、認定までの間、この課目で支出をしているということでございます。

次の2目施設介護サービス給付費、1億7,857万3,000円の減額で補正でございます。

減額の主な内容につきましては、介護療養型施設の、あるいは池田町立病院、あるいは音更病院等がこういう施設をなくしたことによりまして、現在、当初42件の対象を考慮してございましたけれども、実質、今、9件、さらに1件ほど件数が減るといふふうに聞いておりますので、最終的な今年末に8件程度になるのかなというふうに思っております。

それにかかわります部分が、すべてでございまして、これらの介護療養型施設に入っておられました方の大半は、医療の方で措置を講じられているということでございますので、自宅に戻る、あるいは施設に入るといふようなことはほとんどなかったというふうに聞いてございます。

4目居宅介護住宅改修費、171万3,000円の追加でございます。

昨年よりも、1件当たりの額が増えておりますことから、追加をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、6目居宅介護サービス計画給付費、749万2,000円の追加でございます。

要介護にかかわります居宅サービス給付費、金額の増加に伴うものでございまして、約倍の単価になったことから、補正をさせていただくものでございます。

6目地域密着型介護サービス等費、3,149万3,000円の追加でございます。

グループホームの入所にかかわるものでございまして、66件ほど当初予定しておりました。

今、8月末現在でございすけれども、既に80件ということになってございますので、いわゆるグループホームに入所される方の件数増に伴います追加補正でございます。

次のページになりますが、介護予防住宅改修費、124万2,000円の追加につきましても、1件当たりの助成額が増えていることによるものでございます。

次に、4目の介護予防サービス計画給付費、579万7,000円の減額でございます。

当初、1回当たりの金額8,000円ほどで予算措置をしてございました。

実質、今回の給付基準としては4,000円ということで約半額になったこと。

さらには、人数も若干減っておりますことから、これらにより大きく減額となるものでございます。

次のページになりますが、4項の高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、1,199万3,000円の追加でございます。

住民税非課税世帯にかかわります部分で、2万4,600円から1万5,000円に基準が変わったということで、逆にこれは非課税世帯にいく分が増えたという内容でございます。

次のページになりますが、2目の高額介護予防サービス費、6万円の追加でございます。

次のページになりますが、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、229万7,000円の追加でございます。

いわゆる、食事分等にかかわるものでございますが、当初132名を予定しておりましたけれども、人数的に6名増えたということございまして、対象人数の増に伴います追加でございます。

次のページになりますが、3款の財政安定基金拠出金、1項財政安定基金拠出金、1目財政安定基金拠出金、7万円の減額でございますが、額の確定に伴うものでございます。

6款の地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費。

7目地域包括支援センター運営費、31万3,000円の増額でございますが、職員の異動に伴います増額、あるいは委託料は、介護プランの委託の実績に伴います減額でございます。

26ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

4款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、765万9,000円の追加ござい

す。

2項の国庫補助金、1目調整交付金、30万円の減額でございます。

3目地域支援事業交付金、13万1,000円の追加でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、178万9,000円の減額補正でございます。

6款の道支出金、1項道負担金、1目介護給付費同負担金、953万4,000円の減額補正でございます。

2項の道補助金、2目の地域支援事業、道交付金につきましては、6万7,000円の追加でございます。

8款の繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、12万5,000円の減額でございます。

次に、2項の基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、113万5,000円の減額補正でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

議案第104号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億298万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、45ページから46ページの歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

48ページをお開きいただきたいと思っております。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、1万3,000円の追加でございます。

需用費、大きく補正させていただきますのは、明倫簡水の送水モーターの配電盤の修繕等にかかわる費用の追加でございます。

原材料費につきましては、執行残でございます。

次に、歳入でございますが、前のページ、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1万3,000円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

53ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第105号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,408万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、54ページ、55ページ、第1表の歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

地方債の補正でございますが、56ページをお開きいただきたいと思っております。

変更でございますが、公共下水道建設事業ほか4事業でございますが、全体として780万円の減額でございます。

事業費の額の確定等に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、58ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、87万7,000円の追加でございます。

職員の異動に伴います人件費の増でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、612万7,000円の減額でございます。

主には、22節の補償補填及び賠償金、事業費の確定に伴う減額が主な内容でございます。

歳入でございますが、57ページ、前ページに戻っていただきたいと思っております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、35万6,000円の追加でございます。

5款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金、219万4,000円の追加でございます。

前年度繰越金でございます。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、1,770 万円の追加でございます。

事業費の確定に伴うものでございます。

資本費平準化債、2 目、3,480 万の減額でございます。

起債許可の確定に伴うものでございます。

3 目、下水道事業債、930 万円、事業費の確定に伴う増額分でございます。

以上で、下水道会計の説明を終わらせていただきます。

64 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第106号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、3 条予算、第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 8,317 万 7,000 円に、618 万 8,000 円を追加し、5 億 8,936 万 5,000 円とするものでございます。

次に、資本的収入でございますが、既決予定額、4 億 8,401 万 3,000 円から、587 万 6,000 円を減額し、4 億 7,813 万 7,000 円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既決予定額、6 億 2,753 万 3,000 円から、1,156 万円を減額し、6 億 1,597 万 3,000 円とするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 条営業費用、1 目原水及び浄水費、2 万 6,000 円の減額でございます。

人件費、共済費の減でございます。

2 目配水及び給水費、470 万円の追加でございます。

人事異動に伴う人件費、あるいは、配水管の漏水修理等にかかわります修繕費の追加でございます。

5 目総係費、151 万 4,000 円の追加におきましても、人事異動等に伴う人件費の追加でございます。

次の 68 ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、554 万 1,000 円の減額でございますが、水道管の移設等にかかわります事業費の確定に伴うものでございます。

2 目営業設備費、600 万円の減額につきましては、材料費、試算購入費等の確定に伴う減額でございます。

20 目の第 3 次拡張事業費、1 万 9,000 円の減額は、法廷福利費に係るものでございます。

次の前ページでございますが、1 款資本的収入、6 項負担金、1 目負担金、587 万 6,000 円の減額補正でございます。

工事費の確定に伴います負担金の減でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、6 議案について、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第101号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第102号、平成18年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決すること

に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第103号、平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第104号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第105号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第106号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

本件は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桑谷昌芳さんにつきましては、平成19年3月31日をもって任期満了となりますことから、再度、推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料21ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長(本保証喜) 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[休 会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月14日から12月19日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12月14日から、12月19日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月20日、午後2時からであります。

17：10 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第4回幕別町議会定例会

(平成18年12月20日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

29 額瀨太郎 1 前川雅志 2 芳滝 仁

(諸般の報告)

日程第2 発議第17号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第3 発議第18号 幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第4 発議第19号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

日程第5 発議第20号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書

日程第6 発議第21号 オーストラリアとの自由貿易協定交渉に関する要望意見書

日程第7 発議第22号 障害者自立支援制度の見直しを求める意見書

日程第8 陳情第10号 「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める意見書
(民生常任委員会)

日程第9 常任委員会所管事務調査報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第10 閉会中の継続調査の申し出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成18年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年12月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月20日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 9 中橋友子
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)
8 大坂雄一
10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成
地域振興課長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
29 額額太郎 1 前川雅志 2 芳滝 仁

議事の経過

(平成18年12月20日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、29番額額議員、1番前川雅志議員、2番芳滝議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 8番大坂議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、発議第17号から、日程第7、発議第22号までの6議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第17号から、日程第7、発議第22号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議員発議]

○議長（本保証喜） 日程第2、発議第17号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木議員。

○25番（佐々木芳男） それでは、朗読をもって提案とさせていただきます。

発議第17号。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員佐々木芳男。

賛成者、幕別町議会議員杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹、同じく乾邦広議員、同じく中橋友子議員。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたしま

す。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則。

幕別町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

3、委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第39条中第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項を加える。

2、前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第73条第2項中、法第109条の2「第3項」を法第109条の2「第4項」に改める。

第101条及び第111条中、第39条「第2項」を第39条「第3項」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第18号、幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

杉坂議員。

○27番（杉坂達男） 発議第18号につきましては、朗読をもって提案を申し上げます。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員杉坂達男。

賛成者、幕別町議会議員古川稔、幕別町議会議員永井繁樹、幕別町議会議員乾邦広、幕別町議会議員中橋友子、幕別町議会議員佐々木芳男。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

幕別町議会委員会条例（昭和62年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案の説明といたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第19号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 発議第19号。

朗読をもって提案いたします。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）。

森林は、国土の保全・水資源の涵養などとともに、地球温暖化防止に向けた国際公約である温室効果ガス6%削減を履行するためにも大きな役割を果たしていくことが求められています。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害の未然防止に向けた治山対策や森林整備等自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々高まっております。

しかし、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業経営の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の施業意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備の停滞を招き、森林の持つ多面的機能が低下している現状にあります。加えて、この間、わが国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、

①多様で健全な森林への誘導。

②国土保全等の推進。

③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や、地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するため、平成19年度予算等において下記の施策展開が図られますよう、強く要請いたします。

記。

1、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等、必要な予算措置を講じること。

2、国産材の安定供給・利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生を図るため、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。

特に、国有林野事業特別会計改革にあたっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

意見書提出先、内閣、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省、衆・参議長、各政党。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第20号、農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川議員。

○24番（古川稔） 発議第20号。

朗読をもって説明をいたします。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員古川稔。

賛成者、幕別町議会議員永井繁樹議員、同じく乾邦広議員、同じく中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員、同じく杉坂達男議員。

農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書。

農業・農村の経済効率化を進める中で、農家経済の低迷、過疎化や高齢化、混住化などにより、公共財である農地・農業用水等の資源の適切な保全が困難化している。一方、国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取組が求められている。そうしたもとの、日本で初めての「環境直接支払制度」として検討され、品目横断的経営安定対策と「車の両輪」となる政策として位置づけられた「農地・水・環境保全向上対策」が、平成19年度から本格実施される。

しかし、同対策は、農地・農業用水等の保全向上のための地域ぐるみ共同活動に対する支援という農業資源保全対策の中に、環境保全型の営農活動に取り組む農業者に対する支援という農業環境保全対策を取り込んで一つの対策（事業）とするなど、限られた財政規模の中で、支援対象を限定した政策設計となっている。

また、地方公共団体にも国と同等の財政支援を求めており、財政力の弱い地方自治体では実施見送りが限定的な実施に止まるなどの問題を抱えた政策の組み立てとなっている。

よって、国においては、全ての地域において農地・水・環境の適切な保全と質的向上を図れる推進体制をつくるよう下記事項を添えて強く要望する。

記。

1、全国の農業振興地域の農用地を対象とする「農地・水・環境保全向上対策」について、地方公共団体の財政力によって取り組み方に格差が生じないように、地方自治体負担分に対する地方財政措置など十分な財政支援策を講ずること。

2、資源保全施策（共同活動支援）や農業環境保全施策（営農活動支援）に取り組む活動団体の負担とならないように、実績確認などの事務処理の簡素化や地域の特性と実情に応じた要件緩和など弾力的な運用を図ること。

また、本対策と中山間地域等直接支払制度とは、その役割が異なることから、重ねて実施できるとされたが、その場合の追加要件を早急に明らかにし周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第21号、オーストラリアとの自由貿易協定交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永井議員。

○21番（永井繁樹） 発議第21号。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員永井繁樹。

賛成者、乾邦広議員、中橋友子議員、佐々木芳男議員、杉坂達男議員、古川稔議員であります。

オーストラリアとの自由貿易協定交渉に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

オーストラリアとの自由貿易協定交渉に関する要望意見書（案）。

WTOドーハラウンドが米国の中選挙の影響で中断される中、わが国とオーストラリアとの自由貿易協定（FTA）については、昨年11月から、政府間の共同研究を実施し、年内に検討結果を取りまとめ、交渉立ち上げの是非を判断するとしております。

政府間の共同研究で、わが国政府は日本農業にとって重要な麦、乳製品、砂糖、牛肉などを関税撤廃の例外にするよう求めており、これに対し、オーストラリアもわが国の農産物に配慮する姿勢を示しているが、具体的なものはなく、同国がこれまで他国と結んだFTAなどの通商協定の内容は、ほとんどの国で強硬に関税を撤廃しており、同国とFTA交渉入りすることは、わが国農業に甚大な影響を与えること必至であります。

さらに、農水省の予測によると、オーストラリアとのFTA締結で農産物の関税撤廃を強いられた場合、国内の農業、雇用を含む地域経済など総合的な打撃が2兆円規模に上るとしており、同国からの輸入額が多い牛肉、乳製品、小麦、砂糖（主要4分野）の生産が壊滅すれば、わが国の食料自給率が現行の40%から30%台下がると見ております。このことは、主要4分野を抱える北海道・十勝農業、農村地域社会の生死を左右する重大な問題であります。

つきましては、日本・オーストラリア自由貿易協定締結交渉入りの是非を判断する共同研究が山場を迎える中、今後とも多様な農業の共存と食糧主権の確立が図られるよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

1、日本とオーストラリアとの自由貿易協定（FTA）については、北海道・十勝農業、地域社会に甚大な影響を及ぼすので、経済連携協定（EPA）締結は慎重に判断し、農産物交渉は行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第22号、障害者自立支援制度の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾議員。

○17番（乾邦広） 発議第22号。

平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員乾邦広。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員、同じく杉坂達男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員であります。

障害者自立支援制度の見直しを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

障害者に障害福祉サービス等の支援を行うことによって、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができる地域社会の形成を目的とする障害者自立支援法が昨年10月に成立し、本年4月から利用者負担の定率化及び障害程度区分認定に関することなどが、10月からは新事業体系への移行を含めて全面的な施行となっている。

平成15年度に、これまでの措置委託制度が利用契約制度に改められ、それに伴って支援費制度が導入されたのであるが、これを推進するために本年度から施行された障害者自立支援法は、今後において一層増大、多様化する障害福祉サービスのニーズに応えるとともに、制度を将来にわたって継続可能なものにしていかなければならない。

しかしながら、この法律が施行されて8カ月が経過した今日の実態を見ると、当初から懸念されていたとおり、原則1割の利用者負担を理由として、所得の少ない通所サービス系の利用者が利用を控える傾向が顕著になっている。

また、障害者支援施設、共同生活援助等の居住支援事業者及び通所系サービス事業者からは、報酬

額の算定が月額から日額に変更されたことによって収入が不安定になり、経営が急激に悪化していること、また、地域生活支援事業等に対する財政支援が不十分であることなど、今後の運営に対する不安の声が高まっており、障害者が支援を受けるべく環境は大変厳しいものとなってきている。

政府は、障害者自立支援法の審議の過程で「サービスの水準は後退させない」と繰り返し答弁してきたが、受け皿を整備しないままに障害者を施設から地域社会に移行させても、「住まい」や「就労の場」の確保ができていない現況下においては、障害者の自立支援には程遠い制度と言わざるを得ない。

よって、政府並びに国会においては、障害者に対する福祉サービスを低下させぬよう、次の事項に係る制度の見直し等について、特段の措置が講じられるよう強く要望する。

記。

1、「入所から地域へ」の改革を推進するのであれば、まず、受け皿となる「住まい」と「就労の場」の確保と利用者負担の軽減措置を大幅に拡充すること。

2、障害程度区分の判定においては、障害者の障害特性による日常生活の困難さや、実際に要する支援の必要性が反映されにくい傾向にあることから、その特性を適切に反映できるように改善すること。

3、事業者は、利用者に安定したサービスを提供するため施設や職員体制の整備を行っており、支援費の「日払い方式」を「月額報酬」に見直す等、抜本的に改善すること。

4、国は、措置費で行ってきた障害者への福祉サービスを、財政改革の名のもとに、障害者が自立できる社会的・地域的環境の整備を図るよう、自治体に「障害福祉計画」の策定と「地域生活支援事業」の実施を義務付けたものである。地域福祉の実施水準を低下させぬよう、地方交付税措置及び国庫補助金等の財政支援を担保し、これを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第8、陳情第10号、「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長乾邦広議員。

○17番（乾邦広） 平成18年12月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成18年12月5日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年12月14日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第10号、最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

社会保険庁は、低下した国民年金保険料納付率の回復に全力をあげているが目標達成には程遠い。

この原因には、失業者やフリーター、派遣労働者の急増、年金制度をこれから支えていく若年労働者の不安定雇用の進行にある。このままでは、無年金者や低年金者が将来もっと大規模に増加するのは明らかであり、指定都市市長会も昨年、高齢者に「最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度」を提案した。

公的年金制度の崩壊を防ぎ、すべての国民に老後の生活を保障するため、全額国庫負担での最低保障年金制度などを早急に取り組みよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査では、多くの委員より意見がだされ陳情の趣旨について慎重審議がなされた結果、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

「不採択」とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[討 論]

○議長（本保証喜） これより、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

増田議員。

○19番（増田武夫） 私は、日本共産党議員団を代表して、賛成討論を行います。

民生常任委員会で、この陳情が採択されなかったことを聞いて、我が耳を疑いました。こういう結果になることを予想していなかったからであります。

この陳情と同じ趣旨の意見書は、平成18年2月現在、全国の45%に当たる1,111の自治体で可決されています。

平成13年度には、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して、最低保障年金を公的年金制度に導入するよう勧告したのであります。

日本の年金制度の改革が緊急の課題になっていることの何よりの表れであり、この陳情に幕別町議会が応えることができないとすれば、町民に対してその理由を明らかにする責任があります。

本議会でも再三にわたって議論されて明らかになっているように、高齢者を取り巻く状況は、年々厳しくなっています。特に、平成16年の年金制度改悪によって、厚生年金、国民年金ともに2017年まで、国会の議決を経ることなしに、自動的に掛け金が引き上げられていくと同時に、国民年金、障害者年金を含めて、2023年までに約15%の給付が引き下げられることになっています。その上、医療費の負担増、介護保険税や後期高齢者健康保険の掛け金が、年金から天引きされることによって、手にする年金はますます目減りして、困難は増すばかりであります。

本町においては、148万円以下の年金受給者が71.2%にのぼることから、高齢者の日常生活の深刻さに思いをいたさない人はいないのではないのでしょうか。

年寄りに死ねというのかという悲痛な声が聞こえてくるではありませんか。

まず、陳情項目の第1、全額国庫負担の最低保障年金制度をつくることについてであります。

今日の年金制度の最大の問題点は、日々の生活を到底賄えない低年金者、無年金者が膨大な数にの

ぼることあります。国民年金のみの高齢者は900万人以上で、月平均4万6,000円であり、2万から3万円の受給者が少なくありません。

国民年金の未納率は4割を超えて、免除者、未加入者を加えると1,000万人を超えています。こうした状況を放置すれば、将来、さらに膨大な無年金者、低年金者が含まれることとなります。老後の最低生活を保障するという国の責任を放棄している現状にあると言わざるを得ません。

最低保障年金制度は、厚生年金、共済年金、国民年金の共通の土台、1階部分として、全額国庫負担による一定額の最低保障額を設定し、その上に、それぞれの掛け金に応じて給付を上乘せする制度であります。最低保障額を、どの位にするか。どのように上乘給付するかは、これから議論していく課題であります。この制度への移行によって、公民年金や構成年金の定額年金の問題、25年掛け金を払わないと1円も年金がもらえないという問題。無年金者の問題、年金空洞化の問題など、今日の年金制度が抱えている諸矛盾を根本的に解決する道を開くことになるのであります。

すでに45%以上の地方自治体から、この制度創設の意見書が出され、平成13年の国連の勧告、さらには、全国14の政令市で構成する指定都市市長会の政府への提案があります。

市長会の提案では、こう述べています。

一般的に経済的な自立の見込みがたい高齢者にとって必要なのは、最低限度の生活保障であり、現行の自立助長を目的の一つとする生活保護制度とは別立てで、新たに低所得高齢者の生活保障制度を創設するといたしまして、具体的には最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設するというを提案しているのであります。つまり、掛け金負担なしに、ある年齢に達した高齢者すべての最低年金を与える制度を提案しているのであります。最低保障年金制度の創設は、一部の人の意見でないことは明らかであります。

陳情項目の第2、基礎年金の国庫負担を2分の1にすることについては、すでに1,990年代に、政府自身がそれを約束したとことであるにもかかわらず、いまだに実現しておらず、これを求めることに何の問題もありません。

陳情項目第3、国は国民の生存権保障に責任をもって取り組むことに異を唱える人は、地方自治に携わる者であれば、いないといっても言い過ぎではないのか。国に対する当然の求めであります。

さて、民生常任委員会などで出されたこの陳情に対する反対意見についてでありますけれども、今まで掛け金を払っていた人との負担の公平が図れない。払っている人に不公平感が出るという意見や、かえって掛け金未納者が増えるというものがあります。

しかし、最低保障される年金額、例えば、5万円といたしますと、今まで支払った掛け金に応じて支給額がそれに上乘せされるというのが、目指す最低保障年金制度であり、全体が底上げされることによって、現状より安定した老後に展望が開かれるではありませんか。頑張って年金の掛け金を払おうという意欲が出てくるではありませんか。

もう一つ、財源の問題があります。

史上空前の莫大な利益を上げているトヨタやNTTなどの大きな企業や、法人税を全く払っていない大銀行に、それにふさわしい負担を求めること。また、政府は、株取引益などの減税を延長しようとしておりますけれども、金持ち優遇税制の是正など、現在の税制のあり方を改めること。また、支出の無駄を削減することなどによって、生み出すことは可能ではないでしょうか。

以上述べましたように、この陳情は、町内の高齢者、町民の願いにかなった趣旨であることは明らかであります。

また、年金制度の改革は、大多数の国民が切実に望んでいるものでもあります。

もし仮にこの陳情が否決されるということになれば、住民の福祉の増進と生活の安定を第一の任務とする地方自治体の議会としての姿勢そのものが問われることになるのではないのでしょうか。

この陳情を、否とするのであれば、議員一人ひとりが責任を持って、明確に反対の理由を討論の中で明らかにすべきであります。

町民の多くが注意深く見守っていることを申し添えたいと思います。

本陳情に賛同されることを心から訴えて賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に反対者の発言を許します。

他に討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第10号、「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は、「不採択」とするものであります。

したがって、原案について採決いたします。

陳情第10号、「最低保障年金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立「少数」であります。

したがって、本件は否決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第9、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（本保証喜） 日程第10、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成18年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：48 閉会